0032768001

0032768-001

１４．４－５７５

愛媛県勢要覧

愛媛県総務部統計課・編

愛媛県総務部統計課

昭和１１至１５

昭１１至１５

AFB

14.4
575

14.4
575

愛媛縣勢要覽

昭和十一年

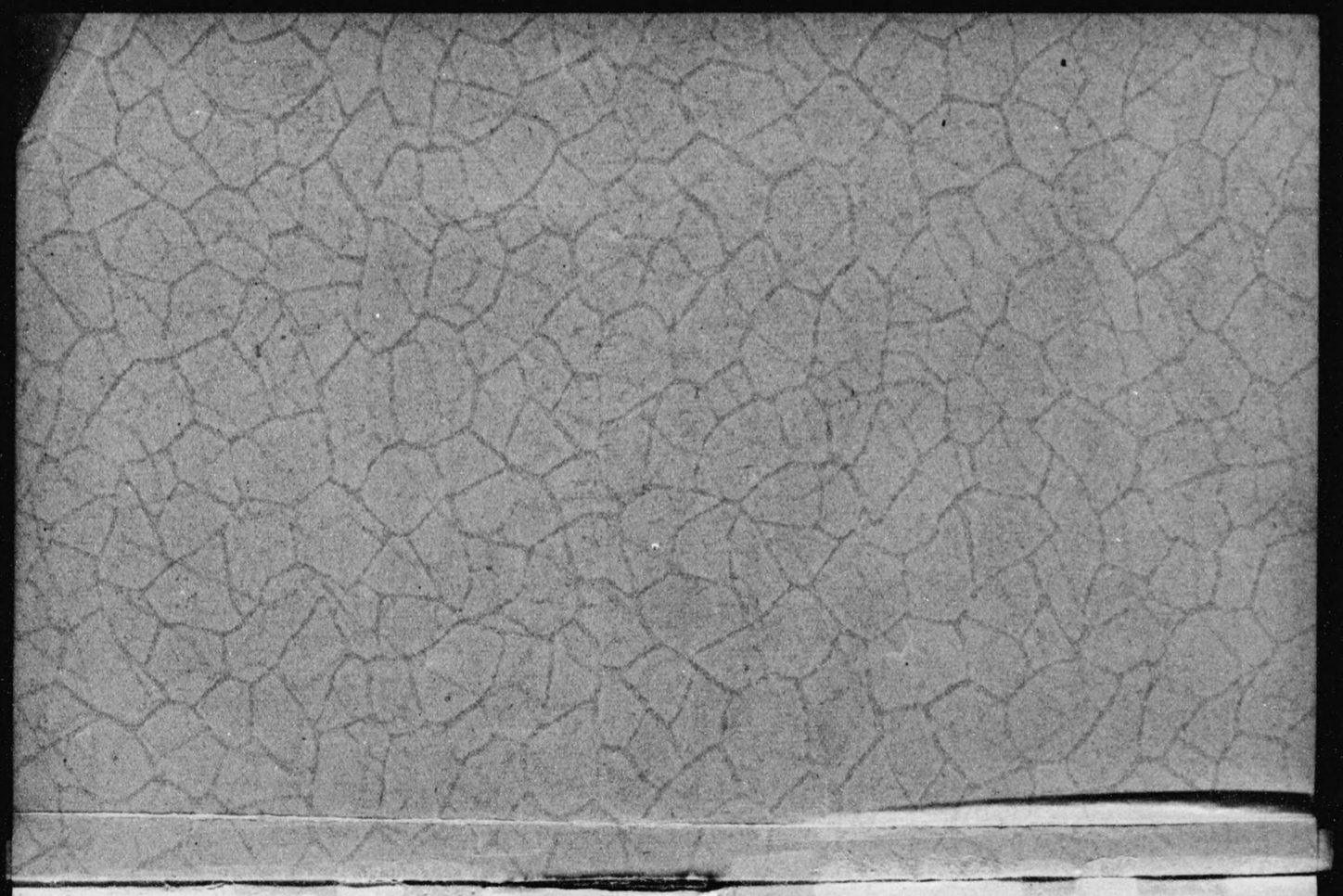

例

一、本書は本縣の現勢を統計上より觀て如何なる狀態にあるか又如何に推移せるかを表示するを本旨とす。

一、本書は可及的最近の事實に據る、而して主要事項に就ては全國又は四國四縣の比較を列記し本縣の現勢地位を一層明かにするに努めたり。

一、本書は史蹟名勝天然記念物等其の主なるものを集錄したり。

昭和十一年三月

愛媛縣總務部

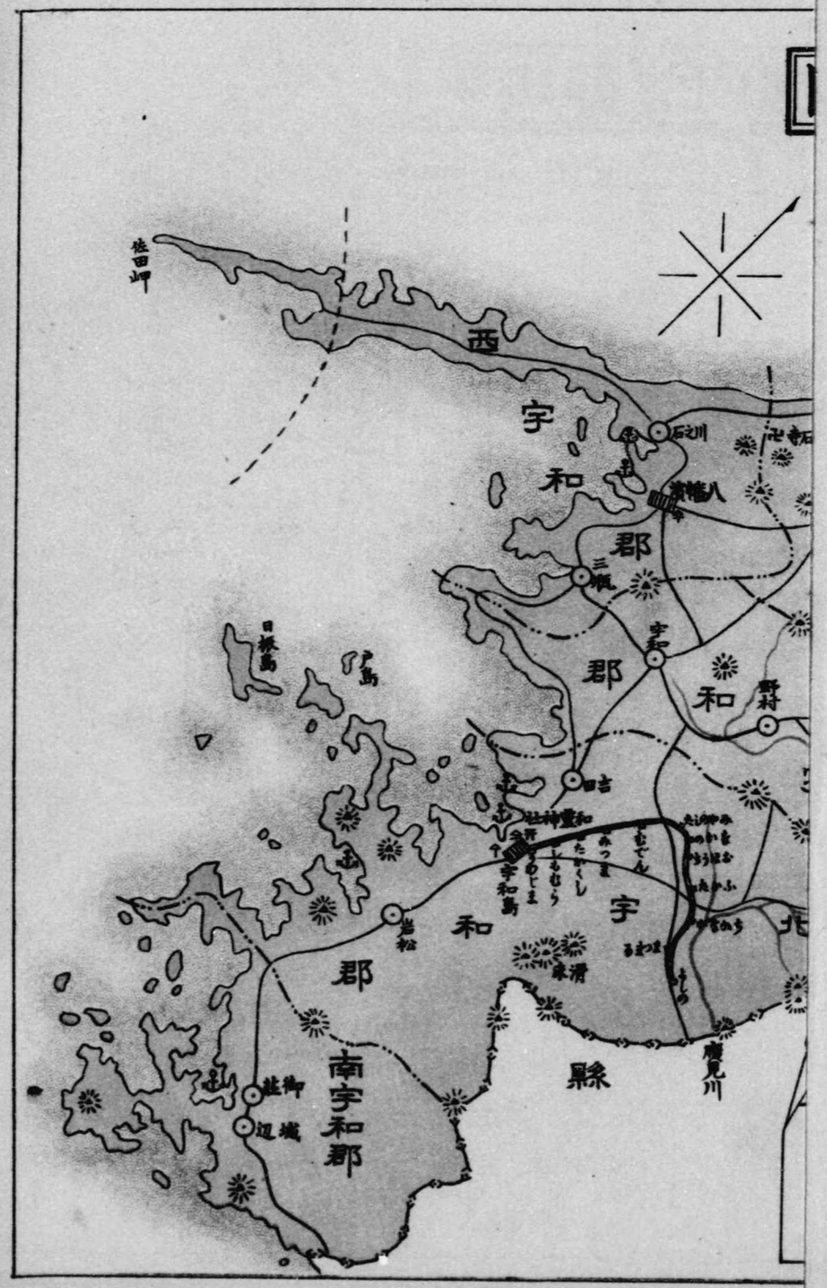
佐田岬
西
宇
和
郡
石之川
八幡濱
三瓶
宇和
郡
和
野村
日振島
戸島
宇和島
和
宇
郡
岩松
南宇和郡
御莊
城辺
縣
廣見川

愛媛縣管内圖

昭和十年六月十七日　豊豫要塞司令部許可濟
昭和十年八月三日　呉鎮守府檢閲濟

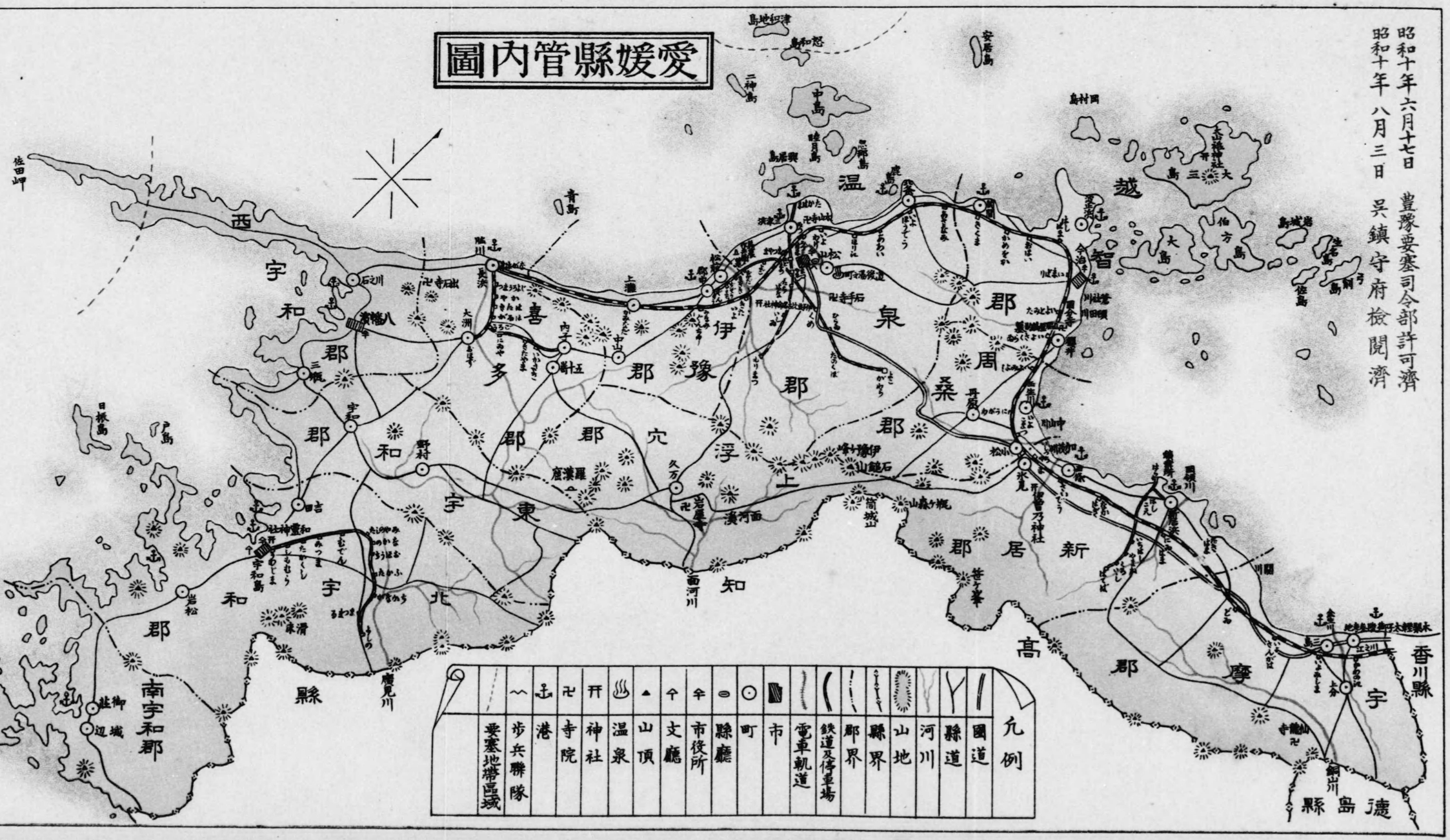
西宇和郡
喜多郡
伊豫郡
温泉郡
越智郡
周桑郡
新居郡
宇摩郡
北宇和郡
南宇和郡
東宇和郡
上浮穴郡
知面河
高縣
香川縣
德島縣
大島
伯方島
中島
青島
二神島
佐田岬
日振島
戸島
宇和島
御荘
城辺
岩松
吉田
野村
卯之町
内子
大洲
八幡濱
石城
臨川
上灘
松山
石手寺
道後温泉
今治
三津濱
川之江
三島
土居
伊豫西條
伊豫三芳
伊豫三島
伊豫岩城
伊豫土居
伊豫川之江
伊豫三津濱
伊豫大洲
伊豫内子
伊豫卯之町
伊豫野村
伊豫吉田
伊豫宇和島
伊豫岩松
伊豫御荘
伊豫城辺
伊豫戸島
伊豫日振島
伊豫佐田岬
伊豫二神島
伊豫青島
伊豫中島
伊豫島居興
伊豫睦月島
伊豫怒和島
伊豫津地島
伊豫安居島
伊豫岡村島
伊豫大山祇神社
伊豫三島
伊豫大島
伊豫伯方島
伊豫島城島
伊豫弓削島
伊豫佐島
伊豫名島
伊豫鯛崎
伊豫新居濱
伊豫多喜濱
伊豫石鎚山
伊豫筒城山
伊豫笹ヶ峯
伊豫瓶ヶ森
伊豫面河川
伊豫面河渓
伊豫岩屋寺
伊豫久万
伊豫羅漢窟
伊豫野村
伊豫和霊神社
伊豫宇和島
伊豫滑床
伊豫御荘
伊豫城辺
伊豫御城辺
伊豫岩松
伊豫吉田
伊豫野村
伊豫卯之町
伊豫内子
伊豫大洲
伊豫臨川
伊豫上灘
伊豫松山
伊豫石手寺
伊豫道後温泉
伊豫今治
伊豫三津濱
伊豫川之江
伊豫三島
伊豫土居
伊豫伊豫西條
伊豫伊豫三芳
伊豫伊豫三島
伊豫伊豫岩城
伊豫伊豫土居
伊豫伊豫川之江
伊豫伊豫三津濱
伊豫伊豫大洲
伊豫伊豫内子
伊豫伊豫卯之町
伊豫伊豫野村
伊豫伊豫吉田
伊豫伊豫宇和島
伊豫伊豫岩松
伊豫伊豫御荘
伊豫伊豫城辺
伊豫伊豫戸島
伊豫伊豫日振島
伊豫伊豫佐田岬
伊豫伊豫二神島
伊豫伊豫青島
伊豫伊豫中島
伊豫伊豫島居興
伊豫伊豫睦月島
伊豫伊豫怒和島
伊豫伊豫津地島
伊豫伊豫安居島
伊豫伊豫岡村島
伊豫伊豫大山祇神社
伊豫伊豫三島
伊豫伊豫大島
伊豫伊豫伯方島
伊豫伊豫島城島
伊豫伊豫弓削島
伊豫伊豫佐島
伊豫伊豫名島
伊豫伊豫鯛崎
伊豫伊豫新居濱
伊豫伊豫多喜濱
伊豫伊豫石鎚山
伊豫伊豫筒城山
伊豫伊豫笹ヶ峯
伊豫伊豫瓶ヶ森
伊豫伊豫面河川
伊豫伊豫面河渓
伊豫伊豫岩屋寺
伊豫伊豫久万
伊豫伊豫羅漢窟
伊豫伊豫野村
伊豫伊豫和霊神社
伊豫伊豫宇和島
伊豫伊豫滑床
伊豫伊豫御荘
伊豫伊豫城辺
伊豫伊豫御城辺
伊豫伊豫岩松
伊豫伊豫吉田
伊豫伊豫野村
伊豫伊豫卯之町
伊豫伊豫内子
伊豫伊豫大洲
伊豫伊豫臨川
伊豫伊豫上灘
伊豫伊豫松山
伊豫伊豫石手寺
伊豫伊豫道後温泉
伊豫伊豫今治
伊豫伊豫三津濱
伊豫伊豫川之江
伊豫伊豫三島
伊豫伊豫土居
伊豫伊豫伊豫西條
伊豫伊豫伊豫三芳
伊豫伊豫伊豫三島
伊豫伊豫伊豫岩城
伊豫伊豫伊豫土居
伊豫伊豫伊豫川之江
伊豫伊豫伊豫三津濱
伊豫伊豫伊豫大洲
伊豫伊豫伊豫内子
伊豫伊豫伊豫卯之町
伊豫伊豫伊豫野村
伊豫伊豫伊豫吉田
伊豫伊豫伊豫宇和島
伊豫伊豫伊豫岩松
伊豫伊豫伊豫御荘
伊豫伊豫伊豫城辺
伊豫伊豫伊豫戸島
伊豫伊豫伊豫日振島
伊豫伊豫伊豫佐田岬
伊豫伊豫伊豫二神島
伊豫伊豫伊豫青島
伊豫伊豫伊豫中島
伊豫伊豫伊豫島居興
伊豫伊豫伊豫睦月島
伊豫伊豫伊豫怒和島
伊豫伊豫伊豫津地島
伊豫伊豫伊豫安居島
伊豫伊豫伊豫岡村島
伊豫伊豫伊豫大山祇神社
伊豫伊豫伊豫三島
伊豫伊豫伊豫大島
伊豫伊豫伊豫伯方島
伊豫伊豫伊豫島城島
伊豫伊豫伊豫弓削島
伊豫伊豫伊豫佐島
伊豫伊豫伊豫名島
伊豫伊豫伊豫鯛崎
伊豫伊豫伊豫新居濱
伊豫伊豫伊豫多喜濱
伊豫伊豫伊豫石鎚山
伊豫伊豫伊豫筒城山
伊豫伊豫伊豫笹ヶ峯
伊豫伊豫伊豫瓶ヶ森
伊豫伊豫伊豫面河川
伊豫伊豫伊豫面河渓
伊豫伊豫伊豫岩屋寺
伊豫伊豫伊豫久万
伊豫伊豫伊豫羅漢窟
伊豫伊豫伊豫野村
伊豫伊豫伊豫和霊神社
伊豫伊豫伊豫宇和島
伊豫伊豫伊豫滑床
伊豫伊豫伊豫御荘
伊豫伊豫伊豫城辺
伊豫伊豫伊豫御城辺
伊豫伊豫伊豫岩松
伊豫伊豫伊豫吉田
伊豫伊豫伊豫野村
伊豫伊豫伊豫卯之町
伊豫伊豫伊豫内子
伊豫伊豫伊豫大洲
伊豫伊豫伊豫臨川
伊豫伊豫伊豫上灘
伊豫伊豫伊豫松山
伊豫伊豫伊豫石手寺
伊豫伊豫伊豫道後温泉
伊豫伊豫伊豫今治
伊豫伊豫伊豫三津濱
伊豫伊豫伊豫川之江
伊豫伊豫伊豫三島
伊豫伊豫伊豫土居
伊豫伊豫伊豫伊豫西條
伊豫伊豫伊豫伊豫三芳
伊豫伊豫伊豫伊豫三島
伊豫伊豫伊豫伊豫岩城
伊豫伊豫伊豫伊豫土居
伊豫伊豫伊豫伊豫川之江
伊豫伊豫伊豫伊豫三津濱
伊豫伊豫伊豫伊豫大洲
伊豫伊豫伊豫伊豫内子
伊豫伊豫伊豫伊豫卯之町
伊豫伊豫伊豫伊豫野村
伊豫伊豫伊豫伊豫吉田
伊豫伊豫伊豫伊豫宇和島
伊豫伊豫伊豫伊豫岩松
伊豫伊豫伊豫伊豫御荘
伊豫伊豫伊豫伊豫城辺
伊豫伊豫伊豫伊豫戸島
伊豫伊豫伊豫伊豫日振島
伊豫伊豫伊豫伊豫佐田岬
伊豫伊豫伊豫伊豫二神島
伊豫伊豫伊豫伊豫青島
伊豫伊豫伊豫伊豫中島
伊豫伊豫伊豫伊豫島居興
伊豫伊豫伊豫伊豫睦月島
伊豫伊豫伊豫伊豫怒和島
伊豫伊豫伊豫伊豫津地島
伊豫伊豫伊豫伊豫安居島
伊豫伊豫伊豫伊豫岡村島
伊豫伊豫伊豫伊豫大山祇神社
伊豫伊豫伊豫伊豫三島
伊豫伊豫伊豫伊豫大島
伊豫伊豫伊豫伊豫伯方島
伊豫伊豫伊豫伊豫島城島
伊豫伊豫伊豫伊豫弓削島
伊豫伊豫伊豫伊豫佐島
伊豫伊豫伊豫伊豫名島
伊豫伊豫伊豫伊豫鯛崎
伊豫伊豫伊豫伊豫新居濱
伊豫伊豫伊豫伊豫多喜濱
伊豫伊豫伊豫伊豫石鎚山
伊豫伊豫伊豫伊豫筒城山
伊豫伊豫伊豫伊豫笹ヶ峯
伊豫伊豫伊豫伊豫瓶ヶ森
伊豫伊豫伊豫伊豫面河川
伊豫伊豫伊豫伊豫面河渓
伊豫伊豫伊豫伊豫岩屋寺
伊豫伊豫伊豫伊豫久万
伊豫伊豫伊豫伊豫羅漢窟
伊豫伊豫伊豫伊豫野村
伊豫伊豫伊豫伊豫和霊神社
伊豫伊豫伊豫伊豫宇和島
伊豫伊豫伊豫伊豫滑床
伊豫伊豫伊豫伊豫御荘
伊豫伊豫伊豫伊豫城辺
伊豫伊豫伊豫伊豫御城辺
伊豫伊豫伊豫伊豫岩松
伊豫伊豫伊豫伊豫吉田
伊豫伊豫伊豫伊豫野村
伊豫伊豫伊豫伊豫卯之町
伊豫伊豫伊豫伊豫内子
伊豫伊豫伊豫伊豫大洲
伊豫伊豫伊豫伊豫臨川
伊豫伊豫伊豫伊豫上灘
伊豫伊豫伊豫伊豫松山
伊豫伊豫伊豫伊豫石手寺
伊豫伊豫伊豫伊豫道後温泉
伊豫伊豫伊豫伊豫今治
伊豫伊豫伊豫伊豫三津濱
伊豫伊豫伊豫伊豫川之江
伊豫伊豫伊豫伊豫三島
伊豫伊豫伊豫伊豫土居
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫西條
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫三芳
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫三島
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫岩城
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫土居
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫川之江
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫三津濱
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫大洲
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫内子
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫卯之町
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫野村
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫吉田
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫宇和島
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫岩松
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫御荘
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫城辺
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫戸島
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫日振島
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫佐田岬
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫二神島
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫青島
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫中島
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫島居興
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫睦月島
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫怒和島
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫津地島
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫安居島
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫岡村島
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫大山祇神社
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫三島
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫大島
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伯方島
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫島城島
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫弓削島
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫佐島
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫名島
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫鯛崎
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫新居濱
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫多喜濱
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫石鎚山
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫筒城山
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫笹ヶ峯
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫瓶ヶ森
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫面河川
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫面河渓
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫岩屋寺
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫久万
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫羅漢窟
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫野村
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫和霊神社
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫宇和島
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫滑床
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫御荘
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫城辺
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫御城辺
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫岩松
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫吉田
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫野村
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫卯之町
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫内子
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫大洲
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫臨川
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫上灘
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫松山
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫石手寺
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫道後温泉
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫今治
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫三津濱
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫川之江
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫三島
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫土居
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫西條
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫三芳
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫三島
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫岩城
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫土居
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫川之江
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫三津濱
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫大洲
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫内子
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫卯之町
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫野村
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫吉田
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫宇和島
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫岩松
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫御荘
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫城辺
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫戸島
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫日振島
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫佐田岬
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫二神島
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫青島
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫中島
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫島居興
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫睦月島
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫怒和島
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫津地島
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫安居島
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫岡村島
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫大山祇神社
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫三島
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫大島
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伯方島
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫島城島
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫弓削島
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫佐島
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫名島
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫鯛崎
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫新居濱
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫多喜濱
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫石鎚山
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫筒城山
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫笹ヶ峯
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫瓶ヶ森
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫面河川
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫面河渓
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫岩屋寺
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫久万
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫羅漢窟
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫野村
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫和霊神社
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫宇和島
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫滑床
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫御荘
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫城辺
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫御城辺
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫岩松
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫吉田
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫野村
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫卯之町
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫内子
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫大洲
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫臨川
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫上灘
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫松山
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫石手寺
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫道後温泉
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫今治
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫三津濱
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫川之江
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫三島
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫土居
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫西條
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫三芳
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫三島
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫岩城
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫土居
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫川之江
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫三津濱
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫大洲
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫内子
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫卯之町
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫野村
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫吉田
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫宇和島
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫岩松
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫御荘
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫城辺
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫戸島
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫日振島
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫佐田岬
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫二神島
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫青島
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫中島
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫島居興
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫睦月島
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫怒和島
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫津地島
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫安居島
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫岡村島
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫大山祇神社
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫三島
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫大島
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伯方島
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫島城島
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫弓削島
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫佐島
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫名島
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫鯛崎
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫新居濱
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫多喜濱
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫石鎚山
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫筒城山
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫笹ヶ峯
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫瓶ヶ森
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫面河川
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫面河渓
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫岩屋寺
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫久万
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫羅漢窟
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫野村
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫和霊神社
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫宇和島
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫滑床
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫御荘
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫城辺
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫御城辺
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫岩松
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫吉田
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫野村
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫卯之町
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫内子
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫大洲
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫臨川
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫上灘
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫松山
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫石手寺
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫道後温泉
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫今治
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫三津濱
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫川之江
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫三島
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫土居
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫西條
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫三芳
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫三島
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫岩城
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫土居
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫川之江
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫三津濱
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫大洲
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫内子
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫卯之町
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫野村
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫吉田
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫宇和島
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫岩松
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫御荘
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫城辺
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫戸島
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫日振島
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫佐田岬
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫二神島
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫青島
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫中島
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫島居興
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫睦月島
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫怒和島
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫津地島
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫安居島
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫岡村島
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫大山祇神社
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫三島
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫大島
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伯方島
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫島城島
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫弓削島
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫佐島
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫名島
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫鯛崎
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫新居濱
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫多喜濱
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫石鎚山
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫筒城山
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫笹ヶ峯
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫瓶ヶ森
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫面河川
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫面河渓
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫岩屋寺
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫久万
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫羅漢窟
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫野村
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫和霊神社
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫宇和島
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫滑床
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫御荘
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫城辺
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫御城辺
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫岩松
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫吉田
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫野村
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫卯之町
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫内子
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫大洲
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫臨川
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫上灘
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫松山
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫石手寺
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫道後温泉
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫今治
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫三津濱
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫川之江
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫三島
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫土居
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫西條
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫三芳
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫三島
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫岩城
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫土居
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫川之江
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫三津濱
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫大洲
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫内子
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫卯之町
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫野村
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫吉田
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫宇和島
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫岩松
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫御荘
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫城辺
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫戸島
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫日振島
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫佐田岬
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫二神島
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫青島
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫中島
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫島居興
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫睦月島
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫怒和島
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫津地島
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫安居島
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫岡村島
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫大山祇神社
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫三島
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫大島
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伯方島
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫島城島
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫弓削島
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫佐島
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫名島
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫鯛崎
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫新居濱
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫多喜濱
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫石鎚山
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫筒城山
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫笹ヶ峯
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫瓶ヶ森
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫面河川
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫面河渓
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫岩屋寺
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫久万
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫羅漢窟
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫野村
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫和霊神社
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫宇和島
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫滑床
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫御荘
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫城辺
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫御城辺
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫岩松
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫吉田
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫野村
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫卯之町
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫内子
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫大洲
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫臨川
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫上灘
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫松山
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫石手寺
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫道後温泉
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫今治
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫三津濱
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫川之江
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫三島
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫土居
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫西條
伊豫伊豫伊豫伊豫伊豫

14.4-575.

愛媛縣勢要覽目次

地圖　本縣管內地圖

第一章　總說

位置及境界—地勢—地形—山嶽—河川—島嶼—地質—氣象—沿革—區劃—教育—交通—都邑—物產……一

第一節　土地

一、面積……六
二、國有地及民有地……六
三、林野面積……六
四、耕地面積……七
五、耕地整理……七

第二節　戶口

一、人口……八
二、戶數……八
三、戶數增減趨勢……八
四、人口動態（出生—死產—死亡—人口自然增加—婚姻—離婚—月別の出生、死亡、婚姻、離婚表）……九

第二章　神社宗教及兵事

第一節　神社及宗教

一、神社及神職……一二
二、寺院佛堂及住職……一三
三、教會講義所說教所……一六

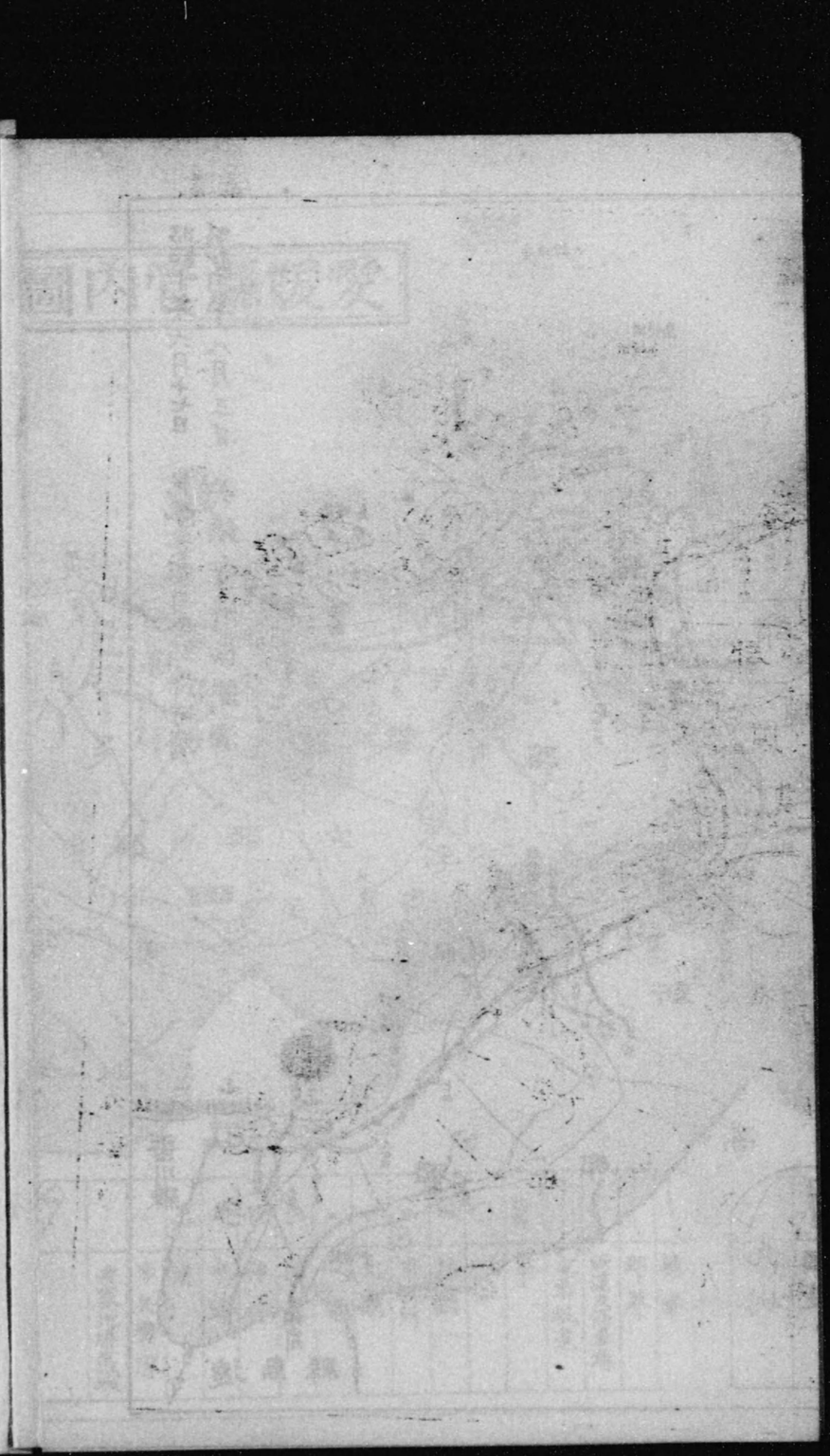

第二節　兵事……一七
一、壯丁……一七
二、海軍志願兵……一七
第三章　教育……一八
第一節　初等教育……一八
一、學齡兒童……一八
二、小學校—兒童—教員……一八
第二節　中等教育……一九
一、中學校……二一
二、高等女學校……二一
三、農業學校……二一
四、商業學校……二一
五、商船學校……二一
六、工業學校……二一
七、實業補習學校……二一
八、師範學校……二一
九、實業補習學校教員養成所……二一
十、職業學校……二一
第三節　高等教育……二二
一、高等學校……二二
二、實業專門學校……二三
第四節　其の他の教育……二三
一、盲啞學校……二三
二、各種學校……二三
三、幼稚園……二三
第五節　社會教育施設……二四
一、家庭實業學校……二四
二、松山夜學校……二四
三、圖書館……二四
四、青年訓練所……二五
五、青年團……二五
第四章　產業……二五
第一節　農業……二五
一、農家戶數……二五
二、農產物……二六
三、畜產物……二六
四、副業……二六
第二節　蠶絲業……二六
一、桑畑……二六
二、養蠶戶數……二六
三、蠶種掃立數量……二六
四、繭……二六
五、蠶絲業……二六
第三節　林業……二七

一、林產物……四〇
第四節 水產物……四一
一、水產業者……四一
二、漁船……四一
三、沿岸漁獲物……四一
四、遠洋漁業……四一
五、水產養殖……四一
六、水產製造物……四二
七、製鹽……四二
第五節 鑛業……四二
一、鑛區……四二
二、鑛產物……四三
第六節 工業……四三
一、工場……四三
二、工產物……四三
三、電氣事業……四四
第七節 會社及金融……四四
一、會社……四四
二、金融……四五
第八節 產業諸團體……四八
第五章 交通及通信……五〇
一、道路及諸車……五一
二、鐵道……五一
三、海運……五一
四、通信……五二
第六章 社會事業……五三
一、愛媛縣社會事業協會……五三
二、愛媛縣善鄰會……五三
三、愛媛縣教化聯盟……五四
四、縣方面委員……五四
五、救濟……五四
六、職業紹介……五五
七、公益質屋……五五
八、住宅組合……五五
九、公營住宅……五五
一〇、釋放人保護……五六
一一、託兒所……五六
第七章 財政……五六
一、國稅……五六
二、縣費……五七
三、市費……五七
四、町村費……五八
第八章 警察及衛生……六一

第一節　警　察……四四
一、警察官署及警察職員……四四
二、犯　罪……四五
三、火　災……四五
第二節　衛　生……四五
一、醫師及齒科醫師……四五
二、產婆及看護婦……四六
三、藥劑師及藥業者……四六
四、鍼灸按術業者……四六
五、傳染病……四六
附　錄
史蹟名勝天然記念物概要……四九
歷代長官……五一

愛媛縣勢要覽

位置及境界　愛媛縣は南海道の西北部を占め東徑百三十三度四十四分乃至百三十二度北緯三十四度十九分乃至三十三度四十八分に位す東は德島、香川二縣に接し西は豊後水道を隔て宮崎、大分縣に對し南は高知縣と連る北は瀨戸内海にして岡山、廣島、山口縣と相臨めり

地勢

（地形）地形狹長にして東北より西南に長く延長六十餘里に達すれども幅員は二十里より六、七里の間を出入す南方は山嶽蜒々として障屏の如く土佐と自然の境界をなし其の支脈は縣内に連亙し峯巒起伏して平地地極めて少く山地八、本地二の割合なり　海岸線延長三百十里岬灣の出入頗る多く就中佐田岬は遠く豊後水道に突出し其の長さ十二里に及ぶ

（山嶽）石槌山は海抜六千五百三十七尺にして四國最高たり其の他六千尺以上のものに二ノ森、瓶ケ森、笹ケ峯、筒城山あり多く土佐との國境に聳立す

（河川）河川中最大なるものは肱川にして其の流程二十餘里其の下流十二里の間は舟揖を通す物

資運輸の便あるは縣下本川あるのみなり其の他重信川、加茂川、蒼社川、中山川等あるも僅に灌漑の用を爲すに過ぎざれ共一般河川は急流に富み近時水力發電に利用せらるゝもの多きを加ふ

（島嶼） 沿海大小の島嶼に富み其の數二百餘に達す大なるものに大三島、大島、伯方島、中島、興居島等あり

地質 南部石槌山脈は結晶片岩帶より成り東方宇摩郡銅山川の溪谷より西方佐田岬に至る北部瀨戸內海斜面は白堊紀層、第三紀層、新生層、花崗岩地所々に連り概ね壤土質にして地味肥沃なり

氣象 氣温は地方に依り寒温乾濕の差著しく松山地方は平均攝氏十五度二にして最低零下四度三最高三十六度を示す一般に石槌山系は寒冷甚しきも宇和地方は亞熱帶の感あり（西宇和郡三崎半島は亞熱帶の北限地なり）雨量は各府縣中瀨戸內海地方は少雨宇和地方は多雨の部に屬す

沿革 明治四年舊幕領を廢して倉敷縣を置く仝年又松山、今治、小松、西條、宇和島、吉田、大洲、新谷の各藩を廢して夫々松山、今治、小松、西條、宇和島、吉田、大洲、新谷の各縣を置きたるも亦倉敷、松山、今治、小松、西條の五縣を廢して松山縣に宇和島、吉田、大洲、新谷の四縣を廢して宇和島縣となす、明治五年松山縣を石鐵縣に宇和島縣を神山縣に改め同六年神山石鐵の兩縣を廢して愛媛縣となす即ち伊豫の國を管轄するに至る明治九年讃岐を併管せしも同二十一年分離して今日に至る

區劃 縣內を四市十二郡三十三町二百三十二村に分つ一支廳置かれ其の管轄區域內に二郡（北宇和郡南宇和郡）四町三十四村あり

教育 國家の要求と現下の國狀とに鑑み各般の教育に夫々努力すべき點を明示し以て實績を擧ぐるに努めたり、小學校に於ては一般不況による地方財政逼迫の影響大なりしが尙學級の增加せられたるもの一〇三學級、教員の增置一兇名あり、實際の教育に於ては各種教育思想に眩惑せらるることなく常に中道を歩みて地方振興の源動たる人間養成に努力し地方の教育は益々緊張度を加へ來れり

【愛媛縣廳】

中等學校に於ては意志の鍛錬、人格の陶冶に主力を注がしむると共に特に國民精神の作興實實剛健勤勞の風を養成するに努力せしめたり

實業補習學校、青年訓練所は青年教育上最も重要なるを以て研究會、協議會、合同視察等を屢行ひ學校當局を鼓舞激勵すると共に地方人士をして斯教育の重要性を理解せしむるに力めたり從つて成績は漸次向上し就學出席の狀況も極めて良好となりつゝあり唯地方財政逼迫の爲專任教員の增置、設備の充實等に遺憾の點尠からず雖補習教育重視の聲は次第に高まりつゝあり

昭和九年度に於て公私立小學校 四四校 にして兒童 二〇七、九〇三人 就學歩合 九・五六 にして 前年度と同樣なり

小學校教員總數 四、九三五人 にして本科正教員 四、二九六人（八割七分）を占め專科正教員 三七一人 准教員 三五人 代用教員 三四三人 なり

中等程度の學校は 四二校 にして生徒 一六、七四人 を有し卒業生 三、六四三人 なり 專門學校程度以上のもの官立松山高等學校 一 私立松山高等商業學校 一校 あり 其の他實業補習學校 三五校 生徒 二九、三四人 青年訓練所 三六 生徒 一七、四六一人 男女青年團數 六三 團員數 八三、四〇一人 なり又不良兒感化の爲縣立家庭實業學校 一 盲啞教育の爲縣立盲啞學校 一校 あり

交通

地勢の影響に依り海運は夙に發達せるも鐵道軌道の敷設は僅に縣内の一部に過ぎず主要地連絡は自動車便に俟つもの多し

國有鐵道は香川縣に通ずる豫讃線縣内走行 三八・三粁 及宇和島線 三五・六粁 にして、宇和島線は昭和八年十月一日より私設鐵道宇和島鐵道を國有鐵道に移管したるものとす

私設鐵道は伊豫鐵電の經營せる松山附近と住友經營に係る新居濱端出場間とす

道路は國道 一線 九八・五粁 縣道 三三線 三、五〇四粁 市町村道 九、九三七粁なり

海岸線出入に富み港灣多數を算し其の顯著なるものを揭ぐれば今治、高濱、三津濱、八幡濱、宇和島港等にして阪神中國九州方面に每日數回の定期航路備はり乘客物資の運輸至便にして交通繁し又昭和三年より今治、三津濱と大連間との航路開始せられ物資直輸入の途開けたり

都邑

松山市（人口八一、九四〇）に亞ぎて今治市（人口五一、六〇三）宇和島市（人口五一、二八〇）八幡濱市（人口三〇、五〇一）の四市あり宇和島市は昭和九年九月一日九島村を合併したるものとす又八幡濱市は昭和十年二月十一日市制を實施したるものなり 其の他人口一万以上のものに西條（人口一八、三〇五）三津濱（人口一三、三六七）新居濱（人口一六、〇四九）大洲（人口一六、三〇二）の四町あり（昭和十年國勢調査人口）

物産 本縣の昭和九年に於ける物産總額は二億一千八百餘万圓にして其の中最も多きは綿織物にして年額三千九百四十万圓に達し主として今治、西宇和、松山に産す綿糸二千九百五十万圓、米一千七百九十万圓、繭五百三十万圓、生絲一千二百七万圓、肥料一千百七十万圓、銅九百二十万圓等之に亞ぐ其の他清酒六百七十万圓、麥八百十八万圓、製紙四百六十一万圓、菓子二百七十一万圓、柑橘二百五十一万圓、木製品二百三十万圓、粗製硫酸二百四十万圓等あり尚百万圓以上の産額ある著名なるものにカマボコ、チクワ、捺染絣、醬油、除虫菊等あり

第一節 土地

一、面積 面積は五、六六七方粁一一にして全國中第二六位にあり全國平均の八、一三四方粁三三に達せずして三重、山口、千葉、愛知の諸縣に近似す

二、國有地及民有地 國有地は四三、三三四町歩（昭和九年四月一日）公有民有地四五四、八三四町歩（昭和九年一月一日）なり國有地の内農林省所管四二、〇九三町歩にして其の大部分を占め内務省二六〇町歩鐵道省三六四町歩等を主なるものとす民有地の内有租のもの三三九、一七七町歩にして其の臺帳面に依る地目反別は次の如し

總數	田	畑	宅地	山林	原野	其の他
三三九、一七七町	四七、四七八町	五六、七八三町	六、六九六町	二三六、八一一町	六九九町	七一〇町

三、林野面積 毎三年の定期調査による（昭和八年末）林野面積は三二二、五五九町歩にして國有林四一、六五〇町歩公有林四八、三三六町歩社寺有林三、二九一町歩私有林二一九、二九一町歩なり内立木地九割一分無立木地九分の割合なり

四、耕地面積 昭和九年末耕地總面積は九一、〇三六町歩にして内田四五、四一七町歩畑四五、六一九町歩農家一戸當七反歩に當る耕作する耕地の廣狹別を見れば五反未滿の戸數五八、六六七戸五反以上一町歩未滿四八、六六九戸にして農家戸數一三九、四〇七に對し八割三分を占む而して一町以上三町歩未滿のもの二一、四三六戸三町歩以上のもの六三五戸なり

耕地の移動狀況を見るに昭和九年中に於ける擴張總數七七九町歩にして開墾五六五町歩荒地復舊一三九町歩地目變換七五町歩とす又同年中潰廢總數三三〇町歩内田一四九町歩畑一八一町歩にして其の原因は宅地敷、道路河川敷、荒地、地類地目變換に依るものとす

平野の主なるものは道前平野（越智、周桑、新居の各郡及今治市）道後平野（温泉、伊豫郡及松山市）三間平野（北宇和郡宇和島市）等とす

耕地を自作小作別より見れば耕地總面積九一、〇三六町歩の内自作（田一九、八四三町 畑三二、二一二町）小作（田二五、五七四町 畑一三、四〇七町）にして自作の割合は概して南豫方面に高く小作の割合は東豫方面に高し

耕地面積（昭和九年末）

全國	總數	六、〇三七、六四五町	愛媛縣	總數	九一、〇三六町
	田	三、三八、四四〇		田	四五、四一七
	畑	二、八二九、二〇五		畑	四五、六一九
香川縣	總數	五一、五〇〇町	高知縣	總數	六七、四七二町
	田	三九、四〇九		田	三四、二九七
	畑	一二、八九一		畑	三三、一七五
德島縣	總數	五二、九四七町			
	田	二八、〇三四			
	畑	二四、九一三			

五、耕地整理　明治三十三年耕地整理法施行以來昭和九年迄に設立施行認可せるものは地區數 四三 面積一九、五〇九町歩にして之が整理費 八、九二〇、三四圓に達す

昭和九年中に於ける認可地區數 一四 面積 三二町歩 整理費 三四、一六〇圓 工事着手地區數 一 面積 三町歩なり

第二節　戸口

一、人口　昭和十年國勢調査（十月一日現在）に依る本縣の人口は百十六万四千八百九十五人にして五年前の昭和五年國勢調査に比し二万二千七百七十三人の增加なり

大正九年乃至大正十四年の五ヶ年間の增加割合は人口千に付 四二人 昭和五年乃至昭和十年の五ヶ年間に於ける增加割合は人口千に付 三〇人にして最近增加割合著しく減少を示す

全國中人口は第二十七位に在り三重、山形縣に近似す

男女の割合を見るに總人口中男 四割九分四厘 女 五割六厘 を示し女百に對し男の割合は九十七人六分九厘にして全國平均百人六分二厘、香川縣九十九人五分七厘、高知縣 九十八人七分三厘、德島縣 九十八人七分一厘に比して低し尙全國中其の割合最も少きは沖繩縣の九十人三分九厘最も多きは東京府の百九人二分五厘なり

人口密度は全國中第十七位を占め一方粁に付二百六人にして全國平均百八十一人よりも高く四國四縣に於ては香川縣の四百三人に亞ぎて高し（高知縣百一人 德島縣百七十六人）全國中密度最も高きは東京府の一方粁二千九百七十人、最も低きは北海道の三十五人にして岩手縣の六十九人之に亞ぎて低し

二、戸數　昭和九年末現在戸數 三六、一五戸 にして內有職業のもの 九割六分四厘 無職業 三分六厘 に當る而して有職業中農業は最も多く總戸數の 四割九分一厘 を占め商業 一割六分六厘 工業 八分三厘 之に亞ぐ又兼業戸數は 七〇、〇一〇戸にして農業 三一、四七戸 にして最も多く商業 一〇、七六三戸 水產業 九、五四戸 工業 七、三〇九戸 等之に亞ぎて多

し職業毎に大正七年末を百として最近五ヶ年間の指數を比較すれば次の如し

職業別增減趨勢（大正七年末を百とす）

		農業	林業	畜産業	水産業	鑛業	工業	商業	交通業	公務及自由業	其の他の職業	無職業	計
專業	昭和九年末	一〇〇・一	一四二・〇	三七七・五	一一七・〇	九六・四	八二・八	一二一・二	一四三・一	一三三・六	二〇〇・八	一六四・四	一一〇・四
	仝 八年末	一〇〇・五	一五五・〇	三三六・七	一一五・五	八八・三	七九・一	一一八・七	一二六・七	一三二・七	一九六・七	一六四・八	一〇九・一
	仝 七年末	九九・八	一〇八・七	三三〇・六	一一四・七	八七・四	七九・一	一一八・五	一二一・九	一二九・二	一九五・一	一七二・七	一〇八・四
	仝 六年末	九九・六	一〇六・八	三〇二・〇	一一七・六	八一・八	七六・八	一一九・四	一一八・九	一三四・六	一九九・七	一七三・六	一〇八・六
	仝 五年末	九九・一	一七一・〇	三〇八・二	一一四・一	八二・一	七四・一	一一八・四	一〇四・九	一四六・三	一九四・二	一五一・一	一〇七・六
	大正七年末	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇
兼業	昭和九年末	一三四・六	三一四・〇	一、四九三・六	一二一・九	七三・四	六二・五	七七・一	一一六・四	一七四・四	一〇五・六	—	一一七・八
	仝 八年末	一二七・二	二六一・九	一、三九六・一	一一四・七	五一・九	六一・〇	八三・四	一二九・五	一七一・四	一一四・八	—	一一四・〇
	仝 七年末	一二九・八	二七一・〇	一、四四二・七	一一九・四	八四・〇	六一・九	八四・九	一四〇・〇	一七四・一	一〇一・五	—	一一五・七
	仝 六年末	一二四・九	二八一・九	八五五・四	一〇五・二	四五・四	五六・五	八八・〇	一二二・二	二〇一・七	一一四・〇	—	一一〇・一
	仝 五年末	一二九・一	二四一・三	四二〇・八	一〇六・四	三八・〇	五六・四	九二・二	一一四・八	二三三・八	一二五・一	—	一〇九・六
	大正七年末	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	—	一〇〇・〇
昭和九年（實數）	專	一一一、〇八四	五六八	一八五	一〇、二九一	二、七一四	一八、九九五	三七、五五〇	五、二二五	一四、九七三	一六、五五〇	八、〇五〇	二三六、一八五
	兼	二一、四七七	六、七九九	五、三九二	九、五五四	四五〇	七、三〇九	一〇、七六二	一、四二一	二、二四二	四、六〇四	—	七〇、〇一〇
大正七年（實數）	專	一一〇、九四三	四〇〇	四九	八、七九二	二、八一四	二二、九五一	三〇、九六〇	三、六五〇	一一、二〇八	八、二四二	四、八九七	二〇四、八八七
	兼	一五、九五九	二、一六五	三六一	七、八三二	六一三	一一、六八〇	一三、九四九	一、二二〇	一、二八五	四、三六〇	—	五九、四二四

三、戸口增減の趨勢　明治二十一年より昭和九年末に至る四十七年間に於て本縣の現住戸數は四万一千七十六戸の增加にして明治二十一年末の十八万五千百九戸に對し二割二分の增加を示す

人口は現住人口に依れば明治二十一年末九十万六千四百十四人に對し大正十一年末百十三万九千六百十六人にして（大正十一年末限り廢止）三十四ヶ年間に二割五分六厘を增す國勢調査の現在人口に依れば第一回（大正九年十月一日）國勢調査より昭和十年國勢調査の十五ヶ年間に十一万八千百七十五人を增したり而して增加の割合を見るに大正九年乃至大正十四年の五ヶ年間には四万九千六百四十六人にして人口千に付四十七人の割合を示し大正十四年乃至昭和五年の五ヶ年間には四万五千七百五十六人增加し人口千に付四十二人の割合なり尙昭和五年乃至昭和十年の五ヶ年間に於ては二万二千七百七十三人を增し人口千に付二十人の增加割合にして最近五ヶ年間の增加割合は著しく遞減せり又本籍人の出生死亡に依る自然增加は一ヶ年間に一万七千二百四人の增加なるも之に比してその割合低きは移住來住等社會的移動に起因するものと認めら

る

戸口増減趨勢表

	人口（十月一日現在）				戸數（年末現在）		
	實數	指數			實數	指數	
		本縣	全國			本縣	
昭和十年	一、一六四、八五	二九	一七五		三六、一八五	一三	？
仝 九年	一、一七八、五〇〇	一三〇	一七三		三三、五四九	一三	
仝 八年	一、一六九、二〇〇	二九	一七〇		三三、三八	一三	
仝 七年	一、一六〇、〇〇〇	二八	一六七		三三、四二六	一三	
仝 六年	一、一五一、〇〇〇	二七	一六五		三三〇、四六一	一二九	
仝 五年	一、一四二、一三三	二六	一六一		二一〇、七九五	一二四	
大正十四年	一、〇九六、三六六	二〇	一五〇		二〇四、二四九	一一〇	
仝 九年	一、〇四六、七二〇	一二五	一四一		二〇四、八八七	一一一	
仝 七年末現在	一、二二四、七三六	一三四	一四五		一九六、八〇一	一〇六	
明治四十一年末現在	一、〇五四、九一〇	一二六	一三八		一九〇、九九七	一〇三	
仝 三十一年末現在	九九五、四四一	一一〇	一三		一八五、一〇九	一〇〇	
仝 二十一年末現在	九〇六、四二四	一〇〇	一〇〇				

昭和六年乃至昭和九年の人口は統計局發表の推計人口に依る

四、人口動態

出生　昭和九年中に於ける本籍人の出生は四三、〇八〇人にして前年に比し二、七二八人の減少を示し人口千に對する割合は三五、七分なり　出生の體性は男二一、四八八人　女二〇、五九二人にして女百に付男一〇四、三分を示す

死産　昭和九年に於ける死産は一、六六八人にして前年に比して一〇四人減少す　人口千に對する割合は一、四分に當る死産兒の體性は男九二三人　女七九五人　男女性不詳一四人にして女兒百に對する男兒は一三、五分にして其の割合高し

死亡　昭和九年に於ける本籍人の死亡は二四、八七六人にして前年に比し二七人を增す　人口千に對する割合は二一、三分なり死亡者中男一三、九〇九人　女一一、九六七人にして女百に付男一〇七、八分の割合にして男の死亡割合高し

尙昭和九年に於て本籍人の出生死亡の差增は一七、二〇四人にして人口千に付一、四分の增加を示す

婚姻　昭和九年に於ける本籍人の婚姻は一〇、四三九組にして前年に比し四七八組を增す　人口千に對する割合は八、五五なり之が種類別を見れば普通婚姻九、七八二（九割三分八厘）入夫婚姻三二九（二分三厘）婚養子婚姻四〇八（三分九厘）とす

夫妻相互の婚姻當時の年齢を見るに夫 二五歳—二九歳と 妻二〇歳—二四歳迄の婚姻 二、九〇九 にして最も多く之に亞ぎて多きは 夫 二〇歳—二四歳と 妻二〇歳—二四歳とのもの 一、六二 なり

夫妻各自の年齢別より見れば夫は 二五歳 一、〇七五 最も多く 二六歳 一、〇六八 二七歳 一、〇〇〇 二四歳 九二一 等之に亞ぐ妻は 二〇歳 一、三九 最も多く 二一歳 一、二九 二三歳 一、二六二 一九歳 九七六 二三歳 九三四等之に亞ぎて多し尙夫の年齢に付て見るに 二〇歳未滿にて 婚姻するもの 一〇六 二〇歳—二四歳 二、七〇九 二五歳—二九歳 四、三九一にして 三〇歳未滿にして婚姻するものは（六割九分）に當る 五二歳以上にて婚姻するもの 三五あり

妻の年齢に付て見れば 一五歳—一九歳 一、九〇七 二〇歳—二四歳 五、四三一 二五歳—二九歳 一、六九〇にして 三〇歳未滿にて婚姻するものは 八割六分 にして 五二歳のもの 一五三なり

離　婚　昭和九年の本籍人離婚は 一、二八三 にして前年に比して 二九 の減少にして人口千に對する割合は 一二分 なり離婚の割合は全國中最も高きものとす

離婚の種類は妻が夫の籍を去るもの 一、二六 夫が籍を去るもの 一〇五 仝籍内のもの 四九 なり

夫婦關係繼續期間別に離婚を見れば一年未滿のもの 一六三 一年以上三年未滿のもの 三六 三年以上五年未滿のもの 一九九 にして 二〇年以上のもの 九四 あり

本縣現在人に對するもの（昭和九年）

	婚姻	離婚	出生	死産	死亡
總數	一〇、四二九	一、二八三	四二、〇八〇	一、六六六	二四、八七六
一月	九二一	九八	四、九〇一	一五八	二、四五六
二月	八八七	一〇三	四、一八三	一三三	二、四四三
三月	一、一九九	一三六	四、四五五	一三九	二、七一七
四月	八八一	一二五	三、二五六	一六三	二、〇五六
五月	八九七	一三三	三、〇〇三	一四九	一、八五〇
六月	七〇〇	九〇	二、九〇九	一〇九	一、八二七
七月	六六二	九二	三、〇七三	一二五	一、九〇一
八月	七四二	八一	三、二六九	一三七	二、〇一六
九月	八五三	一一四	三、三四六	一四五	一、九五一
十月	八二一	一三〇	三、二八九	一三三	二、〇〇七
十一月	八五六	一〇八	三、三一七	一三七	一、七八五
十二月	一、〇一〇	一二五	三、〇七一	一五〇	一、八四七

第二章　神社宗教及兵事

第一節　神社及宗教

一、神社及神職　國幣大社大山祇神社は大山祇の神を祭祀す越智郡宮浦村（大三島）に在り日本總鎮守と唱へ上　皇室の御崇篤く下武門武將の崇敬極めて深厚なるものあり境内の森嚴莊重なる他に多くの例を見ず本社所藏の寶物尠からず國寶百十四點を藏す其の内最も優秀なるものは甲冑にして各年代を逐うて系統的に保有せられたる點に於ては他に比儔を見ざる處なりと云ふ　縣社　四十一　鄉社　九十七　村社　七百五無格社　四百八十九なり　神職の數は　國幣社　宮司　禰宜各一人　主典　三人　縣社　社司　四十人　社掌　十六人　鄉社　社司　九十六人　社掌　二十一人　村社以下　二百五十二人なり（昭和十年末）

二、寺院佛堂及住職　空海が讃岐に生れたる　一事は本縣に於ける眞言宗の弘通上特種の因緣となりしものゝ如く眞言宗に係る寺數は最も多くして臨濟宗のもの之に亞ぐ時宗の寺院は縣二ケ寺に過ぎずと雖も温泉郡道後の寶嚴寺は一遍上人生誕の地と稱せられ全國に於ては四百八十餘寺の多きに達すと云ふ

昭和十年末寺院數は　一、〇八八　にして住職　八九四人　宗派別寺院次の如し

寺院	九一	三四九	七六	三五〇	一七九	一、〇八八
佛堂は	地藏堂　四五	觀音堂　一八	藥師堂　一八	大師堂　八	阿彌陀堂　六	其の他　二八

三、教會講義所說教所　昭和十年末神道に屬するもの　三六二　内　天理教　二〇八　にして其の過半數を占め金光教　七五　黑住教　三　之に亞ぐ

佛道に屬するもの　四三　基督教に屬するもの　四九　なり

第二節　兵事

一、壯丁　昭和十年に於ける壯丁受檢の成績を見るに受檢總數　三、九四四人にして體格等位　甲種　三、五〇三人（三割七分）乙種　三、九七八人（三割六厘）丙種　四、六三五人（三割五分七厘）丁種　八六二人（六分六厘）戊種　六人（一厘弱）なり

	身長平均	體重平均	甲種合格	乙種合格	讀書算術を知らざる者
			受檢者百ニ付	受檢者百ニ付	受檢者百ニ付
昭和十年	一・五九四米	五三・六九粁	二六・九七	三〇・六四	〇・四
仝　九年	一・六〇〇	五三・〇一	二五・二七	二八・七七	〇・五
仝　八年	一・五九九	五二・六一	二五・八七	三〇・四九	〇・五
仝　七年	一・六〇一	五二・九八	二五・四九	二八・一五	〇・五
仝　六年	一・五九九	五二・九八	二六・九〇	二六・九〇	〇・七

二、海軍志願兵　海軍志願兵の狀況を見るに受檢人員一、〇〇〇人にして合格者三二人合格割合三割一分に當る

	受檢人員	合格人員	受檢者百に付合格
昭和十年	一、〇〇〇	三二	三二・一〇
仝　九年	一、〇七六	三三九	三〇・五七
仝　八年	一、四一三	四〇六	二八・八七
仝　七年	一、一三五	三九一	三四・七六
仝　六年	一、〇二八	二〇三	一九・七四

第三章　教　育

第一節　初等教育

一、學齡兒童　學齡兒童（昭和十年三月一日）は男一二八、九五二人女一二六、七六七人にして人口千に對し二〇三人なり就學歩合は九九・五六にして前年と同樣なるも昭和八年度の全國平均九九・六八に比するときは稍低し縣には御下賜金を基礎とせる兒童就學奬勵金ありて之より生ずる收入及毎年度國庫より交付せらるゝ補助金に更に縣費を加へ市町村の奬學施設に對し補助し來りたるが昭和七年度より學校給食臨時施設に要する經費の補助として縣に對し交付を受けたるを以て縣は之等の金額を合し三、五七圓を市町村に交付したり

二、小學校　昭和十年三月一日現在の小學校は市町村立に係るもの尋常小學校一〇七　尋常高等小學校三二〇　高等小學校二　師範學校附屬の尋常高等小學校二　私立に係るものは尋常高等小學校三にして此の外分教場一〇三あり

【薄墨櫻】

(1)　小學校兒童數（昭和十年三月一日）は尋常科一七四、七六四　高等科三三、二五　學級數は四、六〇一にして市町村立小學校の一學級平均兒童は尋常科四五・九九　高等科四三・一七　尋常高等兩科の兒童を合せ編成したる混成學級四一・三五之に配置の本科正教員（市町村立小學校）（昭和九年度）は尋常科九七・三五　高等科九七・八一　尋常高等兩科の平均九七・六一なり之を昭和八年度の全國平均（尋常高等兩科の平均）九三・一四に當る出席歩合

九六・七六 に比するとき稍上位にあり

(2) 市町村立小學校教員數は 本科正教員 四、三五人 專科正教員 三六七人 准教員 三五人 代用教員 二四三人 之が待遇に付ては深甚の意を拂ひ教員住宅供給又は住宅料支給の教員數 一、〇五六人 昭和九年度中學事研究視察を爲したる實人員 三、四六一人 之が旅費額 二九、四七九圓 を算し平均月俸は左の如くにして尙隣縣及全國平均に比するに相當の優遇を示せり

市町村立小學校教員俸給平均一人月額 (三月一日現在)

小學校本科正教員	尋常小學校 專科正教員	准教員	代用教員	總平均	
昭和十年 男	六四・四四〇 円	四八・九二四 円	四八・二一六 円	三八・三〇五 円	五九・三九七 円
昭和十年 女	四五・八〇〇	四三・三三七	四六・四四二	三〇・六三五	四三・八四六

隣縣及全國との教員平均給比較 (昭和九年三月一日現在)

全國	愛媛	高知	香川	德島	
尋常科擔任 小正	六二・三五 円	五七・九四 円	五三・一七 円	五一・八七 円	五八・四三 円
尋常科擔任 尋正	四七・四六	四六・五八	四一・三五	四四・六七	四四・六六
高等科擔任 小正	六七・八一	六六・二九	五九・二八	五六・二〇	六一・五六

第二節 中等教育

一、中學校 昭和十年三月一日現在 縣立 六 町立 一 市町村學校組合立 一 私立 一 生徒は定員 六、七〇〇人に對し 五、三五八人あり

昭和九年度經費は縣立 二七四、〇三三圓 町立 三、九〇三圓 市町村立學校組合立 四三、五九圓 私立 五三、五五圓にして縣立に係る經常費生徒一人當 六一圓餘なり 九年度第一學年當初入學者は 一、三七人にして志願者百に付 六六人に當る

學校數	學級數	生徒數	教員數
九	一三〇	五、二五九	二〇九

二、高等女學校 昭和十年三月一日現在高等女學校は縣立 一〇 町立 一 私立 五 實科高等女學校 私立 一 にして生徒は定員 七、六四〇人 に對し 六、六六人あり 昭和九年度經費縣立 三九六、四一四圓 町立 五三、三六八圓 私立 九八、九四九圓にして縣立に係る經常費生徒一人當 五八圓餘なり 九年度第一學年當初入學者高等女學校の本科は 一、七三〇人にして志願者百に付 八五人に當る

學校數	學級數	生徒數	教員數 (實は實科を示す)
高等女學校 一六	一三九	六、三四三	三三七
(實) 二	八四		

三、農業學校　昭和十年三月一日現在七校何れも縣立にして生徒一、四四四人あり　昭和九年度經費　一六八、六三六圓にして經常費生徒一人當　一〇七圓餘なり昭和九年度第一學年當初入學者は　六三四人にして志願者百に付略　八六人に當る而して　甲種程度のもの　四　校學級　三　生徒　六三四人　教員　四七人　乙種程度のもの　二校學級　九　生徒　四五〇人　教員　一九人　甲乙兩種のもの　一校あり　學級　四　生徒　一七〇人　教員　一〇人なり

四、商業學校　昭和十年三月一日現在縣立松山商業、八幡濱商業及市立宇和島商業學校の三校にして何れも甲種程度のものなり昭和九年度經費　縣立　九、七四九圓　市立　二、一〇〇圓にして縣立に係る經常費生徒一人當　五八圓餘なり昭和九年度第一學年當初入學者は　五〇五人にして志願者百に付略　五五人なり

學校數	學級數	生徒數	教員數
三	四五	二、〇五七	七三

五、商船學校　縣立弓削商船學校一校にして甲種程度のものなり昭和十年三月一日現在學級本科　八　生徒本科　二三〇人　練習科　八〇人　教員　一四人なり　昭和九年度第一學年入學者　三〇人　入學志願者百に付略　五人の入學率を示す

六、工業學校　縣立松山工業學校一校あり　從來の松山市立に係るものを昭和九年度より縣に移管したるものにして甲種程度のものなり昭和十年三月一日現在　學級　九　生徒　三〇三人　教員　一八人昭和九年度第一學年入學者　八〇人にして入學志願者百に付　四一人に當る

七、實業補習學校　昭和十年三月一日現在の校數市立　一〇　町村立　三七五　專任教員　一七八人なり昭和九年度の經費　二九三、三六圓に達し近年補習教育に關する經費著しく增加せり之青年訓練所に充用のもの多數あるに依ると雖一面設備の整備等に依るものにして實業補習教育の充實を示すものと謂ふを得べし

實業學科別より見れば總數　三五校中　農業　三八校にして大部分を占め商業　六校　水產　七校其の他は農業と他の學科を併設するものとす

八、師範學校　男子師範學校一　校　女子師範學校一　校あり何れも專攻科を設置す近時入學志願者著しく增加し昭和九年度に於ける本科第一學年入學者は志願者百に付男　三六人　女　四一人　本科第二部に在りては男　三〇人　女　三三人にして入學志願者に對する入學者の割合は他の中等學校の增加せるに反し格段の少數を示せり

生徒數は本科男　四五人　女　三六人　專攻科男　四九人　女　五人にして本年度卒業者は本科男　一三人　女　六人

專攻科男 四八人 女 五人なり

九、實業補習學校教員養成所　縣立愛媛縣實業補習學校教員養成所は昭和二年度より松山農業學校に併置せり修業年限二年にして昭和十年三月一日現在學級一 專任教員一 生徒 三人 年度内 卒業者 三〇人なり

一〇、職業學校　縣立宇和島高等家政女學校一校あり從來の宇和島實科女學校を廢し昭和三年度より職業學校として開校せられたるものにして修業年限本科二年專攻科一年なり昭和十年三月一日現在學級本科 四 專攻科 一 教員 九人なり生徒は本科 一七八人 專攻科 三九人 年度内第一學年入學者は本科 九人 專攻科 三四人卒業者は本科 七九人 專攻科 三九人あり本科入學志願者は 一〇三人にして本科入學者は志願者百に付 九七人に當る

第三節　高等教育

一、高等學校　官立松山高等學校は大正八年四月の開校にして 昭和十年三月一日現在の教員 三人 生徒 四二四人あり昭和九年度の入學者は 一二六人 卒業者 一五一人 卒業者累計 二、〇二八人なり

二、實業專門學校　私立松山高等商業學校は大正十二年四月の開校にして昭和十年三月一日現在の教員

三〇人 生徒 三四三人 昭和九年度の入學者 一三四人にして入學志願者百に付 一九人なり 昭和九年度の卒業者は 八八人 卒業者累計 七九人なり

第四節　其の他の教育

一、盲啞學校　愛媛縣教育會の設立に係る私立愛媛盲啞學校を昭和四年度より縣に移管せられたるものにして盲部聾啞部を置く昭和九年三月一日現在教員 一七人 盲部生徒初等部 三一人 中等部 一七人 別科 九人 聾啞部生徒初等部 六三人 中等部 一三人あり

二、各種學校　昭和十年三月一日に於ける實業學校に類するもの 一 小學校に類するもの 一〇 計 二校にして生徒 一、二九八人あり學校の多くは家事裁縫を主として地方的女子教育機關たり

三、幼稚園　昭和十年三月一日現在の園數は女子師範學校附屬一 市及町村立 三 私立に係るもの 一八 にして幼兒 男 七五八人 女 七〇七人昭和九年度の保育滿期者 男 五一八 女 五三八人なり

第五節　社會教育施設

一、家庭實業學校　大正三年四月愛媛縣惠會の感化部を縣に移管せしものにして不良兒の感化教育を施しつゝあり昭和九年度末の在園者 三〇人にして昭和九年度の經費 九、三七圓なり

二、松山夜學校　本校は第四節の各種學校中に包含せるも尚再記す明治二十四年一月創立に係り勞働子弟の教育を目的とせるものにして近來勞働に從事する青年間に向學心勃興し逐年入學志願者增加の傾向を示す昭和九年度の經費八、五元圓にして昭和十年三月一日に於ける在學者 九三人あり

三、圖書館　昭和十年三月一日現在圖書館は 公立 五 私立 四 之が圖書冊數 九三、二八一冊にして昭和九年度中の閱覽延人員 四五〇、七五八人に達す

四、青年訓練所　昭和十年三月一日現在訓練所數 三六 内 市町村立小學校又は實業補習學校に併置のもの 一三 公立實業補習學校充用のもの 三四六 私立 八 にして指導員 三、五九人 生徒 一七、四六一人あり

五、青年團　社會教育の對照たる青年團を見るに昭和十年三月一日に於ける 男青年團 三三 之が正團員 三、八九一人 女青年團は其の數 三〇一 之が正團員 二九、五一〇人を有す

第四章　産業

本縣は各種産業旺にして四國四縣中遙に首位を占め關西方面に於て主要位に在り、而して歐洲大戰に依る經濟界の好況に伴ひ頓に振興し大正八年には 三三百萬圓の生産額を示し最高潮に達せり爾來全九年の財界不況の後を受け全十二年の關東大震災、全十五年の金融恐慌、昭和五年の金輸出解禁、世界恐慌、全六年の滿洲事變の發生、金輸出再禁止、全七年の上海事變、全八年の國際聯盟脱退、全九年の未曾有の大旱風水害等我が經濟上相當の大變動を現じたるも最近十ヶ年平均 三三百萬圓の生産額を維持することを得たり昭和九年は 二九百萬圓あり

生産額

	總數	農業	林産	畜産	水産	鑛産	工産
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
昭和九年	二八、九三三	四四、六九〇	六、八七四	二、七八三	三、四〇〇	一六、四八五	一三五、七〇一
仝　八年	二二、三六七	五七、六四一	五、五五三	二、四三三	二、一五一	一六、九七〇	一二八、二四九
仝　七年	一六、九九一	四九、七一七	四、八二五	二、三五八	一、九三六	一三、一七一	九〇、五九四
仝　六年	一五一、五四四	四〇、三九一	四、六九九	二、五四三	一〇、三九四	一二、八五一	八一、六六六
仝　五年	一七〇、二六八	四六、二九一	四、七〇九	二、六七五	一〇、三六三	一五、八六五	九〇、三七五
仝　四年	二四八、四六八	七一、〇一四	六、六六四	三、三〇九	一三、八九五	二二、二七七	一三三、三〇九
仝　三年	二三一、九八二	七一、八八三	六、四二五	三、三九九	一五、三三四	一八、七八三	一三五、八六九
仝　二年	二三三、七一九	七一、七六九	六、一五二	三、一四〇	一二、七五二	一四、三二四	一三五、五九二
仝　元年	二三八、七二五	八〇、〇四〇	六、二七九	三、〇三六	一一、七二五	一二、七二〇	一三四、九一五
大正十四年	二六六、七六五	一〇四、七三三	六、一二〇	三、〇二一	一二、〇三三	一三、四〇六	一四七、四五三
仝　十三年	二六〇、七八〇	九三、七三五	七、〇八五	二、八五五	一〇、九五九	一二、三〇六	一三三、八二〇

百萬圓以上の物産（昭和九年）

米	一七、九四九、五九五円	金	二、二二九、九四三円
麥	八、一八〇、二七三	銀	一、〇五七、〇二四
サツマイモ	一、三〇三、三〇七	銅	九、二〇七、八〇五
柑橘（ミカン）	二、五二一、八〇六	硫化鐵鑛	二、一九三、一五三
繭	一、六八四、六二〇	生絲	一、二七一、一二七
用材	五、三六〇、四三〇	綿糸	二九、五九〇、六八六
薪炭材	二、六三三、四三六	綿織物	三九、四八八、二二七
木炭	一、三〇六、九五六	綿布（廣巾）	六、八三三、三二
煮乾イワシ	一、七九二、六八一	綿布（廣巾）	三、七〇七、〇一四
カマボコ、チクワ	一、六三二、七九五	木綿（廣巾）	二、五四一、一六二
イワシ	一、五五二、三二五	木綿及絣（廣巾）	六、九〇四、五七八
食鹽	一、七二七、一四七	絣木綿及絣色（廣巾）	八、四五五、〇三三
	一、七九七、五四八	無地（廣巾）木綿（小巾）	一、四八二、八五三
		白木綿（小巾）	一、三九七、八五七
		絣木綿（小巾）	二、六七二、七六〇
		タオル	五、六四三、二七〇
		染物	二、五二三、八七九
		製紙	四、六二一、一〇六
		醬油	二、三七三、三三六
		清酒	六、七四四、八〇八
		菓子	二、七二七、三九二
		鷄卵	一、〇七一、一五三
		布帛製品	一、六九七、六四三
		肥料	二、七〇五、九五三
		木製品	二、三五七、七四五
		粗製硫酸	二、四〇九、〇九九
		除虫菊	一、三九七、八五七

第一節　農業

本縣の農業は土性概ね壤土地味肥沃にして農業に適し縣内普遍的に最も旺盛を極め農産物の生産額（蠶種繭等を除く）三八、六〇三、三八圓に達す然れ共昭和九年は未曾有の旱風水害に依り前年に比し一割二分の減少を來せり又畜産は主として副業的に廣く行はれ畜産の生産額 二、七八二、七九三圓に及ぶ 更に耕地の擴張改良、農産物品種の改良、農業經營改善、副業奬勵、農産物竝に副業品販賣斡旋、自作農の創設維持、農業團體の發達促進等農業施設の普及徹底を圖り技術的經濟的兩方面を有利に導くべく盡力しつゝあり

一、農家戸數　農家戸數は昭和九年末 一三九、四〇七戸にして前年より 八二〇戸減じ總戸數の 五割八分 に當り最近十ケ年の趨勢に於て農家戸數は逐年減少を示したるに大正十三年頃より增加の傾向となり前年來減少すると而して總戸數に對する割合は逐年減少の傾向に在り之等は總て全國と趨勢を一にす

之を專業兼業別に觀れば專業農家 九七、六九戸（七割六分）兼業農家 三、七〇八戸（二割四分）とす最近十ケ年間は兼業農家減少の傾向を示し專業農家は大正十二年頃より增加の傾向となり昭和元年に至り頓に增加し仝二、三年と減少せしも仝四年來增加の傾向にあり之主として兼業農家の專業となりしに由るものなり

之を經營の主體に別てば自作 四六、〇六二戸（三割六分）小作 三三、〇〇五戸（二割四分）自作兼小作 五一、二四〇戸（四割）にして最近十ケ年間の趨勢を觀るに自作農は漸減せしに大正十三年、十四年に增加せしも爾來漸減の傾向を示したるに昭和六年に增加し仝七年より減少す又小作農は著しき減少の傾向を示したるも昭和八年來增加す一方自作兼小作農は大正十一年に一時減少して以來著しき增加を示し昭和八年來減少す

更に耕作耕地の廣狹により區分すれば五段未滿の過小農 四割四分 にて大部分を占め五段以上一町未滿の小農 三割八分 一町以上二町未滿の小農 一割五分 にして二町以上經營の中農以上は僅に 三分 に過ぎず最近十ヶ年間の趨勢を觀るに大體に於て二町未滿の小經營漸增し二町以上の中經營以上のもの年々減少の傾向を示す

二、農產物

(1) 米　米は昭和十年に於て作付段別 四四、三六七町 收穫高 八八三、九七四石 價額 二五、八四七、〇一三圓 反當收量 一・九九二石 にして前年實收高に比し 三割七分六厘 の增加にして最近十ヶ年平均實收高 九四〇、二〇四石に比して六分の減少を示す之昭和九年は未曾有の旱風水害あり本年は三回に亙る大風水害等ありたるに因るものなり今治及松山附近の平野に多產するものにして大正四年より米穀檢査を實施して以來阪神地方市場に於ける伊豫米の聲高し

	昭和十年			收穫高			
	作付反別	收穫高	價額	昭和九年	昭和八年	昭和七年	昭和六年	昭和五年
水稻	四三、七三七町	八七八、八一八石	二五、七〇七、九八七円	六四〇、一三一石	一、〇九九、五三〇石	一、〇二八、五一四石	八〇八、一二四石	一、〇四七、四九七石
陸稻	六三〇	五、一五六	一三九、〇二六	一、七三二	七、一〇四	四、五八九	二、九六三	二、二五九
計	四四、三六七	八八三、九七四	二五、八四七、〇一三	六四一、八六三	一、一〇六、六三四	一、〇三三、一〇三	八一一、〇八七	一、〇四八、七五六

一反步收穫高　—　一、九九二石　—　一・四八二石　二・四九五石　二・二八九石　一・八〇八石　二・三五七石

隣縣との米收穫高比較（昭和九年）

	德島縣	香川縣	高知縣	本縣
收穫高	四二六、一九二石	七六一、九八九石	六五六、八三二石	六四一、八六三石
一反步收穫高	一・五四八石	二・〇三五石	一・六九七石	一・四八二石

(2) 麥　昭和十年に於ける麥作は作付段別 四〇、〇一七町 收穫高 六五六、二九六石 價額 八、八四五、一六一圓にして最近十ヶ年平均收穫高 五九六、一四八石より多し稞麥は最も多く 五八四、四八七石の生產ありて一反步收穫高田 一・八九〇畑 一・五〇七石の割なり

	昭和十年			收穫高			
	作付反別	收穫高	價額	昭和九年	昭和八年	昭和七年	昭和六年	昭和五年
大麥	三三〇町	五、七七八石	四六、〇六八円	六、〇四七石	七、三一二石	九、三八三石	一〇、一四一石	八、三四七石
小麥	六、四六〇	一〇五、〇二七	一、四七九、四六〇	一〇七、四四一	八六、七七九	七〇、八五八	六七、〇一〇	五六、二六五
稞麥	三三、二二七	五八四、四八七	七、三一九、六〇〇	五四三、〇五九	三九九、八二七	五四一、三六七	五二九、五三九	四七、九〇二
燕麥	〇	四	三三	—	—	一、二二二	二〇	四五
計	四〇、〇一七	六九五、二九六	八、八四五、一六一	六五六、五四七	四九三、九四三	六二二、八三〇	六〇六、七一〇	五三二、五五九
一反步收穫高	—	一・七三七石	—	一・六三七石	一・二三三石	一・五六五石	一・五三三石	一・六一二石

隣縣との麥收穫高比較（昭和九年）

德島縣	香川縣	高知縣	本縣
一四四、三九〇石	六五六、五四七石	七七九、一五九石	一四五、〇八六石

(3) 食用農産物　昭和十年に於て食用農産物は總作付段別二〇、二八九町之が産額三、八五三、七〇三圓にして前年に比して一、四八、八三九圓約六割三厘増加せり食用農産物は食糧土地利用上重要なる關係を有し就中甘藷は全國第十位の産額（昭和九年）を有し一部縣民の食糧に供せられ又澱粉を製造し阪神地方に移出するもの尠からず又玉蜀黍は北海道に亞ぎて全國第二位の産額（昭和九年）を有し山間部に於ては食糧とし又牛馬の飼養糧に當てらる主なるもの次の如し

昭和十年			昭和九年		昭和八年		昭和七年	
作付反別	收穫高	價額	收穫高	價額	收穫高	價額	收穫高	價額
大豆	二、八三〇町	三一、〇三三石	三四、二六九円	一六、六三四石	二四、一六四石	三一、三八三石		
小豆	一、一七五	六、一七九	一三、六三一	四、六一七	六、四〇〇	六、一八三		
アワ	七一三	六、三六六	一〇三、六六七	四、三一一	六、四一一	六、〇三三		
トウモロコシ	四、五七五	三一、三九六	三六八、五四三	三〇、〇六九	四六、五八六	四三、〇四三		
サツマイモ	八、八二四	二五、四四九、四一四貫	一六、〇一六、八五九貫	二九、一三五、四三九貫	二七、二五七、九八四貫			
ジャガイモ	八〇六	一、九二一、六三一	三四七、六三四	一、三五七、三五三	一、六九四、八七九	一、四五三、一三九		

(4) 果實　果實は全國屈指の産額を有し昭和九年度産額三、五〇六、一四八圓にして靜岡、青森、和歌山の各縣に亞ぎて多産す殊に蜜柑、夏橙、日本梨等は氣候風土に適應し風味に富み美味にして一般の嗜好に適し又出荷、販賣に統制を加へし爲近年東京、阪神方面に需用增加し聲價著しく高し梨は松山附近柑橘は宇和島附近を主産地とす主なるもの次の如し

昭和九年			昭和八年		昭和七年	
數量	價額		數量	價額	數量	價額
日本梨	一、八〇九、〇一一貫	三二、六三八円	二、八二二、六五二貫	五七一、七六九円	二、六五〇、七五五貫	四八三、五八七円
ミカン	三、九四一、六一九	五七三、五七〇	六、九七五、一五一	一、八五五、七三二	七、七八八、四〇四	一、七二三、三一七
ネーブルオレンヂ	五〇三、四一〇	一九二、七六三	四七三、六八〇	一九一、〇三五	五三二、六五三	一九一、三三八
夏橙	三、九四一、八一九	五七三、五七〇	二、九五八、九四六	五八四、九三八	三、七〇二、四三〇	三四一、八二二
生柿	一、二〇九、四三三	二八六、二六五	一、三五二、三五〇	三三三、五三〇	一、四八八、七六一	二八六、一六九

(5) 蔬菜及花卉　昭和九年に於ける蔬菜及花卉の産額は總作付面積九、〇〇六町之が産額三、一九九、四四九圓に達す主なるもの次の如し

昭和九年		收穫高			
作付反別	收穫高	價額	昭和八年	昭和七年	昭和六年
ソラマメ	一、八三六町	二三、二〇三石	二八五、八〇五円	二三、八八五石	二三、〇三三石	二三、八二石

キウリ	二七八	八六一、七九貫	八六一、七九貫	九四五、一八六貫	八六一、三七貫	
シロウリ	一二五	二九二、二三八				
カボチヤ	二八八	七八七、〇七六				
スイカ	七一四	三、六三四、七四八				
ナス	三六一	九七七、〇五六				
トマト	一三三	三一三、六八一				
生大根	一、八七一	二三、二〇八、三二四				
カブラ	二四七	八七七、六三五				
ニンジン	一三八	三五一、六八八				
ゴボウ	三五四	九三三、六七五				
サトイモ	一、二六〇	三、二四八、二三三				
レンコン	六五	二八四、九一五				
ネギ	一九六	五〇七、九〇三				
タマネギ	二九八	一、三八〇、〇五五				
ツケナ	四四三	一、六六三、四五三				

(6) 工藝農産物　米麥作を主とする本縣に於て多角經營として工藝農産物の栽培を奬勵指導せる結果昭和九年に於て總作付面積 六、九八町之が産額 三、〇三一、一六八圓となり全國第十位にあり主なるもの次の如くにして何れも全國有數の多産地とす

	昭和九年 作付反別	收穫高	價額	(全國ニ於ケル地位)	收穫高 昭和八年	昭和七年	昭和六年
コウゾ	七二四町	一五〇、〇九七貫	五九、六一二円	(六位)	一六六、八八一貫	一七三、九二八貫	一六四、六三九貫
ミツマタ	二、五六〇	八一〇、二六〇	三三四、三六二	(二位)	八一七、四六二	七六一、二六三	八〇八、九一三
ショチユウギク	一、一六九	二七四、七五七	一、三九七、八五七	(三位)	一五四、三六五	一四八、七一四	二九九、二四一
ハゼ	一、〇一〇	六二八、四三三	二一〇、二四四	(二位)	八四〇、五三一	七三五、六八九	八八六、六三一
葉煙草	七四五	三六七、三四〇	九三三、二三〇	(一三位)	三三三、八五五	三一五、四二九	三六六、八七〇
ナタネ	四九二	六、二九	九一、八二〇		四、二四八	五、〇五三	三、四八二

三、畜産物

(1) 家畜及家禽　元來本縣は氣候温暖なるに依り家畜家禽の飼育に適し家畜としては牛、馬、豚を主とし家禽は鷄を主とし鶩之に亞ぐ 牛は五萬頭内外ありて早熟早肥の性を有し柔順なるに依り農耕、運搬等の力役に適し又肉質優良なるを以て東京、阪神地方に多數移出し食用に歡迎せらる 南豫地方は畜牛に適し就中御荘牛及三崎牛は夙に良牛を以て有名なり 馬は凡六千餘頭あり一時畜馬旺にして二萬頭以上ありたるも明治二十四、五年頃より漸減したり 之一般に馬は主として農業用運搬用に使用せられたるものにして養鷄の旺盛と交通機關の整備變遷によるものなるべし我國現下の産業經濟界未曾有の難局は農業經營の集約となり自給肥料の使用となり豚、鷄等を副業的に飼育し弦に家畜家禽の飼育旺になれり

昭和九年

	飼養戶數	頭數	生產頭數
牛	四九、九五九	五三、七九四	四、四三一
馬	五、九一九	六、一六〇	一〇〇
豚	二、三五七	五、三五六	四、四七八

昭和九年

	飼養戶數	成禽	雛	計	數量	價額
鷄	五六、七四一	四六、一〇三	二八九、五四九	七五〇、五七二	五四、一七四、九八六個	一、〇七二、一五二円
鴨	二六二	一、六〇九	八三五	二、四四四	一三九、一八九	三、一五七

	昭和八年			昭和七年	
	頭數	羽數	產卵數	羽數	產卵數
	昭和八年	昭和七年	昭和六年		
	五〇、二〇七	四八、六〇三	四七、三四三		
	六、一六七	六、五一三	六、四〇八		
	四、七九七	七、〇七七	八、三九八		

(2) 屠殺　昭和九年の屠場數一〇　屠殺頭數　五、九七三頭　中成牛　四、九七頭　犢　三九三頭　馬　二三頭　豚　四五二頭にして之が肉量　三三、〇四六貫　價額　七〇三、二七六圓　人口一人當　一九八匁なり

(3) 牛乳　牛乳は之を調理又は飲料として用ふるもの極めて尠く大部分は病者又は哺乳用として使用するに過ぎざるなり昭和九年に於ける搾乳場　七六　乳牛頭數　三六頭　搾乳高　三、六九三石　之が價額　一八三、六三圓なり

四、副　業

關西第一の小產業國たる本縣の農村をして益々勃興內容充實を促すべく三十二種の指定副業を定め山地部には三椏、楮、茶、椎茸等の栽培加工平坦部に在りては　藥工品、眞綿、綿織物等の製造加工を圖りつゝあり之が助成の爲奬勵金を交付し副業組合を處々に設置せしめ之に依り疲弊せる焦眉の農家經濟の一端を緩和し其の效果一般に知られ既に副業組合は二百有餘を算するに至れり而して縣下の之等組合統一連絡を圖り見本市展示即賣、市況調查、販賣斡旋等を爲す爲全國に卒先して副業協會を設立し範を示す副業的生產額は凡そ昭和八年に於て二百五十三萬圓に達す

第二節　蠶　絲　業

蠶絲業は本縣の主要產業に屬し昭和九年に於て一八、一七六、〇八圓の產額あり　養蠶は主として副業として近來縣下各地に普及せられ　東中豫地方は中、小規模經營者多く南豫地方にありては　大體に中規模經營多く南宇和郡を除いては大經營者相當ありて殊に旺なり常に之が助長に盡力し町村を單位とせる養蠶組合により共同經營を奬勵し又蠶品種の整理或は桑園の改良蠶兒飼育の向上刷新等逐年生產の改良增殖の實を收め來れるが共同繭倉庫及共同乾繭裝置の設置を奬勵して斯業經營組織の根本的改善策たる乾繭取引

【三津ノ朝市】

の普及を計り 又宇和島、大洲、西條の三箇の繭檢定所を設置し以て繭取引の公正圓滑を計り且つ製絲講習所を設置し製絲に關する學理技術を敎授し傍ら製絲敎婦の養成をなすと共に製絲に關する試驗研究を行ひ製絲業の改良發達に努めつゝあり

一、桑畑　昭和十年（六月末）に於ける桑畑段別 二一、三五〇町にして前年に比し 七七六町を減じたり桑の仕立方に依り區別すれば根刈 一一、二六三町 中刈 三三町 高刈 一〇町 立通 四四町にして之を栽培地別に觀れば本畑 一〇、九六二町其の他の畑 二六七町 其の他 一三一町なり

二、養蠶戸數　昭和十年に於ける養蠶實戸數の總數は 四一、八〇七戸にして中春蠶 四〇、一八六戸 夏秋蠶 三九、六六〇戸（内春蠶を飼育したるもの 三八、〇三九戸）なり 而して最近の趨勢を觀るに大正九年迄

は逐年增加せしに大正十、十一年と減少し仝十二年より急速なる增加の傾向となりたるも 昭和五年より減少の傾向となれり前年に比し 九分八厘 の減少とす

三、蠶種掃立數量　昭和十年に於ける 蠶種掃立數量 三、四八二、七六六グラム中 白繭種 二、九七七、五三〇グラム 黃繭種 五〇五、二三六グラム 又季節に依り觀れば春蠶 一、五七四、三九六グラム 夏秋蠶 一、九〇八、三七〇グラムの掃立あり最近十ヶ年の趨勢を觀るに大正十一年に飛躍的の增加を示し爾來急速に增加したるも昭和五年より物價下落の爲飼育數減少の傾向となれり

四、繭　繭は關西第一の產地にして品質優良として其の名高し 昭和十年繭產額は 二、〇二四、八〇八貫 一〇、〇六一、五九三円 にして春蠶 一、〇〇二、二四九貫 四、一五四、九四三円 夏秋蠶 一、〇二二、五五九貫 五、九〇六、六五〇円 なり之を白繭、黃繭種に區別すれば 白繭種 一、七〇八、〇一七貫（八割四分） 黃繭種 三一六、七九一貫（一割六分）にして 又上繭 一、八五四、六七四貫（九割二分） 玉繭 九九、四六一貫（五分） 屑繭 七〇、六七三貫（三分）の成績を示す

最近十ヶ年間の趨勢を觀るに著しき增加の傾向にありたるも昭和六年末減少を示す而して前年に比し九六、九六四（五分）を增加せり

五、蠶絲　昭和十年に於ける製絲場數 一六八 繰絲釜數 六、五五一 職工數 七、八三四人にして前年に比し場數 四六繰

絲釜數 一、〇〇六 職工 一、〇六八人 夫々減少せり 生産額は生絲 二、九八、五三二貫 二、五九一、一〇一円 屑物 八一、五四〇貫 五〇七、七一円 にして總價額一三、〇九八、八二圓 前年に比し 一、〇三七、六七五圓の增加とす 其の品質に於ては本邦第一を以て目せられ所謂伊豫絲の稱あり南豫地方に多産す

第三節 林業

本縣の昭和八年末林野面積は 三三、五九町にして中 公有林 四八、三六町 社寺有林 三、二九二町 私有林 二九、三九一町 國有林 四二、六五〇町なり 亦之を林況別より觀れば 針葉樹林 (四割一分) 濶葉樹林 (三割二分) 針濶混淆樹林 (三割七分) 竹林 (一分) 無立木地 (九分) を示す 公私有林立木の總蓄積 六、二五万石 竹の總蓄積 一三万石を算す從來の施設は公益的林業の助長に努めたるも近時一般民有林の造林促進の方面にも努め官行造林の促進 模範林の造成 水源涵養林補助 林道改修に對する補助等相當見る可きものあり 林業は造林竝に林道完成の曉には縣產業の重要地位を占むるに至るべきなり

一、林產物 昭和九年に於ける 林產物 六、八七四、四五七圓 にして公私有林の年伐採量は用材、薪炭材を合して三百万圓內外に達す近時財界の影響を受け伐採量減少の趨勢に在りと雖も未だ過伐の域を脫せず殊に伐採齡の漸次低下しつゝあるは最も考慮を拂ふべき現象なり 山林の樹種は主として杉、扁柏、松、クヌギ等とす

主なる產物は 用材 二、八一八、〇一二石 二、六二三、四三六円 薪炭材 七一、五三九棚 一、五〇六、九九七円 竹材 一三四、四九八束 七二、九二六円 クリ 一、一三八石 二六七、四五九円 椎茸 八八、四一六斤 一八、〇四六円 タケノコ 六〇一、二〇一三貫 九一、二九四円 マツタケ 四九八、二三〇斤 九八、八〇五円 木炭 一、〇〇二、七七〇貫 一、七九二、六八一円 等なり

第四節 水產業

本縣は三方海に面し海岸の出入に富み海岸線の延長は三百十里にして全國第五位にあり三崎半島は外海と內海とを劃し魚族の分布、漁業の狀態自ら異り隨て漁業の種類も多樣なり 概して外海は魚族豐富なるも內海は漸次集約に向ひつゝあり古來鯛、鰯、鰹等を主なるものとす 東部一帶は淺海にして魚介藻類の養殖に適す 昭和九年に於ける水產物價額は 一三、三九九、九四四圓に達す

一、水產業者 昭和九年末現在縣下の水產業者 四四、四四三人 男三七、一九二人 女七、二五〇人 にして內業主は 三割九分 被用者は 六割一分なり 又本業者 一九、九五一人 副業者 二四、四九二人にして從業別に觀れば漁撈は 七割六分 養殖は 一分 製造は 三割三分の割合なり

二、漁船 昭和九年末漁船數 二六、八三一 にして北海道、長崎、千葉に亞ぎて多數あり內動力を有するもの 一、五一八隻 動力を有せざるもの 一五、三五隻にして動力を有せざる漁船は漸減し動力を有する漁船は漸增の趨勢

に在り

三、沿岸漁獲物　昭和九年に於ける沿岸漁獲物價額　五、四六一、一三四圓にして全國中第六位なり　魚類の主なるものは鰮　一一、九一七、四二二貫　一、七二一、一四七円　タヒ　二六〇、四四六貫　八五二、八六一円　アヂ　二五九、六八〇貫　一八六、三五一円　サハラ　一〇七、二二六貫　二一八、三八六円　サバ　五五三、九二三貫　一四九、〇四二円　エビ　四六〇、九三六貫　二三〇、三一〇円　タコ　二一五、〇三六貫　一四八、三八二円　イカ　二四九、一二一貫　一五五、八五八円　等なり　鰮は北海道に亞ぎ鯛は山口縣に亞ぎて何れも多產す

四、遠洋漁業　昭和九年に於て內地沖合遠洋漁船は三六隻（一、〇〇八噸）にして乘組員　五八〇人漁獲高　八九七、九三四貫　四九二、〇七八円　漁船を漁業の種類により區別すれば旋網漁業　二隻　沖曳網漁業　一〇隻　鰹釣漁業　一六隻　其の他　八隻とす　之等漁獲高の內主なるものはカツヲ　三一二、三〇〇貫　一八一、九三〇円　サバ　七二、〇〇〇貫　二五、二〇〇円　マグロ　三一、〇〇〇貫　三二、四〇〇円　等なり　又樺太、朝鮮、臺灣等の沿海に出漁せるもの　船數　二五隻（一四四噸）　乘組人員　一六〇人　漁獲高　三三〇、〇〇〇貫　一二五、〇〇〇円　に達す　主な漁獲種類は鰮、鯖、鯛等なり

五、水產養殖　昭和九年に於ける水產養殖場數　九七九　面積　二、七五九、三五九坪にして收獲高　六三、八〇四圓　養殖の主なるものは鯉、鰡、眞珠、アマノリにして年々旺になりつゝあり

六、水產製造物　昭和九年の產額　四、四六〇、三九〇圓　にして全國屈指の生產なり　其の主なるものは　鰹節　二〇、六三〇貫　七二、〇五〇円　サバ節　一〇三、二六二貫　九七、八七四円　塩乾イワシ　六六五、一七〇貫　六六〇、八九八円　煮乾イワシ　二、三七三、四七三貫　一、六三二、七九五円　カマボコ、チクワ　一、〇九〇、五〇〇貫　一、五五二、三一五円

等にして就中宇和島蒲鉾は其の名高し

七、製鹽　食塩は本縣中　越智郡、新居郡地方に產するものにして昭和九年に於て製造人員　七人　從業者　二、〇七〇人　塩田段別　二七七町　之が收納　四五、〇二九、二二〇瓩　一、七九七、五四八円　なり

第五節　鑛業

一、鑛區　鑛山の最も著名なるものは　住友別子鑛山株式會社の經營に係る別子銅山にして其の他大小の鑛山點在す　昭和八年に於ける鑛區數　二一六　中試掘鑛區　五一、一三四、〇一三坪　採掘鑛區　三二、五三四、五三九坪　九三鑛區　なり　之が總從業員　四、六三五人を示す　鑛區の大なるものは　住友、三菱、日本產業、矢野、岩城等の經營にし金、銀、銅、鑛、銅硫化鐵鑛、硫化鐵鑛を主產とす

二、鑛產物　昭和九年に於ける　鑛產額　一六、四八四、六三二圓にして中　鑛物價額　一五、八四八、三三三圓　石材土石及鑛水　六三六、三一八圓　なり　而して　金　九三五、七〇三瓦　二、五一九、九四三円　銀　二一、〇〇四、〇七九瓦　一、〇五七、〇二四円　銅　一二、九三一、八九九瓩　九、二〇七、八〇五円　硫化鐵鑛　一、六四、七〇四瓩　一、六三九、一五三円　硫酸　一一七、八五七、八七〇瓦　九二〇、五七二円　等主なるものにして銅は秋田、栃木に亞ぎて產額多し　鑛物は概ね縣內にて製錬せられ製錬所に住友經營の四坂島製錬所、新居濱電氣分銅所等あり

工業は本縣の主要産業にして海運の發達原料品及勞力の供給潤澤豊富なる發電水力の利用等有利なる條件の備はれると相俟ち昭和八年に於て總生産額の 五割分 を占め 一三三、六二一、七八圓（電氣瓦斯を除く）の産額あり

一、工場　昭和九年に於ける常時職工 五人 以上を使用する工場數 一、二七四 にして業態別により其の狀況を見れば次の如し

		紡織	機械器具	化學	食料品	金屬	窯業	製材及木製品	印刷製本	瓦斯電氣	其他	計
工場數	無動力	三三	七	二	一三七	—	二八	六	一	—	二四	二四六
	有動力	三九七	七七	六三	二六八	一六	六	一〇九	二六	二六	二九	一、〇二八
職工數	男	三、九二九	二、〇八三	三、四八七	二、五三三	二三八	四一七	八四六	三六八	三五	二一七	一四、二四三
	女	三〇、七三五	七五	一、七三八	六八八	—	一〇一	五八	三	—	三九	三三、七〇七
生産價額		七六、七一〇千円	三、六〇〇千円	三四、〇四七千円	九、六七九千円	二三七千円	五〇七千円	一、七五四千円	七三五千円	八、一九五千円	七三九千円	一三六、〇二五千円

二、工　産　物

(1)　織物　繊維工業殊に旺にして昭和九年末に於ける綿織物機業場數二七、一三四職工數三八、一九五人（男一、七六九人女二六、四二六人）力織機 一三、七九〇（四割七分）なり 而して機臺數十臺未滿の機業場に從事する職工數 六割弱 に當る機業場數の多きこと全國第一位職工數は愛知、大阪に亞ぎて多し

昭和九年に於て綿織物産額 三九、四八八、一三七圓 にして全國第六位なり 內 廣幅物は 三九、一九九、七五六圓 を示し 中綾綿布 四一、四七三、一五〇碼 六、八二三、二一一圓 にして大阪、愛知、兵庫に亞ぎて多産し 粗布 二二、七五九、九二〇碼 三、七〇七、〇一四圓 綿ネル 三四、一九〇、八三六碼 六、九〇四、五七八圓 天竺木綿 一七、九五三、六六一碼 二、五四一、六二二圓 等主なるものにして綿ネルは 大阪に亞ぎて多産す之等は凡て何れも 今治を中心として製織し中華民國、南洋方面アフリカ、印度及北米の一部に輸出せらる又小幅物 四、六二〇、三〇二圓 主なるものは白木綿 二、二五五、二三七反 一、四八二、八五三圓 絣木綿 一、六二五、〇九四反 二、六七二、六〇〇圓 等なり 特殊物 五、六八、〇七〇圓 主なるものは タオル 六、二〇一、五九〇打 五、六四三、二七〇〇圓 にして全國第一に多産す絣木綿は伊豫絣と稱し福岡に亞ぎて多産し價格底廉を以て全國に知られ概ね松山附近に製織せらる

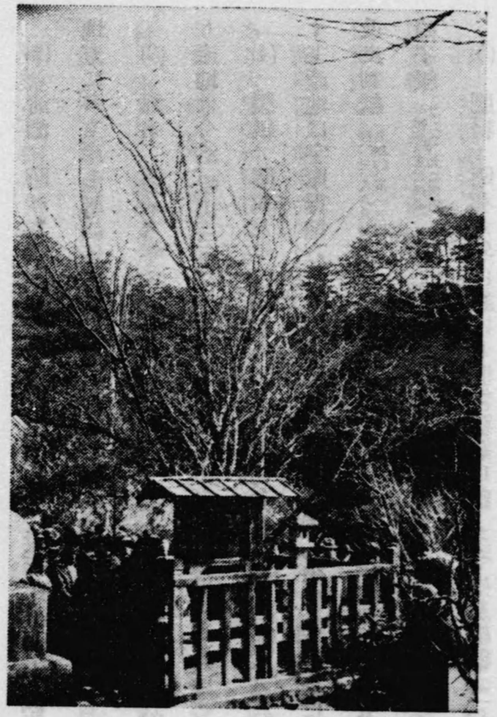

【十六日撮】

近時織物業界は人絹交織の異常なる進出に依り一大轉換期に當面し之に對する設備準備對策として權威ある試驗及指導の爲昭和九年度より染織試驗場を設置せり

(2) 清酒　昭和九年度酒造の清酒釀造場數 二六七 生産高 八九、四三〇石 六、七四四、八〇〇圓にして溫泉郡、周桑郡地方に多く産し製品は大阪、廣島、高知及九州方面に多く移出せらる

(3) 綿糸　昭和九年に於ける綿糸紡績工場 七 職工 五、八〇七人（男 六九二人 女五、一一五人）にして生産高 二九、五九〇、六八六円（一四八、五二九梱）あり産地は今治、松山、三島、川之石、三瓶の各市町とす

(4) 製紙　昭和九年に於ける製造戸數 九五戸 職工 四、五九九人（男二、一九七人 女二、三九二人）にして其産額 四、六二一、一〇六圓に達す主産地は宇摩郡地方にして 二、八三四、二六〇圓を産し總額の六割二分に當る紙の主なるものは美濃紙（八萬、三九〇締 四〇、三、八八締 四〇、五一三円）奉書（六萬、九七〇束 二〇一、一九二円）塵紙 一、七〇二、四一二束 七八二、四五四円）改良判紙 二、八四〇束 九、七七七円）薄葉紙及コツピー（一七五、九五一束 三二七、四五四円）仙貨（六二、四二束 二五二、四五八円）障子紙（四〇、八二四束 二二二、九二四円）等なり

(5) 肥料　昭和九年に於ける肥料製造戸數 一三六 生産總額 二、七〇五、九三圓にして新居濱町にある住友肥料工場の製品其の大部を占む肥料の內鑛物質肥料（五六、二九五、八六二貫 九五、一八、六六七円）を主なるものとす

(6) 捺染物　昭和九年に於ける染物染賃三、五二三、八七九圓にして中綿の機械製捺染物其の大部分を占め之が小幅物（一、一三、三八八反 一三九、七七七円）にして松山、西條地方旺なり

(7) 漆器、陶器及竹製品　昭和九年に於ける漆器は製造場數 四一 職工數 二〇四人 産額 三七、五五二圓中飲食用器物 二九、〇〇〇圓 家具及裝飾品 六二、三三圓等主なるものにして主産地は櫻井町にして中國、九州の各地に移出さる

陶磁器は昭和九年に於て製造場數 四〇 職工數 三〇七人 窯數 二三 にして産額 三四八、三六〇圓（內地向 六四、五七五円 輸出向 一八三、六六一円）あり大部分伊豫郡に産し砥部燒最も名高く內地各地及海外に多く移出さる製品の主なるものは茶碗及コーヒー碗 六〇、八四五圓にして其の他花瓶、置物、裝飾用品、皿類、鉢類等とす 又樂燒として二六燒（宇摩郡松柏村）水月燒（松山市及道後湯之町）江山燒、五色燒（郡中）等あり

此の外瓦の産額 八三、六二四圓ありて越智郡菊間地方に最も多く産し菊間瓦の名高し

竹製品は昭和九年に於て製造場數 七〇七 職工 一、一八一人 産額 三五、八三圓にして 松山市、西宇和郡に多産し主として籠及笊等なり

(8) 木蠟　昭和九年に於て製造戸數 二一 職工數 五一人 生蠟 二二、三〇四貫 二四、七二六円 晒蠟（四六、〇〇二貫 九六、五四八円）の産額あり製品

は阪神地方の商賈の手を經て海外に輸出さる

三、電氣事業　電氣事業は近年製產工業の發展に伴ひ甚だ旺盛に向へり昭和九年に於ける會社數 九 總資本 四三、二七二圓 電線路亙長 五、〇六七キロメートルにして 總發電力 六七、三八〇キロワットに達す而して光力の供給を見ざるは 島嶼、山間等の極めて僻阪の一部のみにして 常時 灯取付灯數 九三六、七八二 灯（十燭光として）一戸當四灯弱人口百人に對し 七灯の割なり 大口電力契約 三八、五〇〇 キロワット 小口電力契約 二、八三六 キロワット、電熱用其の他電氣裝置 三四、〇三九 キロワットに及べり

第七節　會社及金融

一、會社　昭和九年末本縣に本店を有する會社數は 九七五 之が資本金 一四三、五一九、八〇〇圓にして組織別より之を觀れば 株式會社（社數 資本 一二三、七二五、三五〇円）三一六 社數の 三割二分 資本金の 九割弱 を占め 合資會社（社數 資本 四、八八一、九〇八円）五一四 社數の 五割弱 弱に當り社數に於ては合資會社最も多し合名會社（社數 資本 三、九〇二、五五〇円）一四五 なり會社を事業の目的により觀れば商業（社數 資本 三九、九五三千円）四六五 工業（社數 資本八〇、二七一千円）三一一 運輸業（社數 資本五、六八〇千円）六四 農業（社數 資本一、五一七千円）二六 鑛業（社數 資本一五、〇四四千円）四 水產業（社數 資本五五千円）五 なり

二、金融　昭和九年末に於て銀行（本部に本店あるもの）二 無盡業 五 信用組合 三七九 質屋 三五 內一般のもの 二〇三 公營のもの 三五 郵便局 三〇 あり 尙昭和七年十二月より松山に日本銀行支店の設置ありたり

(1) 銀行　昭和九年末に於ける銀行本店二 支店 九三 資本金 二四、九七六千圓 拂込資本金 一八、五六五千圓にして內農工銀行、貯蓄銀行各一行あり 昭和九年中預高 三九五、七〇〇千圓 年末現在 一〇〇、三二千圓 又貸付高 二六、三八五千圓 年末現在 七七、三九千圓なり

普通銀行の割引手形は割引高 四一、六九千圓 年末現在 二、七三六千圓にして內商業手形（割引高 二三、六八八千円 年末現在 二、〇五九千円）荷付爲替手形（本年割引高 一八、〇〇一千円 年末現在高 六七七千円）又農工銀行に係る割引手形は割引高 一四九千圓 年末現在 三〇千圓 普通銀行の送金爲替は振出高 八六、三〇三千圓 受込高 七〇、八六六千圓 又代金取立は振出高四一、九七四千圓 受込高 六六、四二千圓なり

(2) 產業組合　昭和九年度末に於ける產業組合數 三四 にして內信用事業を行ふもの 三九 あり 資金に付て之を見るに 運轉資金總額 五、九六一万圓にして內拂込濟出資 四、八五六、三三圓 積立金 三、〇六一、六九五圓 借入金 五、九一九、九三三圓 貯金 二八、六七九、四五三圓なり

組合人員總數 一五二、二八一人にして一組合平均 五三〇人 なり 業態別より之を見るに 農業は 七割六分 を占め 商業之に亞ぐ

(3) 無盡業に關する會社は 五 にして松山、今治、宇和島、新居郡西條町宇摩郡土居村に各一あり昭和九年末組數 八七三 總口數 三一、〇六八 にして百圓迄（口數三六）三百圓迄（口數四、三五）五百圓迄（口數一四、三五三）千圓迄（口數一、九一八）三千圓迄（口數四四六）なり又期間別に之を見れば三年迄 二、四九三組 五年迄 一八、二九組 十年迄 四四六組とす

(4) 質屋 昭和九年末に於て店數 三五 內 一般のもの 三〇三 公營質屋 三 之れが 一箇年中の貸出高（口數 三〇二、五六〇 金額一、二三八、七二九圓）一口當平均 四圓九錢なり 一箇年間受戻高（口數 二七〇、〇六六 金額一、〇八八、六七九圓）流質高（口數 三二、一八七 金額九八、六二八圓）にして貸出高に對する流質の割合は 殆 とす

(5) 郵便貯金 昭和九年中に於ける 預入高 一六、三五〇、四三圓 拂戻高 一五、一三、九〇八圓 にして 年度末現在 三八、一三六、四二九圓之が人員 四四、〇四三人 一人當平均 五十八圓十二錢の割合なり

第八節 産業諸團體

昭和九年末に於ける産業に關する諸團體數 三六 にして水産に關するもの 一六 農業に關するもの 三五 工業に關するもの 一〇 林業に關するもの 四 ありて各々其目的に向ひ活動せり尙産業組合數は 三四 之れが聯合會 四 あり

【面河渓一亀原】

第五章 交通及通信

一、道路及諸車 昭和九年末國道一線 延長 九粁 縣道延長 三、五〇四粁 市道 三四四粁 町村道 九、五八三粁なり、鐵道軌道の敷設未だ乏しく樞要地點の連絡は自動車便に俟つもの多く鐵道未成の地方にありては自動車の定期往來比較的旺なり

昭和九年末に於ける諸車數次の如し

乘用	馬車 一四	自動車 三八九
自轉車	八六、四〇七	自動自轉車 二〇九
人力車	五八一	
荷積用	馬車 二、一八〇	自動車 三三五
特殊自動車	一五	牛車 六七六	荷車 二八、四六六	其他 一〇、六二

二、鐵道 國有鐵道の敷設は未だ縣內の一部に過ぎず豫讃線の縣內走行は 一九三・七粁及宇和島線 三五・六粁

にして尚昭和八年十月より宇和島線は國有鐵道に移管されたり

昭和九年度縣内各驛の乘客（降車人員五、二一五、二〇一人乘車人員五、二七〇、五四四人）乘客賃金二、四七一、四〇四圓小手荷物（發送三三八、二六四個到着五五七、一六九個）貨物（發送一〇九、一五五噸到着一〇五、八六七噸）運賃は小手荷物 七六、三八圓 貨物 四八、〇一〇圓なり

私設伊豫鐵道は我國に於ける輕便鐵道の嚆矢にして明治二十一年の開通なり松山市を中心として郡中線（松山―都中間）森松線（松山―森松間）横河原線（松山―横河原間）あり 又松山道後及松山高濱間は電車に依る

伊豫鐵電に係る乘客賃金次の如し

	乘客	發送貨物	乘客賃金	貨物賃金
鐵道	五、三六四、四二八人	七七、九八三瓲	四〇八、三五六圓	六二、〇二三圓
軌道	三、〇〇七、九九五人	—	二三、一九四圓	—

尚新居濱端出場間に住友經營の輕便鐵道ありて其業績次の如し

乘客	發送貨物	乘客賃金	貨物賃金
七九一、五六四人	七二、〇六七瓲	三〇、四三五圓	三四〇、五九四圓

三、海運 海岸線の延長 三〇里 岬灣の出入に富み天然の良港多く古來沿岸航路能く開け阪神、中國、九州地方に毎日數回の定期航路あり我國海運史上夙に其の名顯著なるものあり殊に今治港は開港場として最も殷賑を極め新居濱、高濱、三津濱、長濱、八幡濱、宇和島等の各港亦旺なり

主要港灣移出入貨物、入港船舶並乘降船客

移出入貨物

	移出 數量	移出 價額	移入 數量	移入 價額
今治	二四〇、七二六噸	三〇、〇六一、七二七円	四〇五、七五八噸	四四、三八二、九三三円
宇和島	三九二、二五九	三一、〇五五、二九〇	三一八、四七五	三二、四五五、三一四
八幡濱	一六九、六八三	三一、四九五、九八一	五〇五、五五三	三五、一七七、八〇四二
三津濱	三六一、二九七	三五、九二一、八九九	五二六、一四九	三九、七七八、〇四二
高濱	四六、五二一	七、八三一、〇四三	一三〇、六八一	一四、五三七、四〇七
川之江	一四六、八四九	一五、〇七一、〇四七	一〇三、五八八	七、一三一、八七四
新居濱	七九四、二六三	四四、一三五、四三八	七八三、三七八	三三、一三四、一二八
長濱	四九〇、九三七	七、三七一、一〇〇	七〇、九八七	六、四七一、七九九
三島	二三一、一〇六	一〇、八〇一、九一三	一〇四、七六〇	九、一二八、九七七
川之石	三五、四二九	九、五四七、七三三	三八、七二一	九、〇六四、八九九

入港船舶 乘降船客

	船數 純噸數	乘込	上陸
今治	二、三〇九、八三六隻	三八二、四八五人	四一三、五四三人
宇和島	一、八八八、九三〇	六五九、〇三〇	六五四、四六九
八幡濱	二、〇九〇、九〇三	二五八、五七四	三三七、五一六
三津濱	二、六八四、三〇三	九三、五九九	一〇五、九七六
高濱	一、七四九、三九九	一三〇、六八一	一四八、九八八
川之江	七五〇、八〇七	一〇三、五八八	六、六〇六
新居濱	六七八、七〇三	七八三、三七八	一六、八九〇
長濱	一、三三七、五八四	七〇、九八七	六五、〇八五
三島	一、二七三、九二〇	一〇四、七六〇	一〇、五三〇
川之石	九二五、五九三	三八、七二一	七五、一三〇

四、通信 昭和十年三月末現在郵便局 三〇 電信取扱局所 一五四 公衆電話 三〇 電話加入者 八、七七五 にして通信機關は概して普及せり尚昭和三年度より縣費を以て補助を爲し町村役場に電話架設を奬勵したる關

係上現在電話未設の町村は三岳中六箇村なり

第六章　社會事業

本縣に於ては社會事業に付慈惠救濟及特種兒童の保護敎育等に關し夙に施設せし所ありしが世界大戰以來思想上社會上の激變を來し社會問題に對し一般の注意を惹くに至りしに依り民力涵養、地方改善、社會敎育方面等に力を盡せり而して大正十年四月始めて縣に社會課を設け亞で仝十一年三月愛媛縣社會事業協會又仝十二年七月愛媛縣善鄰會なる事業團體生じ事務所を縣社會課內に置き玆に漸く施設機關整ひ斯事業に一新機軸を開くに至り救濟事業、福利事業、敎化事業、兒童保護事業等の社會的施設年と共に進展しつゝあり

一、**愛媛縣社會事業協會**　各種社會事業の發達を期し縣下に於ける社會事業團體の連絡を圖る機關にして社會事業研究會、講習會、講演會、兒童健康相談所、乳兒審査會等の開設、機關雜誌の發行竝視察旅行を行ひ社會事業從業員の養成を計りつゝあり

二、**愛媛縣善鄰會**　社會民衆をして各其の志を遂げしめ國內諸方面に涉り克く協調偕和の實を擧げしむることは現代世相に於て最も緊切なる事たるべし依つて社會の弊習たる因襲偏見を芟除し融和善鄰の促進を圖るため創設せるものにして本會は相互善鄰の趣旨を宣傳し因襲的偏見の除去に努め矯風敎化の振興を圖り日常生活の改善を促し其の他必要と認めたる事項を實行し又縣下に於ける該事業統一聯絡機關なり之が經費は國、縣等の補助金其の他寄附金等に據るものとす

三、**愛媛縣敎化聯盟**　昭和三年五月中央敎化團體聯合會長山川氏等を招聘し縣下敎化團體關係者の座談會を開きしに端を發し凡ての敎化團體竝敎化事業關係者の聯絡提携を圖り斯業の改善發達に資する目的にて本縣敎化團體聯合會の設立當時には全國十數府縣に過ぎざりき爾來敎化網の普及に努め昭和五年八月更に規約を制定して愛媛縣敎化聯盟と稱し一層之が目的の充實を期せり而して之が下に郡市敎化聯盟を設け郡敎化聯盟には町村を單位とする町村敎化聯盟を屬せしめ其の組織に至りては全國の範たるものあり

四、**縣方面委員**　大正十二年十一月方面委員制度を創設し松山、今治、宇和島の三市に實施したり昭和二年以來縣下一圓に普及を圖りたる爲昭和十年に於ては四市の外六箇町村に實施し委員數三六八名あり方面委員は擔當區域に於て一般社會狀態を調査し其の改善向上に努め保護又は指導を要する者及現に公私の救助を受くる者につき其の實狀を視察し適切なる方法を講じ社會施設の適否を調査し其の完備改善

を期し且各種社會事業團體との聯絡を保ち其の目的の達成に助力する等熱誠以て活動しつゝあり

五、救　濟　昭和九年度に於ける救濟法に依る救護人員は實人員 三、五〇七人 にして救濟に要したる金額 七〇、三二一圓なり 救護の種類を見れば生活扶助 三、一五五人 醫療 三三一人 助産 一人 とす

又行旅病人及行旅死亡人取扱法に依る救護人員は 七人 行旅死亡人 五人にして之に要したる縣費 二、七八圓なり

六、職業紹介　大正十一年一月愛國婦人會愛媛縣支部婦人職業紹介所の開設あり續いて仝年松山市、宇和島市、今治市、三津濱町、八幡濱町の五箇所其の後大洲町、川之石町、長濱町、宇和町、三島町、西條町に各一箇所の開設を見現在に於ては其の數三に及ぶ而して昭和十年中に於ける取扱狀況左記の如し

求人	男一〇、一三八人 女二、七一七人	就職	男三、九七二人 女三、二〇五人
求職	男七、五五二人 女四、九八二人		

七、公益質屋　大正十二年一月長濱町營質庫の開業あり其の後昭和二年公營質屋法の公布ありてより漸次各所に開設するに至り昭和十年末に於ては 三三 箇所にして庶民階級の金融機關として活動し其の成績良好なり

昭和十年に於ける貸付狀況次の如し

貸付高	口數 一〇〇、七三五	受戻高	口數 九〇、九〇五
	金額 五三七、八六七円		金額 四四六、五三六円
流質高	口數 一、〇三〇		
	金額 三、四九九円		

八、住宅組合　住宅組合法に依り大正十一年より設立許可されたるもの 昭和九年末に於ける組合數 三三 組合員數 三七三人 低利資金貸付額 五九〇、三九〇圓 平均一戸當該資金融通額 一、五八三圓なり

九、公營住宅　昭和九年末公營住宅戸數 五〇五戸 あり即ち 松山市 一四九戸 宇和島市 三七戸 今治市 四七戸 三津濱町 三三戸 三島町 三九戸 西條町 一五戸 郡中町 三三戸 大洲町 六八戸 長濱町 二戸 八幡濱町 三〇戸 川之石町 三〇戸 吉田町 九戸 波止濱町 三五戸 とす

一〇、釋放人保護　財團法人愛媛保護會（明治二十八年七月創立）を中心として縣下 三箇所の保護團あり 愛媛保護會は縣下免囚保護團體の連絡統一を圖り且直接間接免囚者の保護をなす

昭和九年中に保護したるもの 直接保護 六〇人 間接保護 一、〇八五人にして 保護を解きたるもの 五七人とす

一一、託兒所　昭和十年三月末常設託兒所は 一七箇所（宇和島市、今治市 三 大洲町、八幡濱市 二 波止濱町、川之石町、蔣淵村、新居濱町、長濱町、宮内村、松山市 二 御莊町、郡中村）にして託兒數 一、〇二七之が關係經費

二四、四三九圓なり 農繁臨時託兒所の事業は成績良好にして 全國的に其の名高く 昭和十年に於ける開設市町村數 一一九 開所延日數 四、三七三 受託延兒童數 二一九、八八一人なり

第七章 財政

昭和九年度地方費の狀況を揭ぐれば次の如し

	道府縣			市			町村			水利組合	
	歳出	道府縣稅	稅一人當	歳出	市稅	稅一人當	歳出	町村稅	稅一人當	歳出	稅收入
愛媛縣	六、四七七千円	四、一九二千円	三・六七円	二、八六九千円	一、〇三五千円	五・七二円	一二、〇七六千円	四、四〇七千円	四・五六円	一七四千円	一〇二千円
全國	四九二、三七八	二三八、七七六	三・五五	八四〇、一一五	一四四、五一二	七・四六	四六〇、一四〇	二〇九、一六九	四・六四	二二、七一六	一〇、八七七

即ち本縣の地方費總額 二一、五九六千圓にして稅收入 九、七三六千圓 一人當 八円二六一 に當る

本縣の地方債昭和十年三月末現在總額 二〇、九七〇、八四九圓（轉貸を除く）にして人口一人當 一八圓に當る

團體別に觀れば縣債 七、二八九千圓 市債 八、一八八千圓 町村債 五、四四二千圓 水利組合債 五一千圓なり又目的別より之を觀れば教育費 二、四二八千圓 水道費 二、六九九千圓 災害土木費 四、二七三千圓 普通土木費 四、〇六九千圓 社會事業費 九二三千圓 財政整理費 五二八千圓 時局匡救農村應急事業費 三、一一九千圓なり

一、國稅 昭和九年度國稅收入濟額は總額 七、一三三千圓にして內 直接稅 二、九九二千圓 間接稅 四、一四〇千圓なり 直接稅中地租 二割四分 所得稅 四割六分 營業收益稅 一割六分を占む

稅別金額次の如し

地租	所得稅	營業收益稅	資本利子稅	鑛業稅	相續稅
七四二、八四二円	一、三九四、六一八円	四九〇、二一六円	八八、二九九円	九二、二七一円	一八四、二七九円

酒稅	清涼飲料稅	砂糖消費稅	織物消費稅	取引所稅
四、〇七三、五〇九円	三七、五八二円	四、九九六円	二三、七七一円	三円

二、縣稅 明治三十年十月縣制實施當時の縣費は六十八万七千圓にして稅收入の如きも五十五万一千圓に過ぎざりしが爾來時勢の進展に伴ひ經費も逐年增加し其の間多少の消長ありと雖近年著しく增加す昭和十年度當初豫算 七、二三五、五六〇圓（特別會計を除く）稅收入 四、四二九、七七三圓 にして明治三十年に之を比すれば前者一〇倍五 後者 八倍 に當れり縣費一人當 六円二一 稅一戶當 三二円四一なり歳出に於ては教育費 二割六分五厘 土木費 一割六分三厘 警察費 一割三分四厘 縣債 一割一分四厘 を占む 又稅收入は歳入の 六割一分 に當る

昭和十一年度歳入歳出豫算

歳入

科目	金額	百分比
國税附加税	二、〇七六、五一〇円	二八・七
家屋税	一、一三一、七九〇	一五・七
營業税	一二四、〇四五	一・六
特別地税	三七、七三五	三・一
雜種税	八七八、一〇三	一二・一
計	四、四二九、七七五	六一・二
國庫下渡金補助交付金、助成金収入	七六三、九二九	一〇・五
其の財産収入	二七、〇七六	〇・四
使用料手數料	七六二、三四三	一〇・五
雜収入	二三〇、九四八	三・一
寄附金	六〇、六三三	〇・九
縣債	五七一、九〇〇	七・九
負擔金	三一三、八一三	四・三
其の他	八五、一三六	一・二
計	二、八〇五、七八七	三八・八
合計	七、二三五、五六〇	一〇〇・〇

歳出

科目	金額	百分比
縣職員費	五二一、九八二円	七・一
警察費	九六九、六八二	一三・四
土木費	一、一七九、四一三	一六・三
教育費	一、九三〇、〇二四	二六・五
衛生及病院費	五一、五七八	〇・七
勸業費	五六八、八五六	七・九
會議費	三〇、〇一三	〇・四
社會事業費	二四一、二六九	〇・三
縣税取扱費	一三三、七九三	一・八
土木補助費	一四一、六九四	二・〇
教育補助費	一二三、六四〇	一・六
衛生補助費	四三、三五六	〇・六
勸業補助費	二四二、七五六	三・三
社會事業補助費	三三、三七七	〇・五
統計補助費	一二、一八二	〇・二
縣債	八三一、六〇四	一一・四
其の他	四三〇、三四二	六・〇
合計	七、二三五、五六〇	一〇〇・〇

三、市費　明治二十二年十二月二十五日市制施行當時は松山市のみなりしが大正九年二月十一日今治市大正十年八月一日宇和島市昭和十年二月十一日八幡濱市何れも市制を實施するに至り現在四市となる

昭和十年度に於ける四市の豫算總額三、二八五、五八三圓にして松山市六九〇、三五四圓今治市一、一〇三、三六〇圓宇和島市一、〇七〇、九五四圓八幡濱市四三一、九八九圓なり歳入中税收入一、二八八、九〇三圓にして三割九分を占め平均一戸當二七円八七なり市税松山市四六〇、八九四圓一戸當二五円六六今治市三〇六、七六四圓一戸當二九円三六宇和島市三四九、三一圓一戸當三〇円七八八幡濱市一七一、九〇一圓一戸當二六円六三なり

昭和十年度市歳入歳出

歳入

科目	金額	百分比
市税	一、二八八、九〇三円	三九・三
財産收入	三三、四四一	〇・七
使用料手數料	三八四、一五九	一一・七
交付金	四五、〇三七	一・四
國庫下渡金	一七八、〇五一	五・四

歳出

科目	金額	百分比
役所費	三一五、二四一円	九・六
土木費	三三二、七七一	一〇・一
教育費	七九八、〇〇二	二四・三
衛生費	五三、一四四〇	一・六
病院費	一一〇、〇六七	三・四

國縣補助金	二四九、四四七	一〇・七
寄附金	二、八一九	〇・一
繰入金	二三、四九一	一・〇
財產賣拂代	一五五、〇三〇	四・七
繰越金	四四七、七二一	一三・六
公債	一六四、八〇〇	五・〇
其の他	二一、六九五	六・四
計	三、二五五、五八二	一〇〇・〇

四、町村費 明治二十二年十二月二十五日町村制實施當時二六町村なりしが其の後廢置分合に依り現在二六五町村となれり昭和十年度町村豫算歳入 三、七五四、三〇八圓にして內稅收入 三割四分 國庫下渡金 一割四分 交付金 補助金 一分 町村債 分 に當り町村稅一戸當一九圓なり歳出に於ては教育費 三割三分 を占め 役場費 一割三分 土木費 分 公債費 分 に當る

町村基本財產は每三年の定期調査にして昭和八年三月末現在 一〇、七八、一九〇圓にして內土地建物價額 五、〇七三、〇八六圓 有價證券 及現金 四、三三八、一五八圓 其他 一、三七六、九四六圓なり

科目	金額	百分比
町村稅	四、三六五、五四四圓	三四・二
夫役現品	一一、五六〇	〇・一
財產收入	二九九、六五〇	二・四
使用料 手數料	四五八、一八五	三・六
國庫下渡金	一、七五四、八五六	一三・八
交付金	一三〇、六五四	一・〇
國縣補助金	三二一、〇一四	二・五
助成金	七〇、八五八	〇・六
寄附金	四三三、四八三	三・三
繰入金	一三三、〇六八	一・〇
財產賣拂代	一四〇、〇九八	一・一
繰越金	一、八七、三六	九・三
雜收入	三三八、四七〇	二・六
町村債	一、〇四六、二八〇	八・二
貸付戻入	九四六、二七九	七・四

昭和十年度町村歳入歳出豫算

歳入

科目	金額	百分比
町村稅	四、三六五、五四四圓	三四・二
夫役現品	一一、五六〇	〇・一
財產收入	二九九、六五〇	二・四
使用料 手數料	四五八、一八五	三・六
國庫下渡金	一、七五四、八五六	一三・八
交付金	一三〇、六五四	一・〇
國縣補助金	三二一、〇一四	二・五
助成金	七〇、八五八	〇・六
寄附金	四三三、四八三	三・三
繰入金	一三三、〇六八	一・〇
財產賣拂代	一四〇、〇九八	一・一
繰越金	一、八七、三六	九・三
雜收入	三三八、四七〇	二・六
町村債	一、〇四六、二八〇	八・二
貸付戻入	九四六、二七九	七・四

歳出

科目	金額	百分比
役場費	一、七六、〇四六圓	一三・四
會議費	五三、二六一	〇・四
土木費	一、二四、三六一	九・三
敎育費	四、二四三、三二一	三二・四
衞生費	四三八、八〇〇	三・五
勸業費	一〇四、五九七	〇・八
警備費	一五三、六四	一・二
基本財產造成費	二四四、九四八	一・九
積立金	五五、〇〇八	〇・四
諸稅及負擔	五三、〇三〇	〇・四
公債費	一、六一、三三〇	九・二
財產費	六八、六三七	〇・五
神社費	四四、四〇〇	〇・三
社會事業費	九四、六〇九	〇・八
補助費	三三一、六六八	二・六

其の他	一、一三八、八九三	八・九	寄附金	三二、六五一	〇・三
			貸付金	一、三五四、九一四	一〇・七
			其の他	一、五二四、三三一	一二・〇
計	三、七五四、二〇八	一〇〇・〇	計	一二、六九七、〇五七	一〇〇・〇

隣縣との地方費比較（昭和九年度豫算）

	府縣費	市費	町村費	總額	一戸當	一人當
愛媛縣	六、四七七、三〇四円	二、八六九、二八七円	一二、〇七五、五四二円	二一、四三三、一三三円	八九・四四円	一八・七五円
高知縣	四、六〇〇、〇〇二	一、五二四、一二五	五、一〇二、三九一	一一、二二六、五一八	七二・九二	一五・六三
香川縣	四、七八九、二五八	二、一四八、八八〇	五、二六三、一一一	一二、二〇一、二四九	八一・二六	一六・六五
徳島縣	五、九三〇、九〇五	二、二四〇、八〇三	五、九六三、三八三	一四、一三五、〇九一	九七・七九	一九・七三

第八章　警察及衛生

第一節　警察

一、警察官署及警察職員　昭和九年末警察署一七　警部補派出所五　巡査部長派出所二〇　巡査派出所三八　水上巡査派出所四　巡査駐在所二六九　にして　警察部長一人　警視五人　防疫醫二人　技師六人　技手二五人

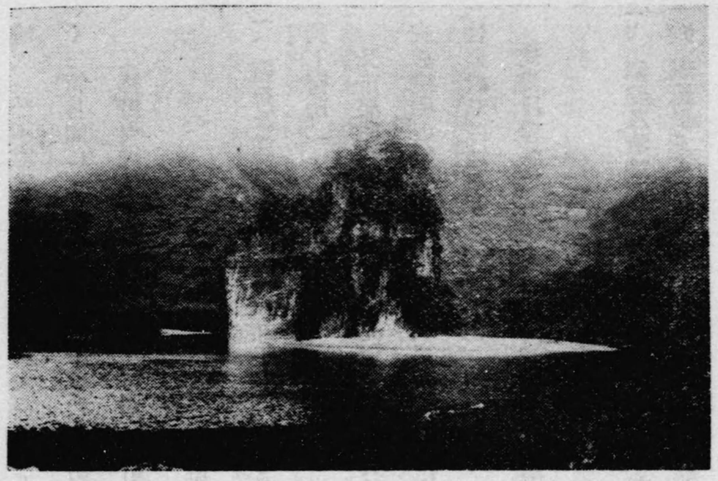

【御三戸】

屬五人　警部二四人　警部補四五人　主事補二人　巡査部長一〇三人　巡査五八四人　雇三九人　其他一六人而して巡査一人當人口三、〇五六人なり

二、犯罪　昭和九年に於ける刑法犯發生件數一三、九七〇　檢擧件數一三、八八八　未檢擧件數八二　にして發生件數に對する檢擧の割合は九割九分なり尚　規則違反七、四九九人　男六、九五四人　女五四九人　にして　內　法律違反五一人　勅令違反一人　省令違反二、八九〇人　縣令違反四、五五七人なり

三、火災　昭和九年に於ける火災度數二八四　にして內　失火二四四　不審火一六　放火一七　其の他五なり　家屋數は　全燒三六五棟　半燒一〇三棟　之れが損害見積額四八二、一〇三圓に達す

原因別に見れば使用火不始末一四八　最も多く吸殼一九

燈火 三五 不審火 一八 弄火 三 放火 一七 等を主なるものとす 尚一箇年を通じて見れば一月、二月、三月に多く三箇月間に 五五度あり 本年中に於ては四月、九月、十月最も少し

又林野火災は 一七三 度にして 反別 五三町 此損害見積額 三、〇五圓とす

第二節 衞生

一、醫師及齒科醫師　昭和九年末に於ける醫師は 六七二人 男六五〇人 女二二人 内開業醫 六五人にして人口 三、二四人に對し醫師 一 人の割合を示す

又市部開業 一九九人 町部 一九四人 村部 三六三人にして之が分布農村に少く開業醫なき村落さへあり而かも交通機關の整備と相俟つて收容又は往診により僻地に於ける缺陷の緩和を計りつゝありと雖是等の可能性を缺ぐの地あり

尚齒科醫師は 二二六人 男二〇四人 女一二人 にして診療に從事する者の分布狀況は 市部 七四人 町部 九五人 村部 四五人なり

二、産婆及看護婦　昭和九年末現在産婆 七四人にして之が分布は市部 三九人 町部 一八〇人 村部 三五人なり 看護婦 一、二四九人 準看護婦 一四人 看護人 一人あり

三、藥劑師及藥業者　昭和九年末現在藥劑師は 一五〇人 男一三二人 女一八人 にして之が分布狀況（藥劑師の業務に從事するもの）は 市部 五四人 町部 四二人 村部 七人 病院其の他 三人なり

藥業者は藥種商 四六九 製藥業者 一〇九 にして藥劑師 九〇 藥劑師使用のもの 四 其の他 一五 なり 尚賣藥製造業者 四〇一 賣藥請賣業者 七、二七七 賣藥行商者 二、〇二四 あり

四、鍼灸按術業者　昭和九年末鍼術、灸術、按摩業者 一、六七三人にして晴眼者 男六一六人 女一六二人 盲眼者 男六二五人 女二九三人 なり

五、傳染病　昭和九年中の傳染病患者は 二、〇六七人にして内 死亡者は 四七四人 患者百に付死者二十三人の割合を示す 病類別に之れを見れば 赤痢 患者二一九人 死亡七三人 腸チブス 患者九三九人 死亡一五三人 パラチブス 患者四〇人 死亡一人 痘瘡 患者二二人 死亡四人 猩紅熱 患者七七人 死亡五人 ヂフテリア 患者三三〇人 死亡七八人 腸チブス疑似症 患者二二八人 死亡三六人 赤痢疑似症 患者二二八人 死亡二四人 なり

昭和九年末に於て傳染病院 二 隔離病舍 三六六 にして外に公立病院 四 私立病院 三 娼妓病院 一 精神病院 二 あり

附錄

史績名勝天然記念物概覽

並

歷代長官

【松山城全景】

【松山城全景】

【松山市全景】

松山市勢

面積戸口―面積一方里一六九　世帶數一八、三六四
人口八一、九四〇
重要生産物―綿織物三、三〇七、七七四圓　菓子八四九、五一四圓
諸官衙―愛媛縣廳、松山警察署、工業試驗場、松山測候所、穀物檢査所、同松山支所、蠶業取締所、同松山支所、松山土木出張所、愛媛縣警察練習所、松山稅務署、松山聯隊區司令部、歩兵第二十二聯隊、松山衞戍病院、松山憲兵分隊、松山地方裁判所、同區裁判所、同供託局、松山刑務所、松山郵便局、廣島地方貯金局松山出張所、商品陳列所、松山市役所
諸學校―松山高等學校、愛媛縣師範學校、同附屬小學校、縣立松山中學校、松山高等女學校、松山城北高等女學校、松山商業學校、松山工業學校、實業補習學校一、小學校九、私立松山高等商業學校、北豫中學校、濟美高等女學校、東雲高等女學校、松山技藝女學校、松山女子商業學校、松山夜學校、愛媛縣立盲啞學校、愛媛國學館、幼稚園五
名所舊蹟―松山城趾、石手川公園、阿沼美神社、大寶寺、子規埋髮塔、足立重信の墓、十六日櫻
鐵道―國有鐵道豫讃線松山驛（省營バス豫土線起點）
私設伊豫鐵道の高濱線、横河原線、森松線、郡中線（各線基點）電車松山驛道後間松山市驛高濱間

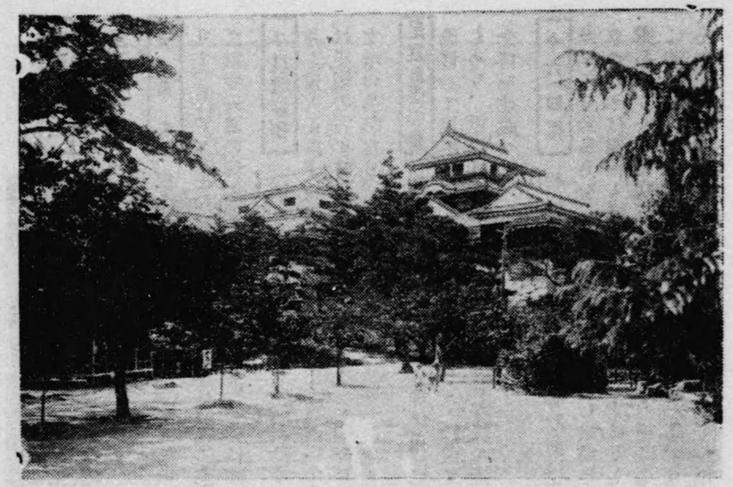

【松山公園と天主閣】

松山公園　舊松山城趾にして市の中央にあり全山樹木繁茂し頂上の城櫓壘壁今尚嘗形を存し宏壯雄大にして眺望絶佳、山の高さ七十二間、周圍三十町十五間其の面積五万九千坪なり。

松前城主加藤嘉明（十万石）關ヶ原の戰功により二十万石に加封せられ慶長八年此の地に五層の城廓を築きて移居、寛永四年嘉明會津に移封せられ、同年蒲生中務少輔忠知二十万石を以て入城、同十一年忠知京師に歿し嗣子なく、同十二年松平隆岐守定行十五万石を以て桑名より入城、世襲して定昭に至り城邑を奉還す、定行入國のとき城山は恰も赤土山の如くなりしかば臣下に命じ麥、粟等を蒔かしめ鳥類を集めて其の散糞により草木の繁殖を計り且つ日向の松實を蒔き子孫と共に其の繁殖保護に努めしかば比年ならずして鬱蒼たる林相を爲すに至る、降て寛永十九年天主閣を改築して三層となせしも天明四年の雷火に天主閣及本丸を燒失す、文政三年更に工を起し三十五年の久しきに亙りて安政元年漸く竣工せしもの卽ち現在の城廓なり、（昭和八年七月怪火の爲め玄關、多門、北隅櫓、十間廊下、南隅櫓、小天主を燒失し之が復工計畫中なり）建造物中加藤嘉明の築造に係るものは僅に筒井門竝乾櫓を存するのみ、明治維新廢藩の際縣は之を公園となせしも同十九年陸軍省所管となし其の後明治四十三年松山市貸下を受け現今市の公園として經營せり、大正十二年久松定謨伯大藏省より拂下を受け更に松山市に寄附する處となる、城廓は昭和十年五月國寶に指定せらる。

阿沼美神社　松山市宮古町に在る縣社延喜式内の大社にして最も歴史に富み大山積命を祭る、境内鬱く古松欝蒼として森嚴を極む。往古勝山の嶺に在りしを慶長八年現所の地に遷座累代松山城主の尊崇篤く神田の寄進神社の造營等屢々なり。

大寶寺　松山市南江戸に在り　大寶元年の建立にして崇徳院讃岐よりこの地へ行幸の時御車を返し櫻を叡覧ありて「名にしほまたも來て見ん花の春夕影殘す雪の古寺」の御製あり一に古寺といふ、堂前の姥櫻は開ゆる名花にして當寺安置の釋迦如來、阿彌陀如來の二像は國寶なり、本堂は特別保護建物となれり。

子規埋髪塔　「痰一斗へちまの水も間にあはず」の辭世句を殘して明治三十五年九月十九日東京上根岸の寓居に逝きし俳人正岡子規の埋髪塔は松山市末廣町一丁目正宗寺境内に在り、大正十五年本堂に接續して子規堂を建設せられ子規の青年時代の面影を偲ぶに足るものあり、子規名は常規慶應三年九月十七日松山市大字新玉町に生れし明治文壇の異彩なり。

足立重信の墓　松山市の北方山越來迎寺境内に在り足立重信は加藤嘉明の重臣にして松山築城の際重信川・石手川を改修して民生に資したり重信川の名ここに因す、又松山城廓の結構經營に力を致し以て松山市の開市を見るに至らしめり、重信は寛永二年十一月十七日を以て逝く大正八年十一月正五位を追贈せられ大正十四年同寺境内に頌功記念碑を建設せり。

十六日櫻　松山市の北方山越龍穩寺庭前に在り　毎年舊正月十六日に開花するを以て此名あり、其の由來は往昔此里に花鳥風月を友として餘生を樂しむ翁或年病床にあり正月十五日夜晋子吉平を呼びて自分はいや八十黄泉に旅立つことは露程も惜しくはないがたゞ常に愛している庭前の櫻花の開期を待たずして逝くことが誠に口惜い花にも靈あらば心して咲けよと嘆ず、吉平其の情に堪へず終夜樹下に井水を被りて身を淨め祈願せしに十六日の拂曉見事に開花したり、父子之を眺めて狂喜せんばかりに打喜び翁の病忽ち去りて更に十年の齡を保つことを得たりと傳へられ爾來毎年正月十六日には必ず花を開くな例さし觀客多數なり。

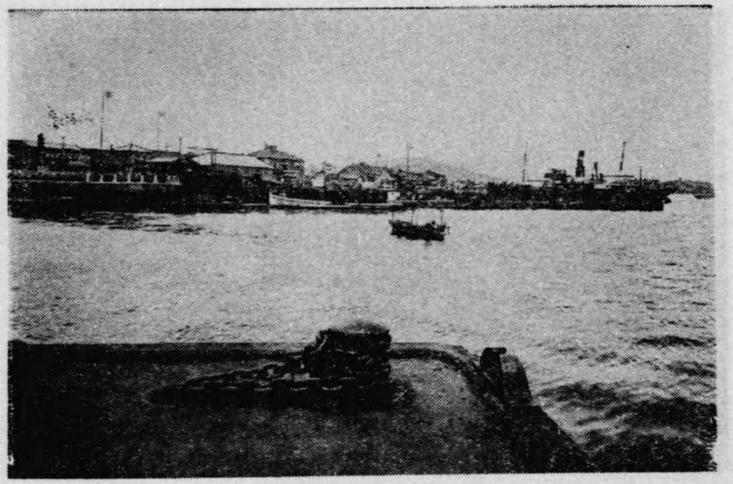

【今治港】

今治市勢

面積人口—面積〇、八五一方里　世帶數一一、〇二〇
人口五一、六〇二
重要生産—綿織物一八、一九三、八五一圓　捺染物一、一三六、一二八圓　漁獲物三九六、〇六一圓
諸官衙—今治警察署、今治區裁判所、今治稅務署、今治郵便局、神戸稅關今治支署、今治土木出張所、穀物檢查所今治支所、今治市役所
諸學校—縣立今治中學校、今治高等女學校、組合立越智中學校、實業補習學校二、小學校六、私立今治實科高等女學校、今治精華高等女學校、今治中等夜學校、幼稚園三名所舊蹟—今治城趾、天保山、姫坂神社、東禪寺
鐵　道—國有鐵道豫讃線今治驛
港——今治港(大正十一年二月開港場となる)
本港は天保二年藩主定茂新地港に波除石垣を築造し翌年七月竣工せるものにして其の後若干の補修を加ふるありたるも規模狹少にして和船の碇繋に便なるのみ汽船に至りては港外に碇泊するの止むなく不便尠からざりしが市に於て築港を計畫し大正九年より防波堤の築造、港内浚渫、埋立、棧橋の築造をなし
防波堤被覆　内面積二〇二、六三九平方米にして面目一新せり。

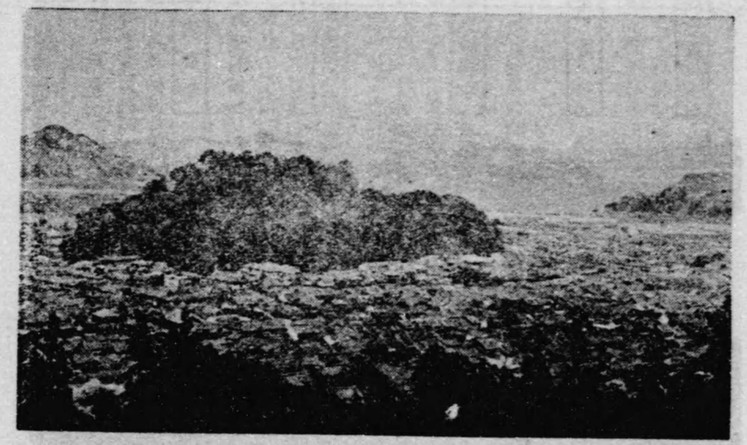

【宇和島市景】

宇和島市勢

面積戸口—三方里五一二　世帶數二一、一二七
人口五一、二八〇
重要生産物—綿織物一、八〇一、〇一五圓　繭一九九、六六五圓　生糸三、二一五、九七二圓
諸官衙—宇和支廳、宇和島警察署、宇和島區裁判所、宇和島稅務署、宇和島營林署、宇和島郵便局、愛媛縣水產試驗場、松山刑務所宇和島支所、松山測候所宇和島支所、愛媛縣蠶業取締所宇和島支所、穀物檢查所宇和島支所、宇和島土木出張所、宇和島市役所
諸學校—縣立宇和島中學校、宇和島高等女學校、宇和島高等家政女學校、市立宇和島商業學校、實業補習學校三、小學校八、幼稚園三
名所舊蹟—宇和島城、和靈神社、宇和津彦神社、天赦園、床滑
鐵　道—國有鐵道宇和島線(基點宇和島吉野間)
港　——宇和島港

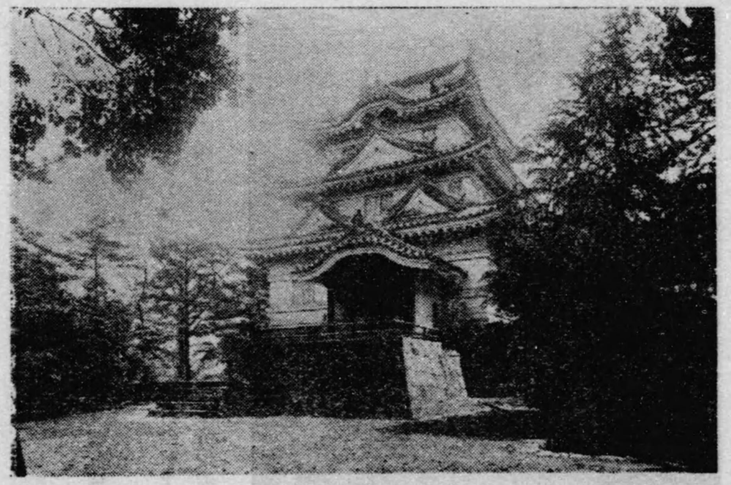

【宇和島城(天主閣)】

宇和島城

宇和島市(元板島と稱す)大字丸之内にあり、城山高さ海拔三十八間餘、周圍七百四十四間地積十町二反四畝二十一歩、城廓内一帶に樹木數多密生す、從來枯損木の外伐除をなさず爲に大いに繁茂す、戰國時代板島丸串城と稱し西園寺宣久(高六千六百石)城主たりしが天正十五年戸田勝隆に屬す、文祿四年藤堂高虎(七万石)此の地に封ぜられ宇和島城(一名鷄島城)と稱す、次に富田知信城主たり、元和元年伊達秀宗(十万石)居城寛文年間伊達宗利之を改修す、維新後陸軍省の所管なりしを後伊達宗德拂下を受けて所有現今に至る。

天主閣、追手門、上り口の門、城井は完全に存在す。
天主閣、追手門は昭和九年一月國寶に指定せらる。

雪輪の瀧

宇和島市大字丸穗字野川の滑床山にあり國有林地積千百二十八町八段四畝二歩にして市を距ること三里半一日にして行過を爲すことを得。

瀑布と云ふよりも奔湍と云ふべく、急斜の石上を奔流すること約三十間幅六七間其の流水點々渦紋を爲して下る其の狀雪輪の輪形をなして降るが如く實に奇觀美景雪輪の稱ある所以なり、其の水上に奔湍六七段あり何れも流花水紋をなし湍末の本流五六歩の右傍に接して銚子の深淵あり、圓形の淵潭にして水色紺碧其の深さ知るへからず探險家も未だ淵中に入りて其の底を極めたるものなく水勢激甚なれば其の深度測量し得ず暫く傍に佇立せんに凄愴の氣に打たる如何に剛膽の者と雖も單獨にて探訪するものなしと云ふ、此の瀑淵の邊樹林蓊鬱として繁茂し秋霜する時は紅葉峽谷を點綴し水色と相映し美觀比なし、秀麗美觀の點に於て縣下此の山水に勝るもののあらざる可し。

【雪輪の瀧（下より寫したるもの全景）】

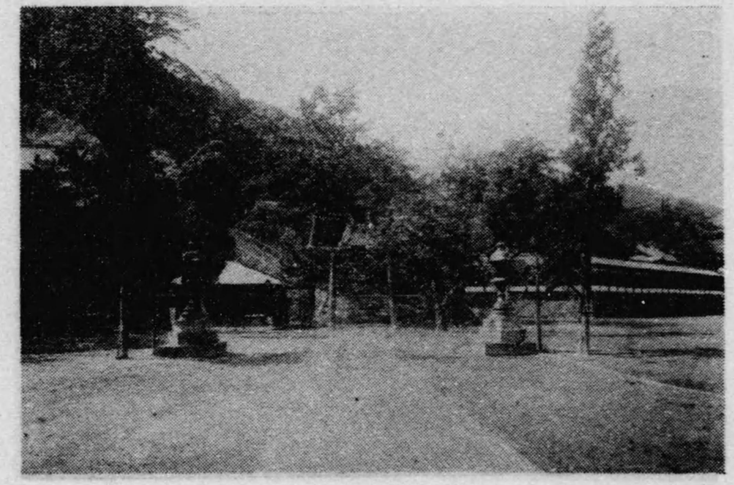

【和靈神社】

和靈神社

宇和島市大字八幡字鎌江に在り、伊達家の忠臣山家公頼を祀る神徳を渇仰する者歳と共に多く遠くは近畿、中國、九州より到り一ヶ年賽客七十万を下らず。公頼通稱を清兵衛と稱す、伊達政宗の臣なり、爲人端正篤醇廉介以て身を持す、政宗の子秀宗宇和島に封ぜらるゝに際し家老職として之に隨ふ其の封土に就くや公頼万勵治を圖る、佞臣之を憚ばず從て讒構し公頼遂に非命に斃る。

後人其の忠烈を欽仰し崇敬日に盛なり。

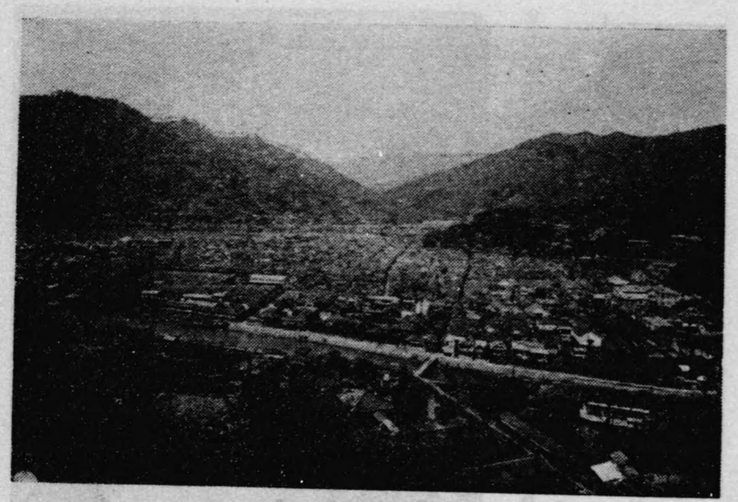

【八幡濱市景】

八幡濱市勢

（昭和十年二月十一日市制實施）

面積戸口―面積二方里五　世帶數六、五三七

人口三〇、五〇一

重要生産物―綿織物四、〇五八、一五六圓　蒲鉾五七三、〇〇〇圓　漁獲物七〇六、七一二圓　生糸八二一、九三四圓

諸官衙―八幡濱警察署、八幡濱稅務署、八幡濱區裁判所、鹽業取締所八幡濱支所、穀物檢査所八幡濱支所

諸學校―縣立八幡濱商業學校、八幡濱高等女學校、實業補習學校四、小學校七

港――八幡濱港

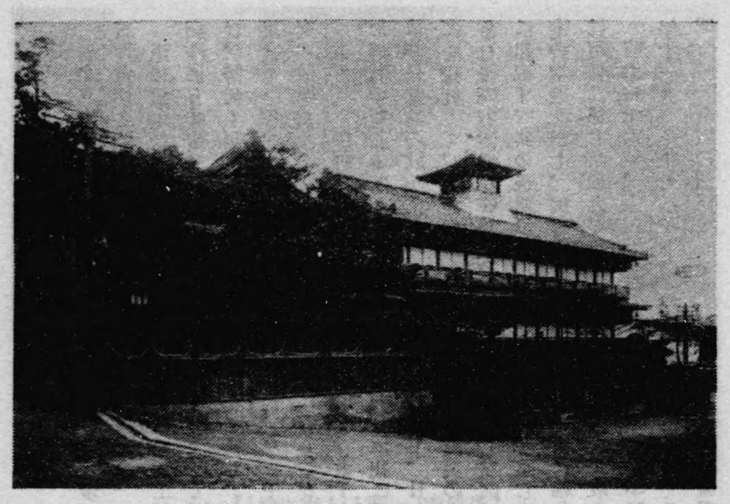

【道後温泉】

温泉郡勢

面積戸口―面積三九方里八六六　世帶數二九、三七六

人口一四五、〇六六

重要生産物―米三、二〇八、八一六圓　綿織物一、一五六、七五五圓　麥一、七二九、六一四圓　柑橘五八六、二九六圓　酒九五二、七二〇圓

諸官衙―三津警察署、愛媛縣農事試驗場、廣島遞信局海事部三津濱出張所

諸學校―愛媛縣女子師範學校、同附屬小學校、同附屬幼稚園、縣立松山農業學校、町立北條實科女學校、町村立實業補習學校五二、小學校五二、幼稚園一

名所舊蹟―道後温泉、道後公園、伊佐爾波神社、湯神社、一遍上人誕生地、石手寺、太山寺、岩堰、湧ヶ淵、白猪の滝、唐岬の滝、興居島、鹿島、腰折山、星の岡、三津の朝市、荏原城趾

鐵　道―國有鐵道伊豫讃線淺海驛、伊豫北條驛、粟井驛、堀江驛、伊豫和氣驛、三津濱驛、私設伊豫鐵道松山高濱間（電車）松山横河原間、松山森松間、電車道後松山驛間

港――北條港、堀江港、高濱港、三津濱港

道後温泉

温泉郡道後湯之町字湯月に在り、面積一段八歩源泉は第一、第二の二箇所より湧出し、一晝夜に付約三千二十四石に及び之を靈乃湯、養生湯、神之湯、鷺之湯、西湯の各浴槽に分湯す、外に皇族御專用の又新殿の浴槽在り。

道後温泉は上古大巳貴命、少彦名命の二神國土經營の爲出雲より播磨を經て、此の地に來らせ給ひし時少彦名命病に罹らせ給ひしかば大巳貴命直に温泉を汲みて浴せしめしに暫くにして蘇生し給ひ歓を詠じて「眞暫假寢哉」と宣ひ、勢猛く側の石を蹈みて起ち給ひたりと云ふ、今尚其の石温泉の側に在り、之を靈の石と稱ふ、如斯上古より靈驗著しき歴史を有し御歴代の天皇、皇后、皇太子にして此の地に行幸啓在らせ給ふこと屢なりき、蓋し此の地を外交の策源地として、熊襲、韓土の經營に資し給ひしによれり。

推古天皇の御宇聖徳太子此の地に行啓す、太子命して伊佐庭の岡に碑を建て、其の事を勒せしむ、其の後何時しか碑石の所在不所となりたるも碑文は釋日本紀に明かなり、其の後地震の變災によりて温泉の閉塞せしこと久し、或時一鷺其の脛を傷ひ朝夕來りて溪水に濯し、日を累れて癒え去りしかば觀る人之を奇とし其所を掘鑿して再び泉源を探究して、復舊するを得たり、其の後震災の爲一時温泉の止まりしこと屢ありき、寛永十五年松平隱岐守定行命じて砌石浴池を修營し、其の上に屋を架し三區域と爲し且つ士庶の分を別ち男女の混浴を禁ず、現在の建造物此に起源す、其の後明治五年改築して新に樓を架し浴客の休憩に便し之より入浴料を徴するに至る、同十一年更に浴室の增設を爲し、同二十五年再び改造して大に輪奐の美を整へり、其の後一部の改增築を爲し現今に至る、本温泉は町營に係り昭和九年度浴客約九十二万人之か收入五萬圓餘なり。

明治三十六年、大正天皇猶皇太子に在らせ給ふ時此の地に行啓あらせられたり、本温泉は泉質單純泉にして殆ど透明なり。著名の温泉として其な名古より人口に膾炙せられ入浴の爲此の地に來る者頗る多し。

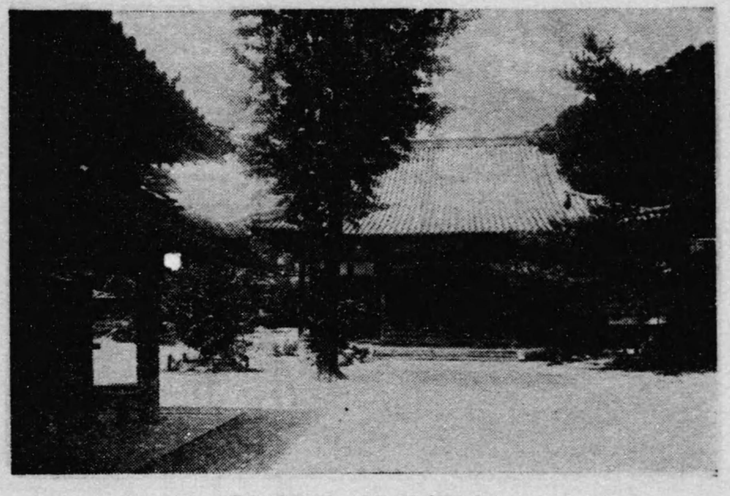

【寶嚴寺(一遍上人誕生地)】

寶嚴寺

温泉郡道後湯之町湯月谷に在り、元誓願院と云ひ天智の御宇の創立と傳ふ延應元年四月八日時宗の開祖一遍上人誕生の靈跡として其の名高し、昔は子院十二坊ありて盛況を呈したりと云ふ、其の中林光庵に安置せられたる一遍上人の木像は今猶當所に保存せられ國寶に指定せられたり、其の像の頸の枘の銘は左の如し。

當住
其阿彌陀佛
檀那通直
願主彌阿彌陀佛
文明七年乙末十一月十九日

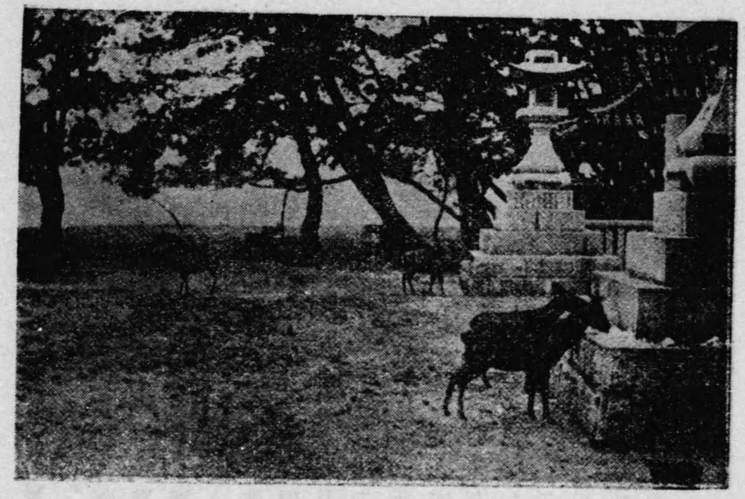

【鹿島の神鹿】

鹿島の神鹿

鹿島は温泉郡北條町大字辻、北條町の海岸を距ること西方四町の處に在り、面積十九町七段八畝六歩高さ三百八十尺、周圍約十五町にして島の西半は花崗岩、其の東半は安山岩の露出多し、南西北の三面は絶壁をなし、東側のみ稍緩斜にして、其の麓に鹿島神社を奉祀す、島の東北頂に近く一小平地あるは舊鹿島城趾にして、曾て海上豪族の活躍を恣にせし所なり、今島老樹繁茂し、魚付保安林として保存せらる、神鹿は一時五十頭を算せしも近時著しく減少して十數頭棲息するのみ、鹿に付ては準據すべき記錄全くなきも一說に常陸國より鹿島神社を遷せし際共に鹿を放養せりと又松山藩主久松氏軍神鹿島神社を崇拜し記念の爲に奉納せりとも云ふ。

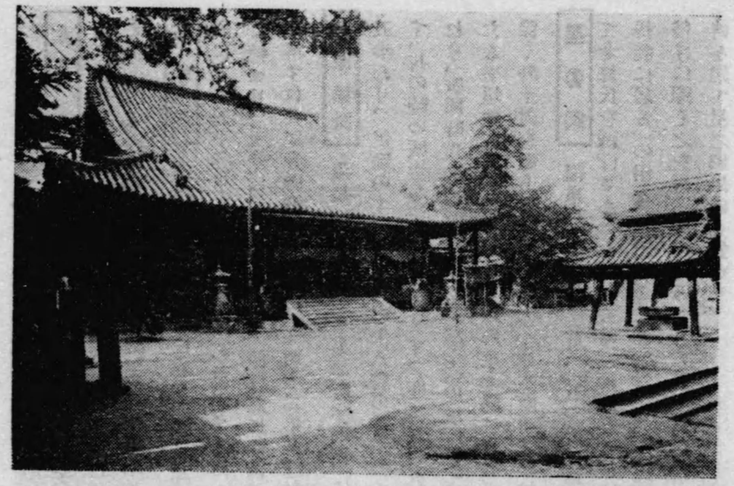

【太山寺】

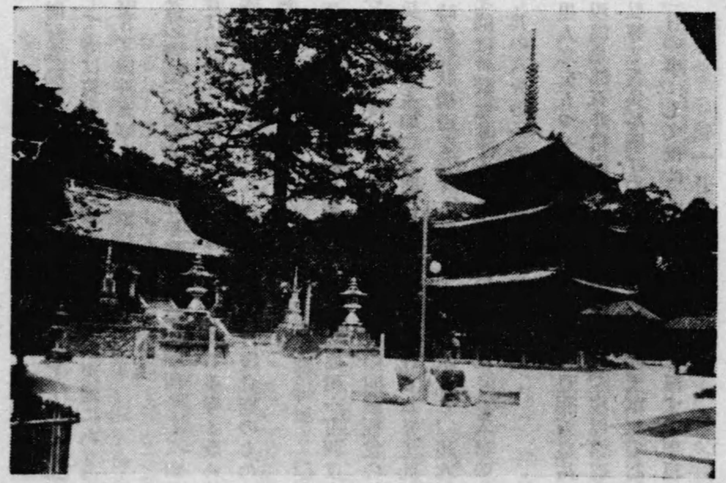

【石手寺伽藍全景】

太山寺 温泉郡和氣村大字太山寺に在り天平十一年僧行基勅を奉じて創建す、鳥羽天皇のとき七堂伽藍竣成して龍雲山太山寺と稱せり、四國靈場五十二番の札所として寺は經ヶ森の中腹樹木鬱蒼たる別天地にあり、本堂と仁王門は國寶建造物にして歷代勅納の佛軀本尊十一面觀音立像外五軀は國寶となれり

石手寺 温泉郡道後湯之町に在り四國巡拜第五十一番の靈場にして神龜五年聖武天皇勅願所として創營する所にして天平元年三月越智玉澄之を再建すと傳へらる、昔は安養寺と稱し法相宗なりしが 後石手寺と改め眞言宗に轉せり、本堂、三重塔、仁王門、鐘樓竝に梵鐘は何れも國寶に指定せらる、之等の建造物は鎌倉期のものならんと稱すれ共同寺所藏の棟札には文明十二年又鐘銘には建長三年の如くあり。

荏原城趾 温泉郡荏原村大字惠原町字堀前に在り一名平岡城又は棚居城と謂ふ古城にして面積一町四反九畝十五歩あり、伊豫の主權者河野家十八將の首位たる平岡氏の居址にして 天正十三年九月豐臣氏の四國征伐の時落城す、其の時の城主を遠江守通倚とす、慶長五年九月平岡善兵時の領主加藤嘉明に反し一揆の首謀となりて此城に據れり、戰國時代の地城通稱土居(邸宅)の址にして完全に當時の形狀構造を存する縣下唯一の標本なり、現在は邸址たる平坦地は全部畑となり其の內東北隅は杉林となり西北隅は竹藪なり 入口の門址は田となれり、入口の一部を除く外土封を廻らし土封上は大小樹木離生す堀は殆と存し其の八分の一のみ田地となれり。

星の岡 温泉郡石井村に在り、五つの丘陵より成り里人之を五つヶ森と呼ぶ、元弘年間後醍醐天皇兵を擧げて北條氏を滅ぼさんとし給ひし時、河野の一族土居通增(現温泉郡石井村南土居に居る)得能通綱(現周桑郡德田村得能に居る)の兩人は同族重見通宗竝に勿那義範、村上義弘等と義兵を擧げぬ、尋で北條時直の大軍を率ゐて來り侵すに際し之を星の岡に打ち破りたり、實に元弘三年月十二日の事にして世に 之を星の岡の戰と稱す、今頂上に一碑を建て星之岡忠碑と銘せり。

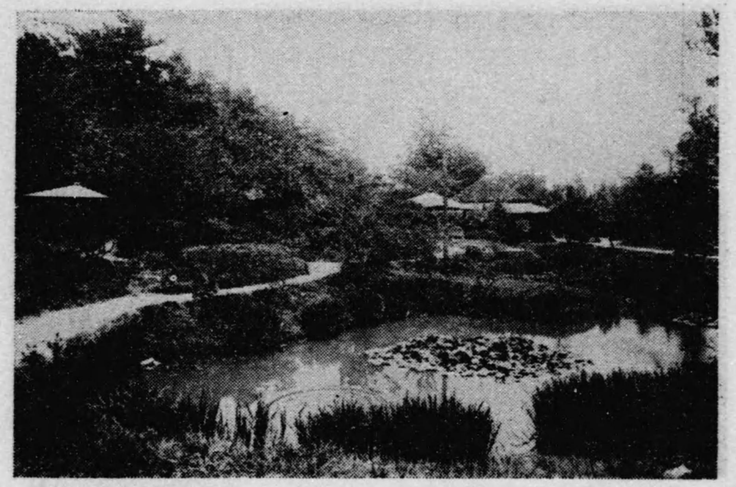

【道後公園】

道後公園 往古伊佐庭岡と稱し 推古天皇の朝聖德太子行啓せられ道後温泉の碑を建てさせ給ひしは此丘上ならんと云ふ、後武年間伊豫の豪族河野通盛湯築城を築きてより天正十三年其の滅亡に至るまで其の居城となせり、天正十五年福島正則湯築へ入城せしも幾許もなく國府に移り湯築は永く廢墟となる、然るに慶長年間加藤嘉明勝山城を築くに際し其の礎石等を取りて之を移して築城の用に供したるを以て全く廢墟となり久しく荒廢して竹藪なりしを縣が明治十九年拂下を受けて之を改修して同二十一年六月本縣公園として現今に至る、園の周圍八町二十間餘面積二万九千八十三坪中央に小丘あり櫻樹最も多く花季の殷賑地方に冠たり、丘頂四望廣濶遠く瀨戸內海の絶景、近く市坊悉く眼下に在り

三津の朝市 温泉郡三津濱町の三津港頭に在り 古來有名なる魚市場にして其の創業は遠く元和二年の昔にありと謂ふ、毎朝生魚各地より參集し取引極めて敏活にして群集せる漁夫商人は千を以て數ふべく加ふるに近來果物蔬菜の市も同時に開設せられ其の狀實に壯觀を極む。

【山折腰】

【エヒメアヤメ】

エヒメアヤメ　温泉郡難波村大字下難波腰折山に產す、鳶尾科に屬する多年生草木なり、小形にして叢生す根莖は細く稍扁平にして瘠形なり、葉は線形鋭尖頭にして其の質薄く禾本科植物の葉に類似す、長さは三四寸のもの多く八、九寸を超ゆるもの鮮し、されど之を培養する時は著しく伸長する場合多し。

葉片には細き縦脈二、三條あれども著しからず、三月中旬より謙合せる葉を地上に出す、四月中旬の花時に葉は尚長からず。

三月末より四月の始に亙りて三、四寸の花莖を抽出し其の頂に一花を着し、一枚の苞ありて花を包み花梗は甚だ短く、二、三分なり、花蓋の管狀部は綱長にして一寸乃至一寸七、八分鮭部は紫色にして旗片は狹き花瓜を具ふ、雄蕊の葯は線形を爲し花糸は纖細にして葯よりも長し、雌蕊の冠狀片は薄して直立し線狀披針形、鈍頭又は鋭頭をなし子房は長楕圓形にして鈍なる三稜を有し花後圓き蒴を結ぶ。

【石手川】

石手川及重信川堤防並ニ　温泉郡湯山村、道後湯之町、桑原村、石井村、余土村、垣生村、伊豫郡岡田村、松山市に在り石手川流路岩堰より出合迄と及重信川流路出合以下流末迄三里三町三十間の間保存せらる石手川の沿革を見るに石手川は源を温泉越智二郡の境上南三方森に發し温泉郡湯の山溪間の諸流を集め道後湯之町大字石手字岩堰に至り(以下舊流路)夫より北に寄り石手寺の前を流れ湯築城の南方を過ぎ持田の中央を一貫し松山市玉川町に入り二番町及八股を通り妙清寺竝松山驛邊を經過し田畦の間を西走して温泉郡生石村吉田濱に至りて海に注げり、慶長五年加藤嘉明勝山に築城せんとするに當り石手川の流路變更する事となり老臣足立重信をして岩堰の岩石百三十間の開鑿行ひ其れより西南に向ひて流路を穿ち市ノ坪に至り重信川に合流せしむ、依て此處を出合と謂ひ此開鑿流路二里三十間工事施行は慶長六七年の交と想はる重信川は元浮穴村大字高井より南に偏カし丘陵に沿ふて流れ四南に向て斜走し松前の南海に注ぎしが水害絶へざるに準り慶長元年前後に之を變更し高井以下垣生村に至て海に入る迄殆むど直線となす此の流路三里なり、出合より流末迄一里二町の長さを有す、石手川流路變更により松山市は作られ松山城は築かれ多くの田園は開かれ灌漑は至便となたわり水害は減少す、然れ共今日頑丈として長龍の横るが如き堤塘樹林鬱蒼として繁茂し氣候を調節し風土を保ち絶好の美觀恰も繪畫の如く常に文人墨客の雅遨に觸れ或は吟詠に上り繪畫となり地方人共樂の場所として四時人の絶ゆることなきは之自然の美を語るものなり、亜木の一部は石手川公園として松山市の管理に屬す。

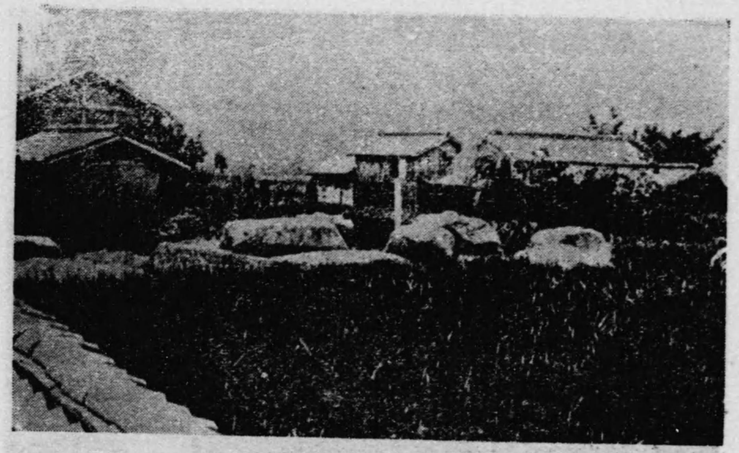

【國分寺塔礎石】

越智郡

面積戸口―二八方里五〇四　世帶數二五、六九二
人口一一八、四七九
重要生産物―米二、〇八二、九二九圓　麥一、三八七、三七二圓　鹽一、三九三、〇九〇圓　漆器一九八、二一〇圓
三五六、三六〇圓
諸學校―縣立弓削商船學校、町立菊間實科女學校、町村立實業補習學校四五、小學校四六、私立伊豫教員養成所
私立小學校一
名所舊蹟―國幣大社　大山祇神社、御陵墓傳説地、綱敷天滿神社、脇屋義助の墓、國分寺の塔礎、法華尼寺塔礎、波止濱公園、阿方の貝塚、四坂島製錬所
鐵　道―國有鐵道予讃線伊豫櫻井驛、伊豫富田驛、波止濱驛、伊豫大井驛、伊豫龜岡驛、菊間驛
港――菊間港、波止濱港

國分寺の塔礎　越智郡櫻井町大字國分寺字殿に在り　地積二十七坪國分寺の塔礎は大正十年三月史蹟として内務大臣より指定せらる、聖武天皇天平十三年各州に勅して鎭護國家道場を置き、國分寺と爲せしものゝ一にして開基は本性上人なり當時は四國靈場四十九番の札所、古の七重塔は同寺より東二町許りの所に在りしものと見ゐ田の中に大さ六七尺四方の礎石數多殘れり、國分寺創設當時の遺瓦と認むるもの其の附近に埋沒せらる。

法華尼寺塔礎　越智郡櫻井町大字櫻井字池中に在りて地積二十八坪なり、聖武天皇天平十年各州に勅して國分尼寺を建てしめたるもの法華尼寺なり、塔の礎石と認むべき加工せる花崗岩雜草繁茂せる中に點々殘存せり、其の東南方近くに柿の木自生し其の幹根に土石を堆積する中に布目瓦の破片多數散在せるを見る。

阿方の貝塚　越智郡乃万村大字阿方字池尻に在りて其の地積九反一畝二十九歩　海邊を距ること約二十三四町一帶に貝殻、土器、石器を藏す、今田と畑とになり其の中間に里道あり田畑表面に貝殻及貝塚土器破片一帶に散布せるにより此地を從來貝殻田と稱す之を發掘すれば土器、石器、貝器、骨器、鳥獸骨、魚の骨多く出づ、此の地を十餘町にして式内大社野間神社（縣社）あり近邊に古墳多々あるより察するに先史時代より有史時代にかけて文化の進歩せし地方なりしなるべし。

鵜屋義助の墓　越智郡櫻井町大字國分寺谷の口に在り、地積四畝九歩にして元の墓石は十四個の五輪塔なり、其の墓石と思考せらるゝ十四個の五輪塔は破壞して僅に面影を止むるのみ、寛文九年再建のものは碑高三尺二寸、周圍五尺、圓柱狀石二尺五寸、臺石垣方一丈、高さ二尺五寸なり、義助は通稱次郎新田義貞の弟なり、義貞と共に北條高時を亡ぼして尊氏と戰ひ功に依りて右衞門佐を拜し昇殿を聽さる、湊川の敗戰後官軍振はず義助屢戰苦鬪生死の間を出沒して苦節を守る、其後功により奏請するや義助四國總大將として今治浦に抵り國府に居る、之より官軍威大に振ひしが五月十一日病みて卒す、明治三十六年八月特旨を以て從三位を贈らる。

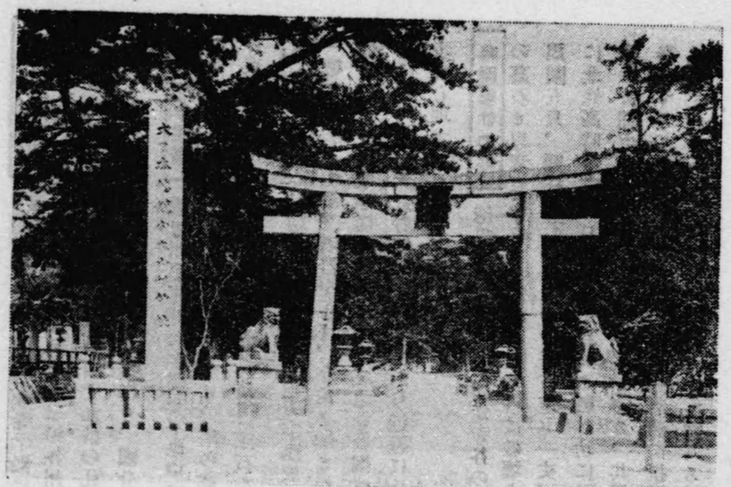

【大山祇神社々頭】

大山祇神社　越智郡宮浦村に在り、國幣大社にして大山祇命を鎭齋す、日本總鎭守と唱へ、上皇室の御尊崇篤く下武門武將を始め地方民の崇敬極めて深厚なるものあり、元亨二年（六百十三年前）兵燹火に罹り、天授四年（五百五十七年前）造營せらる、現今の本殿即ち是にして國寶たり、本社所藏の寶物夥からず國寶百十四點を藏す、其の內最優秀なるものは甲冑にして各年代を逐うて系統的に保有せられたる點に於ては他に比儔を見ざる處なりと云ふ

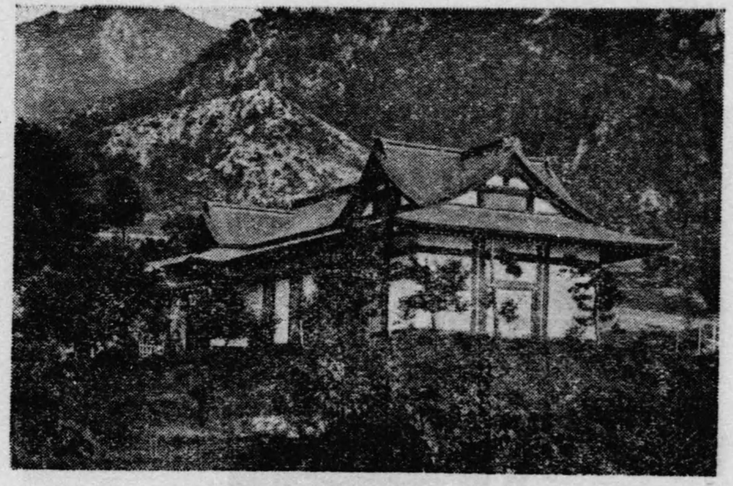

【大山祇神社國寶館】

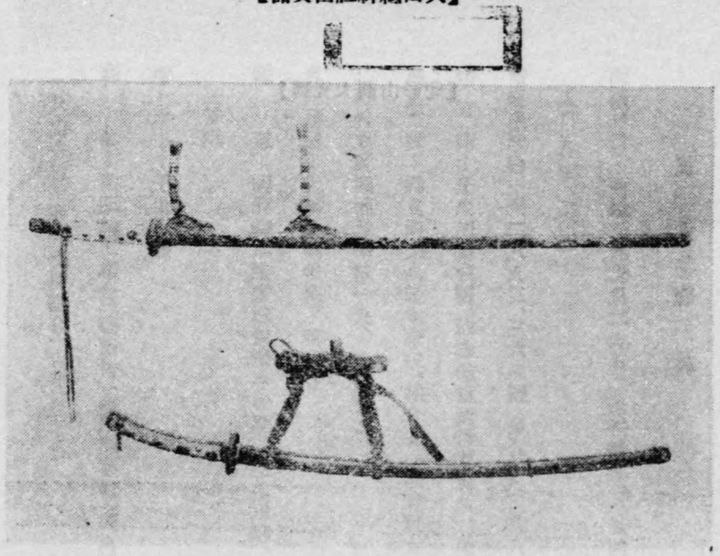

【大山祇神社所藏國寶螺鈿飾太刀兵庫鎖太刀】

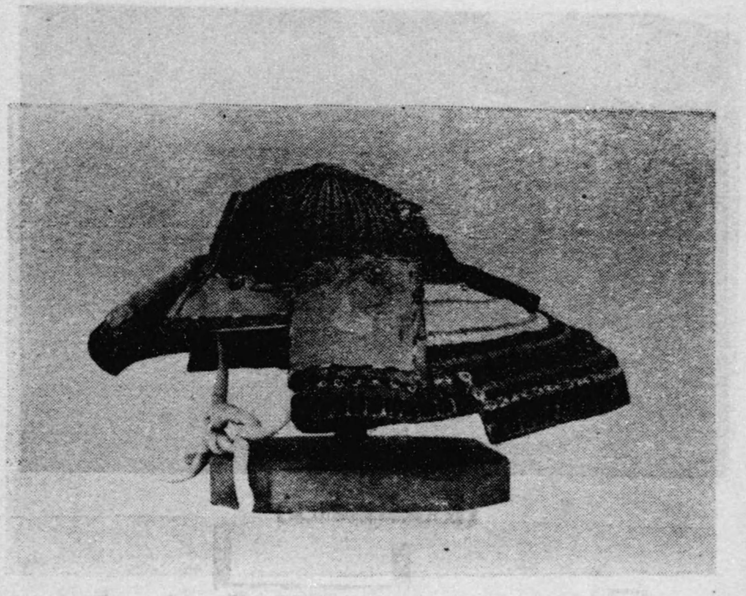

【國寶大圓山形兜】

【福岡八幡の社叢】

周桑郡勢

面積戸口—面積一九方里二九五　世帶數九、八五四
人口五〇、〇六四

重要生産物—米一、八九三、三六三圓　麥五〇〇、八八九圓

諸官衙—壬生川警察署、穀物檢査所丹原支所、種畜場

諸學校—縣立周桑高等女學校、組合立小松實科女學校、町村立實業補習學校一九、小學校二二

名所舊蹟—大舘氏明の墓、興隆寺

鐵道—國有鐵道豫讃線伊豫小松驛、壬生川驛、伊豫三芳驛

港———壬生川港

副業—稻藁加工組合(德田村)同(周布村)繩再製組合(吉井村)疊表出荷組合(吉井村)

福岡八幡神社の社叢　周桑郡丹原町大字今井字池ヶ脇にあり　神社境内及山林合して面積八段八畝六歩を占め社叢は海抜約六十米の丘陵にして全く平野中に巍峙さして孤在す、頂上に小平地あり社殿を構へて福岡八幡大神を奉祀し其の西北麓には生木地蔵尊を奉安す、本社叢は森林學上暖帯の固有要素を有し暖帯森林の代表さして學術上の考證を得ること多大なり又大に交通の便を得たるを以て學徒研究者に徒勞を省くこと多し。

大舘氏明之墓　周桑郡楠河村大字永納山の内世田山城墟栴檀寺の境内に在り　地積四反二畝二十八歩にして五輪塔一基花崗岩高さ二尺一寸幅六寸厚五寸天保八年再建大舘氏明之墓碑一基殉死者十七人の墓碑銘一基あり、墓碑銘に大舘伊豫守源氏明朝臣之墓背側に墓誌を刻するは天保八年三月氏明十七代孫大舘謙堂氏晴謹誌殉死者の碑に大舘氏明らに殉死せし諸士十七士の名と銘を刻するは天保八年三月西條臣馬彦銘併錄せるなり、五輪塔は國分寺の脇屋義助の墓のものと同形同時代なり。大舘左馬之助氏明は建武年間朝命を以て伊豫守に任じ當國に下り世田山城に據り勤王の兵を催ふし阿讃を徇へんとす興國三年脇屋義助病歿するや足利の將細川賴春來り攻む八月二十四日より包圍せられ城中糧竭き力耗へ能く拒く能はず九月三日拂曉氏明手兵十七騎を提げ城を出て、突撃し大に賊兵を郤け還て一同割腹して死す大正四年十一月十日特旨を以て正四位を追贈せらる。

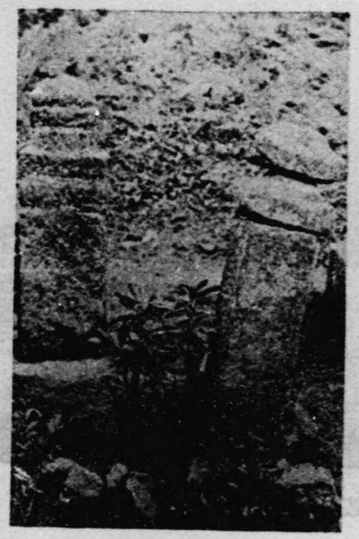

【大舘氏明之墓塔】

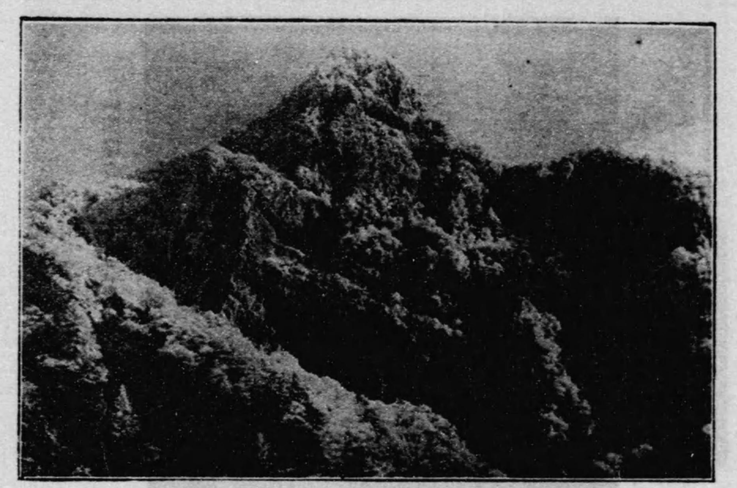

【四　冠　嶽】

西冠嶽　周桑郡千足山村大平奥高瀑溪谷上に屹立す石槌山系の王座にして海抜一、九二〇米西北面は稀有の巨岩にて冬期白銀の鎧ほこりて清靈の山容頗る崇高なり

赤ノベラ　周桑郡千足山村字大平高瀑溪谷に在り　幽溪の河床一面の赤色を呈せる平岩盤より成り依つて赤ノベラの稱あり眞に幽邃靜雅言語に絕せり

【石槌山天狗嶽】

新居郡勢

面積人口—二五方里〇〇六　世帶數二二、二八七

人口一〇九、七五四

重要生産物—米二、〇七〇、〇一六圓　撚染物五七〇、二九〇圓　肥料一一、三二〇、三六三圓　藥品三、一一〇、八七九圓

諸官衙—西條警察署、角野警察署、新居稅務署、西條營林署、西條區裁判所、松山刑務所西條支所、西條土木出張所、鑛業取締所西條支所、穀物檢査所西條支所

諸學校—縣立西條中學校、西條高等女學校、西條農業學校、新居農學校、町立新居濱高等女學校、町村立實業補習學校二六、小學校二九、私立小學校二、幼稚園二

名所舊蹟—石槌神社、伊曾乃神社、武丈の櫻、別子銅山

鐵道—國有鐵道讃予線多喜濱驛、新居濱驛、中萩驛、伊予西條驛、石槌山驛

港——新居濱港、西條港

【興隆寺三重之塔】

興隆寺

周桑郡德田村大字古田の西山に在り佛法山興隆寺と稱し眞言宗醍醐派に屬する空鉢上人の開基にして本尊は行基菩薩の作と傳ふ延曆年間報恩大師伽藍を造營し後文治三年源賴朝本堂を建造せり、現在の本堂之にして國寶たり鐘樓の銅鐘は弘安九年鑄造にして國寶たり境內幽邃にして境地を流るゝ西山川の溪谷に架せる御由流宣橋は昔弘法大師來錫し

御佛の法の御山の法の水

流れも清き御由流宣の橋

と詠せりと傳へ其の名あり地方の古刹として四時賽者絕えず。

【伊豆乃神社】

石槌神社　新居郡大保木村に在り、海拔六千五百三十七尺、四國最高の石槌山の絕頂に祭る、祭神石土毘古命にして、役行者始めて瓶ヶ森の山頂に神佛混淆の一社を建て石槌藏王權現と號せしが維新の後神さし祭り石槌神社と改稱す、明治五年縣社に列す、毎年七、八月の交白衣の行者貝の音を立て金剛杖を携へ登山す、其の數毎年數萬に及び一大偉觀を呈す

【石槌善者ヶ森】

伊豆乃神社　新居郡神戸村大字中野に在り、天照大神を祭る延喜式内名神社にして成務天皇の御鎭齋に係り御由緒最も正しく天平神護二年以來屢々御神位を進められ現今正一位なり崇德天皇讃岐より伊豫の湯の潜幸の時天王に行宮を作り一七日御參拜あり其の時宸筆の額を二の鳥居に掛けさせ給ひしが今も尚ほ存せり天正の亂に社殿兵火にかゝりしを元祿年間再建す境内は幽邃森嚴にして神威赫灼地方民の崇敬極めて厚し。

あつけしさう　新居郡多喜濱村大字黒島字三喜澤堤塘の約二百間池沼約十歩の處に生育す　三喜濱鹽田の一部を舊西條藩主松平家が竣成せしは慶應三年十二月三日なり「あつけしさう」の生せしは素より其の後に屬すべし大正元年八月岡本道良氏初て之を發見す、黍科に屬する一年生草木にして高さ數寸乃至一尺許葉なし綠色の莖は節多く多肉質にして棒狀をなし多くの枝梗を生ず鹽地にのみ蔟生するものなり、あつけしさう屬の植物は其の形態の奇拔なるのみならず形態學解剖學上種々面白き點あるにより植物學實驗室内には殆ど缺ぐべからざるものゝ一にして歐洲に留學するものは實驗用とするのみにても毎年之を手にせざるものなしと云ふ、世界に於ける此屬の植物には數種あり其の産地は亞細亞の北部西部印度、亞弗利加の北部、北米等なり我國に於て最初發見されたるは北海道釧路國厚岸（アツケシ）の牡蠣島にして明治二十四年のことなり發見者は楢山清利氏なり、理學博士宮部金吾氏其の産地に因みて和名を「あつけしさう」と附せり我國の分布は二箇所にして相距つること甚だ遠し。

きんもくせい　新居郡飯岡村字野口面積一畝歩の所に在り樹高四十八尺周圍十一尺（地上五尺にて以下同）根際より四枝を生ず其の中央に位するもの最小にして周圍三尺五寸之を圍む三枝は周圍五尺、四尺五寸、四尺二寸に達す實に稀有の老樹と云ふべし、數年前外圍の一枝風害を被りしより上枝を切斷し僅に幹部の殘態を枯存す他の三枝何れも樹勢旺盛にして枝葉よく繁茂せり就中二枝は老樹の常として雨露の侵害を受け空洞を内部に生ずるも發育を損するものにあらず花時の佳香は覆部さして遠く四圍を薫す、王至森寺は豫讃國道を南に入ること約四町丘陵の麓にあり後に樹林を有し眺望頗る佳なり、きんもくせいは境内の正門を入らずして右に折る、道路中に生ぜり其の南側は新に改築せられたる高き石垣に接近す、元來此の樹の原産地は支那にして我國に野生するものにあらず此の樹に付年代等未だ詳ならず。

【きんもくせい】

御塔石（オタフイシ）又天柱石　新居郡大保木村大字西野川山地積二百坪に在り、周桑郡方面より石槌登山道を踏破し一の鐙附近（海拔千七百米）より東側の谿谷を窺へば擂鉢狀をなせる谷底近くに一大岩石の屹立せるを見る其傍には別に岩石を伴はず之御塔石にして其の屑僅かに數坪の平地を設け茲に小屋を構へ道者所謂山伏の居住せしことありと云ふ、此の石寺塔の天空に聳ゆるが如きを以て古來此名あり、此の岩石は石槌山と同一なる粒狀安山岩にて一側面より見れば二三間の石柱を横へつゝ累々と積みたるが如し之安山岩等に於て常に見る所謂柱狀の節理なり、更に廻りて其の他側に出すれば石柱の端面（小口）あらはれ凹凸極めて著し古來傳ふ處の高さ二十五丈八尺周圍二十二間は決して誇大にあらざるなり實に鬼工神造と云ふ可く天柱石、天の御柱と美名を貪るは文士の小枝なり、

【御塔石】

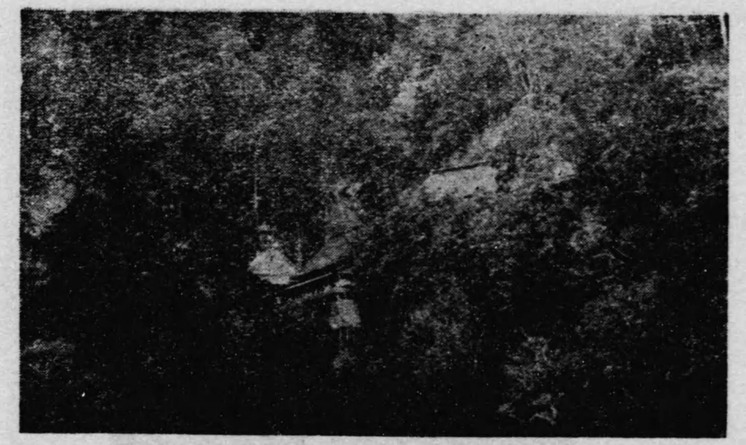

【仙龍寺全景】

宇摩郡勢

面積戸口—面積三二方里二九三　世帶數一四、八九三

人口七三、一八八

重要生產物—米一、一二六、九六三圓　紙二、八二四、一六〇圓　銅九、二〇七、八〇五圓　金二、五一九、九四三圓　銀一、〇五七、〇二四圓

諸官衙—三島警察署、穀物檢査所三島支所

諸學校—縣立三島中學校、川之江高等女學校、宇摩實業學校、實業補習學校二八、小學校三六、幼稚園二名所舊蹟—御陵墓參考地、仙龍寺、大柏（松柏村）

鐵　道—國有鐵道豫讃線川之江驛、（省營バス、川池線起點）伊豫三島驛、伊豫寒川驛、伊豫土居驛

港——川之江港、三島港

【ビヤクシン】

仙龍寺　宇摩郡新立村銅山川の左岸に沿ひ東西北の三面山を以て圍まれ老杉、古木蒼鬱として晝尚暗く奇巖、怪石屹立重疊せる一大岩壁の下に在りて飛瀑轟々四時ともに滿山の風光最も秀麗にして幽邃閑雅の仙境なり弘法大師前後二回登臨修法後弘仁五年大師四十二歳の時自ら其の像を刻して此の地に安置したりと、現今安置する本尊是なり寺の西北約四丁にして清瀧あり懸崖百餘尺四時水の絶ゆることなく壯觀を極む。

ビヤクシン　宇摩郡松柏村大字下柏字柏槇に在り、本樹の覆へる面積二畝十五歩、實に巨大なる老樹にして沃野を通ずる道路の交叉點に獨在す、而して樹幹は縱裂せる赤褐色の樹皮にて被はれ殆ど圓柱狀をなし多少の傾斜を爲して直立す、地上十三尺に至りて漸く枝を分つ、以て主幹は頗る明瞭に暴露せらる、其の周圍（地上より五尺にて）を計るに二十四尺七寸、高さ四十五尺、樹冠粗ぼ球狀を呈し枝葉克く繁茂せる本邦稀有の大樹なり、元來本樹の成長は極めて遲緩なるより觀て其の樹齡の多きこと推して知るべし、本樹の東北の一側に小空洞あり、天明三年頃此處に小き地藏尊藏を安置す、そは樹齡の永からんことを祈りたるものなりと云ふ、大正十三年十二月天然記念物として内務大臣より指定せらる

【大杉】

大杉　宇摩郡寒川村鄕社石戸八幡神社の境内に在り樹高約三十間初枝迄高さ一丈七尺目通廻り三丈根元廻り三丈三尺にして枝張周圍各一丈八尺に及ぶ樹勢尙旺盛なるも明治三十五年頃梢端四五の枝枯損せるのみなりしに最近には煙害の爲なるや其の枯損を增せり、通俗に高野杉と稱し上古氏神寒川神社鎭座當時のものたるや由緒年代より考察するに一千百餘年を經過せる老樹なり。

御陵墓參考地　宇摩郡妻鳥村に在り九恭天皇第一皇子木梨輕太子南國御下降の際當地の海岸に漂着し後此地に薨去遊ばされたる爲同村東宮山に葬りたりと傳ふ明治二十九年七月三十日御陵參考地となる。

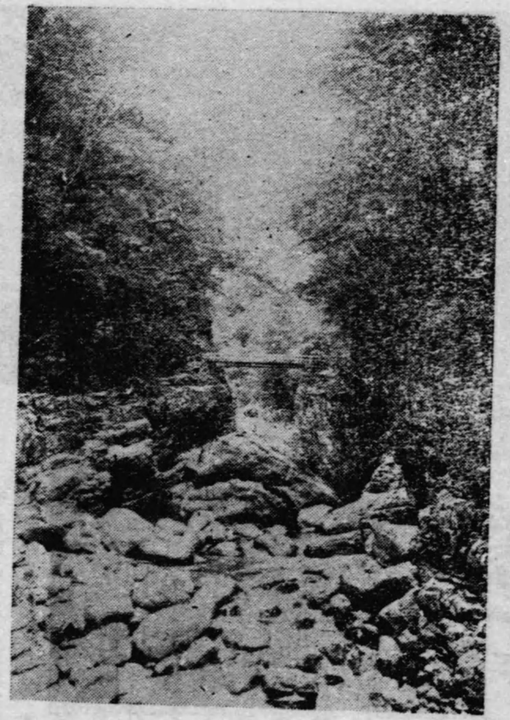

【關　門】

上浮穴郡勢

面積戸口—面積五一方里八四〇　世帶數八、五六七・人口四〇、三〇八

重要生産物—米六八九、一八二圓　木材八〇七、六二六圓

諸官衙—久万警察署、久万營林署穀物檢査所久万支所、蠶業取締所久万支所

諸學校—町村立實業補習學校二八、小學校二八

名所舊蹟—面河溪、岩屋寺、御三戸

【蓬　萊　溪】

面河溪　上浮穴郡面河村大字大味川に在り、四國の靈峰石槌山に源を發する面河川の上流延長約五千米に渉る沿岸一帶と其の支流鐵砲石川とを併せたる峽谷にして僅に西南に決裂ありて水を流す、斷崖絶壁隨所に屹立し、其の大部分堅緻にして粗き節理を有せる石英閃綠岩より成り、溪間至る處奇岩壁立聳峙して形態千差萬別頗る岩石美に富む、滿山千古斧鉞を加へざる老樹鬱蒼として天に聳ゆ、晝猶闇く清冽凍るが如き清流淺々として流れ、淀みては淵となり激しては瀑布を作り、深潭碧淵相交錯して景觀の變化頗る巧妙を極む、實に面河は大森林の壯美と奇岩の快絶に更に清流の明眉を加へたる幽邃壯嚴神秘の極致を盡したる溪谷の一大偉觀にして眞に天下の仙境たり、溪中勝ならざるはなし其の代表的なものを擧ぐれば、本流に於て關門、五色河原、龜腹、蓬萊溪、紅葉河原、下熊淵、虎ケ瀧、霧迫瀧、御來光瀧等にして鐵砲石川方面に於てはパノラマ臺、甌ノ底、御月岩、兜岩、鎧岩、布引瀧、圓寂淵、奥の甌等なり、

勝地は松山を距ること十五里餘にして久万町より面河村栃原迄自動車を通ず、關門迄通ずるも亦遠からざるべし

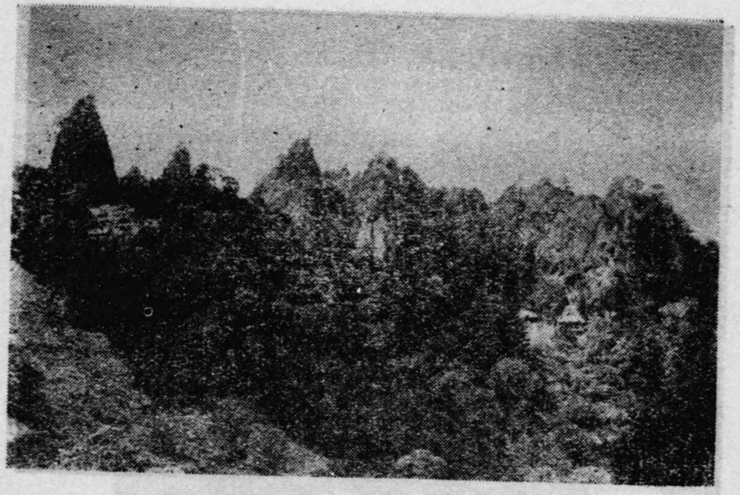

【岩屋寺全景】

岩屋寺

仕七川村大字七鳥に在り弘仁六年空海の開基と稱せらる、海岸山岩屋寺と號す此地深山幽谷にして岩石突兀たる巖峰雲表に聳ゆ斷崖絕壁の間處々に岩洞を作り奇岩怪石多し、巖壁の特に大なるものを蘆原丘、不拾獄、白山、鈴獄、高祖丘、古岩、龍女峰等と稱す此の外尙奇巖多く胎內潛りには十六階、二十一階の梯子を架す、又奥の院は洞窟深く觀音像を藏むるも窟中暗黑にして之を拜するもの松明を照す、古岩屋亦奇勝の地にして岩柱二三雲を凌ぎて聳立するなど實に縣下の名勝地たり、四國靈場四十五番の札所なり。

【大公孫樹】

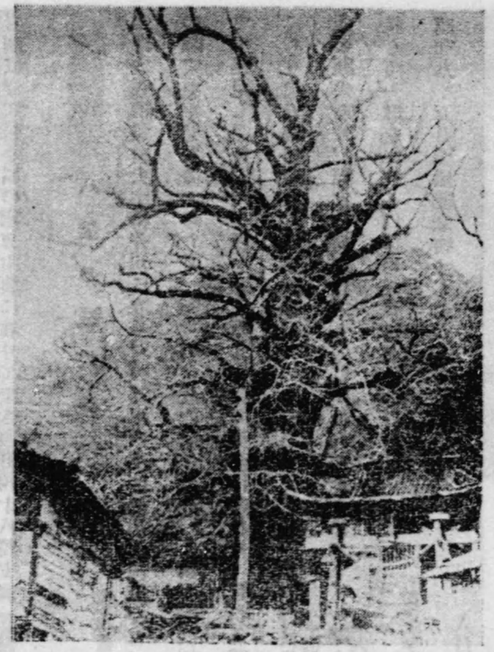

中川の大公孫樹

上浮穴郡參川村大字中川字鎌土の村社三島神社境內入口西南隅に在り樹木保護區域は三十坪にして樹幹根廻四十五尺第一分枝點南側地上五尺北側四尺此の分枝點の廻四十二尺高さ百八尺枝張周圍各三十五尺のもの一本なり、樹齡約一千年と傳へ樹勢尙旺盛にして樹幹所々に乳枝を生じ奇形を爲す、地方遠近の者此の乳枝を迷信し其の神社を乳の神として信仰するもの北海道、九州、中國、四國に亙り賽客頗る多し

羅漢窟

岩洞は浮穴村小屋の南方山腹に在りて深さ四町四十八間支洞一町三十間あり、洞内鍾乳森然として倒に垂る。

八釜の甌穴群

上浮穴郡柳谷村大字柳井川に在り、面河川の支流黒川の河床をなせる堅硬なるフリント質角岩上に大小三十餘個の甌穴を生じたるものなり、甌穴群は凡四群に分つべく第一群は川の左岸に沿うて八個一列をなし深き溝により て相連續し、各穴間小瀑を懸く甌穴は其の瀑壺に當れり、是れ八釜の名の起りし所以なり、第二群は河床の中央にありて五個相連なり、第三群は其の右にありて七個、第四群は最右岸に近く三個相連なる、其の他孤立せる數個の甌穴あり、甌穴の最大なるものは横徑九乃至十二メートル深さ約十二メートルなり、かく多數の甌穴が相接して一群をなせるは極めて稀に見る所なり。

昭和九年五月天然記念物さしせらる。

【 武部陶器工場 】

伊豫郡勢

面積戸口—面積二一方里七七一　世帶一三、二七七

人口六五、〇二一

重要生産物—米一、六三八、〇二五圓　陶磁器二三五、六四四圓　漁獲物三一五、三一〇圓　木材四六三、〇五五圓

諸官衙—郡中警察署、穀物檢査所郡中支所

諸學校—縣立伊豫實業學校、町村立實業補習學校一七、小學校二三

名所舊蹟—義農作兵衛の墓、大森彦七の史蹟、八幡の森

鐵道—國有鐵道豫讃線北伊豫驛、南郡中驛、伊豫上灘驛、下灘驛　私設伊豫鐵道、松山郡中間

港———郡中港

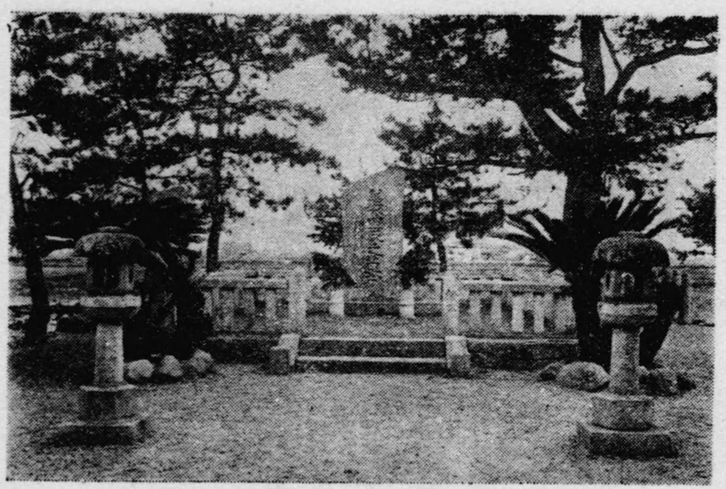

【義農作兵衛記念碑】

義農作兵衛之墓

伊豫郡松前町大字筒井字義農に在り、墓碑は安永五年六月藩廳之を建てしものなり、記念碑は大正元年之を建設す。

農夫作兵衛は享保十七年大飢饉に際し松山藩は蝗害最も多く死亡四千七百人に達し、筒井部落のみにても八百一人を算したり、作兵衛は唯耕作にのみ努力せしが天災には勝ち難く其の父作平其の長男作市相次で餓死したり、作兵衛屈せず三歳の幼女を春に擔て田に出で餓に迫られて昏倒し僅に隣保の人の肩に依りて家に歸りしが猶一苞の麥種を枕として遂に餓死を遂げたり、實に享保十七年九月二十三日、年四十六歳なりき、後人之を義農として崇敬す。

八幡の森

伊豫郡郡中村大字上吾川字宮の前に在る古墳面積は一町七反七畝歩にして伊豫岡八幡神社の境内なり社地内に社殿、本殿、幣殿、神門什器納所及末社小祠等十二あり古墳は社殿の周圍に七個あり内一個半壞す而して古墳七個の内二個は完全に保存せられ原形を變せず一個半壞のもの、外何れも發掘の跡なし境内は樹木繁茂して美觀を呈す、境内末社五穀神社の中に嚴靈八森神社と稱するものあり古墳を祭りたるものなるべし八幡神社は後世之に遷祀したるなり。

豫章記に伊豫皇子御來處を伊豫郡神崎庄と號し今靈宮と申し親王宮と崇奉す卽當家龔祖の宗廟神也件の宮の南十八町山腰に皇子御陵あり臣下多く死して隨へり寶玉を陵とす天子の廟に似たり仍て今岡又は今岡王子と號す云々とあり伊豫皇子は速後上命なるべし伊豫岡と今岡又は今靈宮と相似たり、神崎の南十七八町の山腹南伊豫村大字上野字今岡に今岡宮あり形勝の地にして頂上に一大古墳の趾あり山腹より山麓にも多數の古墳の跡あり發掘破壞せられたれども今尙土器の破片を出し又今岡の少しく西に上野字鬼渡護の古墳あり數多の金銀環切子玉劍及普及の祝部玉類を出せり故に伊豫皇子の御陵と云ふもの何れか速斷すべからず。

喜多郡勢

面積戸口—面積三五方里〇三四　世帶一八、五三八
人口八七、一三四
重要生産物—繭七六五、一九二圓　米九五九、三四八圓
木材四七五、六七四圓　生糸二、三七五、〇六一圓
諸官衙—大洲警察署、内子警察署、大洲税務署、大洲區裁判所、大洲土木出張所、蠶業取締所大洲支所、穀物檢査所大洲支所、蠶業試驗場
諸學校—縣立大洲中學校、大洲高等女學校、町立内子實科女學校、組合立高等實業補習學校一、町村立實業補習學校四四、小學校四〇、幼稚園一
名所舊蹟—大洲城趾、臥龍、中江藤樹邸趾、出石寺
鐵　道—豫讃線喜多灘驛及長濱内子間
港———長濱港

【大洲町全景】

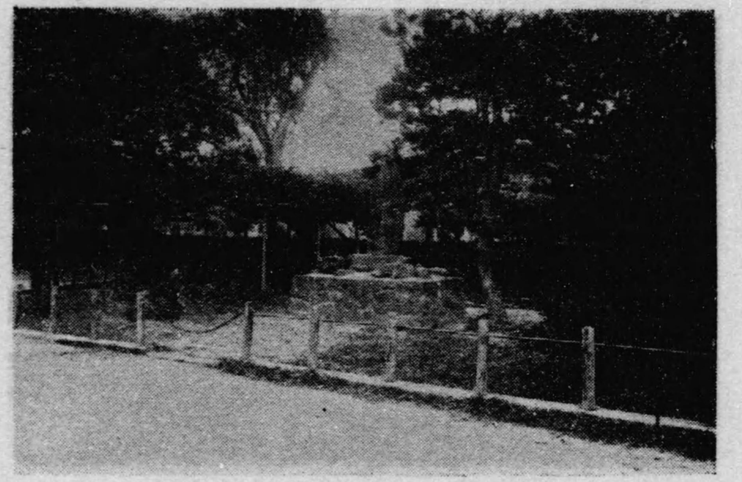

【中江藤樹邸趾】

中江藤樹邸趾

喜多郡大洲町大字大洲、縣立大洲中學校の敷地内にあり、邸趾は面積二百九十八坪之が一部を庭園となし、明治四十三年仝校友會は其の中央に記念碑を建て、大正十一年先生愛用の井戸を整理して「中江の水」と稱し亦記念碑を建つ、斯くして其の遺風を偲び且該校訓育の資料となせり。

藤樹先生其の祖父吉長に伴はれて大洲に來りしは元和三年十歳の時にして之より寛永十一年二十七の時まで大洲に住し、此の地に居住せられ其の堀井戸の水は飲用に供せられしと云ふ、當時大洲の俗戰國の氣風を承け、武を尚び文を卑みければ、先生壹は武を講じ夜は書を讀み、文武共に造詣する處多し、先生祖父吉長に養はれて嗣子となりし爲、食祿百石を繼ぎて泰興侯に奉仕す、されど祖母、祖父竝に生父を喪ひし先生は母を思ひて已まず、遂に意を決して官を棄て去る、實に寛永十一年先生二十七歳の時なり。

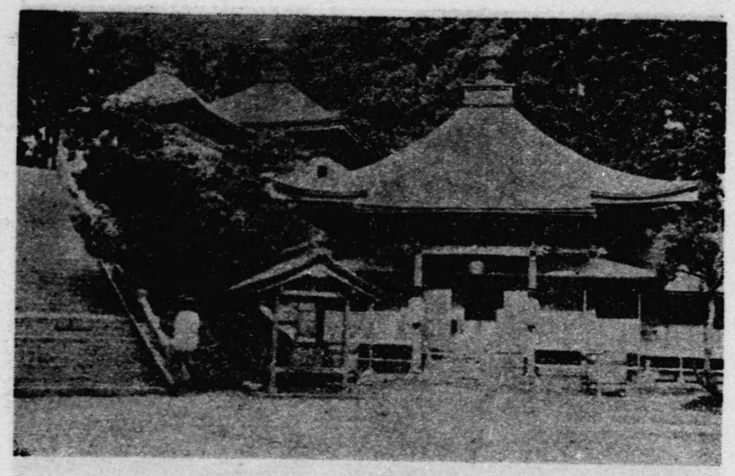

【出石寺護摩堂】

出石寺

喜多郡大和村矢野の金山の絶頂に在り人皇四十四代元正天皇の御宇養老二年六月十七日の曉より此山震動すること數日村民其の由を量り知ることなく只異香暗に薫し光明赫灼たり時に一人の獵師鹿を追て此の山に入る然るに地裂け巖開けて千手觀音、地藏尊の二菩薩の靈像自然に湧出し給ふを拜し身心恍惚として爲す所を知らず念ち發心して弓矢を捨て妻子を離れ剃髮染衣して名を道敎と改め本尊の禮拜供養を怠ることなく遂に草堂を建て雲峯山出石寺と號すれば世に「ハエヌケ」尊像と稱する所以なり其の後大同二年弘法大師四國巡錫の砌此山に登り山號を金山と改め自ら本尊竝不動、愛染、日光、月光の脇立を彫刻して修業せられしと云ふ當時の銅鐘は國寶なり或は藤堂高虎の朝鮮役分捕品の奉納とも或は八幡船の奉納とも云ふ。

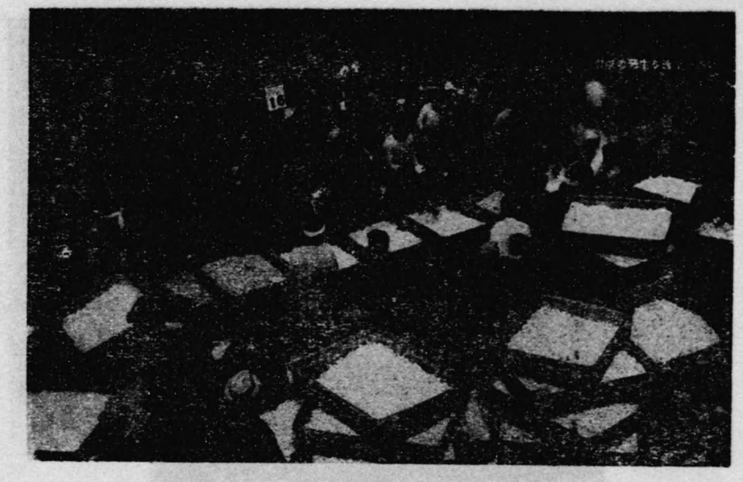

【八幡濱の繭市場】

西宇和郡勢

面積戸口—面積一四方里八八二　世帶數一四、九六六
人口七〇、二八五

重要生産物—綿織物六、五一八、六四六圓　繭六〇五、三八六圓　漁獲物四二一、五三七圓　生糸八四一、五七八圓

諸學校—町村立實業補習學校三六、小學校三五、私立第二山下高等女學校、實踐農業學校、幼稚園一

名所舊蹟—佐田岬

港——川之石港、三瓶港

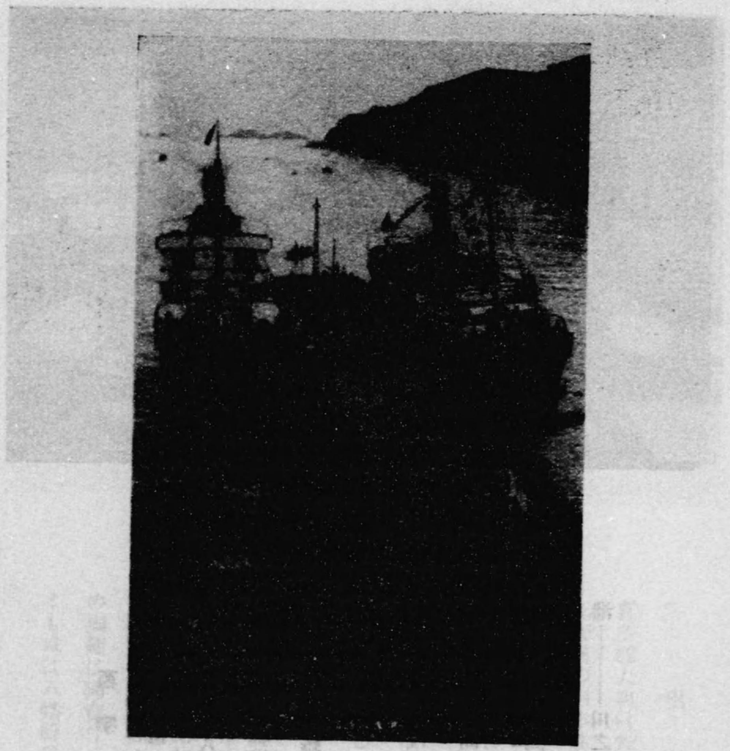

【八幡濱港】

【うこあ】

赤榕樹（あこう）

西宇和郡三崎村大字三崎字カツノモト及シミズに在り、面積二畝二十三歩の所に生育旺なり、大正十年天然記念物として内務大臣より指定せられたり。

樹高六間　廻一丈
樹高五間　廻九尺
樹高八間　廻一丈二尺
樹高四間　廻五尺
樹高八間　廻一丈五尺
樹高三間　廻八尺
樹高二間半　廻八尺五寸

一本
一本
一本
一本
一本
一本
一本なり。

佐田岬

佐田岬は本縣に於ける岬角中最も長く、西宇和郡三崎村外五箇村を包擁し蜿蜒として海面に突出すること實に十二里に及び豊予海峡を距てゝ大分縣佐賀關と相對す海上僅に七里に過ぎず、三机村鹽成と三机とに跨り三崎半島を橫斷せんとする鹽成の堀切あり慶長年間板島城主富田信濃守之が掘鑿を企てたれども事志と違ひて成らず却て國除の一因となれりと云ひ傳ふ、佐田岬の端部に近く三崎村あり天然記念物として内務大臣指定の赤榕樹あり。

【松葉城趾】

東宇和郡勢

面積戸口—面積二九方里六〇〇　世帶數一二、七二七
人口五九、一〇二
重要生産物—繭九一一、三〇三圓　米一、四五四、三三四圓　牛糸一、五二九、〇四五圓
諸官衙—卯之町警察署、野村警察署、卯之町稅務署、專業取締所宇和支所、製物檢査所卯之町支所
諸學校—縣立宇和農業學校、東宇和高等女學校、町村立實業補習學校二四、町村立小學校三〇、幼稚園二
名所舊蹟—小森の甕塚城趾
港———俵津港

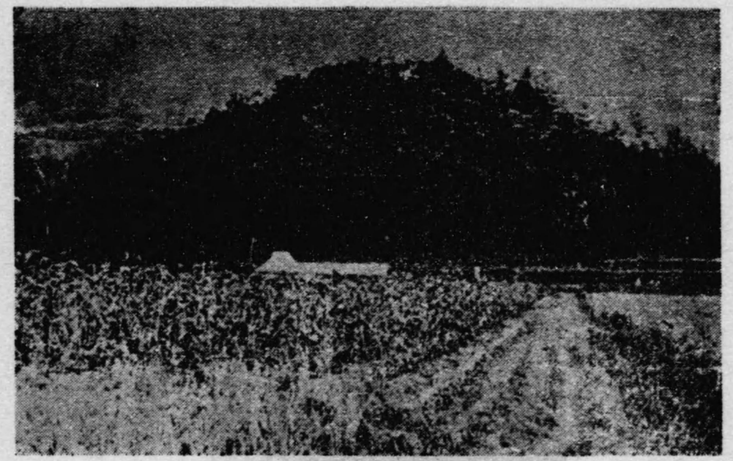

【小森の甕塚近望の景】

松葉城趾

東宇和郡宇和町大字下松葉に在り海拔四百四十七米往古岩瀨城と稱し四圍寺累代拠に居り威を南海に振ひし處山頂平坦にして數千を容るべく又前面に宇和盆地を瞰下し頗る形勝に富み行遊地として四時節を曳く者多し。

小森の甕塚

東宇和郡石城村大字山田字要尻に在り三段三畝十二歩の地積を占め前方後圓式古墳にして外圓長五十四間幅二十間內圓長四十八間幅十三間高さ後圓十二尺前方十尺の一大古墳なり、（陪塚四個內前方の左右にあるもの圓墳二個徑六尺高さ三尺、後圓に屬する二個は半は除去したるもの、如く形狀定かならず）此墳は戰國時代防衛地と爲したるものと思ほしく墳上削平せられ其の後數次墳上を耕して畑作なしたるものなり又墳の周圍を切り取りたるものと見ゆ然れ共大體に於て完全なり、今や墳域草木雜生せり、宇和の士權者宇和津彦命を葬りたる所と云ふ、又一說には國木長者の墳墓なりと云ふ、國木長者は石城村字國木に住したる大富豪にして宇和町大字小野田の極樂寺を創立したる人なりと傳ふ。

【二重柿】

北宇和郡勢

面積戸口―面積四八方里一八二　世帶數一八、六九八　人口九四、七九一

重要生産物―繭一、五二四、三五三圓　米一、五二三、八五七圓　柑橘二七二、九六九圓　生糸一、三一五、九五九圓

諸官衙―松丸警察署

諸學校―町立吉田中學校、山下高等女學校、町村立實業補習學校三四、小學校四七、幼稚園一

名所舊蹟―藤原純友の古蹟

鐵　道―國有鐵道宇和島線（宇和島、吉野間）

省營バス近永、魚成間起點

港――吉田港

副　業―椎茸組合（日吉村）原繭加工組合（三浦村）

二重柿

北宇和郡清滿村大字岩淵字風呂の奥口滿願寺境內に在り柿の木の覆へる面積十坪にして樹の周圍凡三尺樹高五間の一本樹にして餘り果實を多産せざるもゝ如し果實の形狀は稍々扁平澁柿に屬す種子極めて少く形不正なり。本株に成育せる果實は概ね果實內中軸をなせる珠座の上端より更に小果實（此れを第一內果實と稱す）を生ずるも普通とし或る場合には第一內果實の中軸をなせる珠座の先端に更に小果實（此れを第二內果實と稱す）を生じ時としては尙第三第四を生ずることあり、種子は不正形にして縱に數個の稜角を有し發芽力充分なり第一內果實も原始的種子を生ずる事あれ共概ね不完全なり、本種に相當すと認むるものを產する本邦分布を見るに靜岡縣、島根縣石川縣、廣島縣等あり多少似たれ共全然一致すと認むこと能はざるものなり。

藤原純友の古蹟

天慶中伊儀掾藤原純友が不軌を謀り北宇和郡日振島に據る、南海、山陰の諸國を掠め海陸の行路を絕ちて掠奪を擅にし勢焰最も猖獗なりしが官軍の爲に破られ橘遠保の射殺する所なりと云ふ。

南宇和郡勢

面積戸口—一五方里八九〇　世帶數七、二八八　人口三六、三八〇

重要生産物—漁獲物一、三八六、八二九圓　米三六六、〇〇一圓

諸官衙—御荘警察署

諸學校—縣立南宇和眞珠學校、町村立眞珠補習學校二二、小學校二一

名所舊蹟—觀自在寺

港———深浦港、平城港

歷代長官

官職	氏名	任命年月日	在職年月
（松山縣參事	本山茂任	明治四年十一月十五日	一年四ヶ月
（石鐵縣參事	本山茂任	同五年二月九日	一ヶ月
宇和島縣參事	平岡準	明治四年十一月十五日	八ヶ月
（宇和島縣權令	間島冬道	明治四年十二月十四日	二年五ヶ月
（神山縣權令	間島冬道	同五年六月廿三日	三年六ヶ月
（愛媛縣參事	江木高直	明治五年七月廿三日	七年一ヶ月
（愛媛縣權令	岩村高俊	同六年二月二十日	一ヶ年
（愛媛縣權令	岩村高俊	明治七年十一月廿四日	一年十ヶ月
（愛媛縣令	關新平	同十一年五月十五日	四年一ヶ月
（愛媛縣知事	藤村紫朗	明治十三年三月八日	六年四ヶ月
同	白根專一	同十九年七月十九日	一ヶ年
同	勝間田稔	明治二十年三月八日	一年十ヶ月
同	小牧昌業	同廿一年二月廿九日	四年一ヶ月
同	牧朴眞	同廿二年十二月廿六日	三年三ヶ月
同	實孝次	同廿七年一月二十日	八ヶ月
同	篠崎五郎	同三十年四月七日	三ヶ月
同		同三十年十一年十三日	一ヶ年
同		同卅一年一月廿二日	

明治廿一年十二月廿二日	一年五ヶ月	愛媛縣知事	大庭寛一
同　廿三年　四月廿七日	三年九ヶ月	同	本部泰
同　廿七年　一月廿五日	一年十ヶ月	同	菅井誠美
同　廿八年十一年十七日	三年九ヶ月	同	安藤謙介
同　四十二年七月三十日	三年六ヶ月	同	伊澤多喜男
大正　元年十二月三十日	三年四ヶ月	同	深町錬太郎
同　五年　四月廿八日	十ヶ月	同	坂田幹太
同　六年　一月廿九日	二年三ヶ月	同	若林賚蔵
同　八年　四月十八日	二年二ヶ月	同	馬渡俊雄
同　十年　五月廿七日	三年一ヶ月	同	宮崎通之助
同　十三年　六月廿四日	一年三ヶ月	同	佐竹義文
同　十四年　九月十六日	一年九ヶ月	同	香坂昌康
昭和　二年　五月十七日	一年一ヶ月	同	尾崎勇次郎
同　三年　五月廿五日	一年六ヶ月	同	市村慶三
同　四年十一月　八日	十ヶ月	同	木下信
同　五年　八月廿六日	一年四ヶ月	同	笹井幸一郎
同　六年十二月十八日	七ヶ月	同	久米成夫
同　七年六月二十八日	二年七ヶ月	同	一戸二郎
同　十年　一月十五日	現任	同	大場鑑次郎

昭和十一年三月一日印刷
昭和十一年三月五日發行

愛媛縣總務部統計課

印刷所　松山市一番町七番地ノ七
　　愛媛縣印刷所

印刷者　松山市矢矧町六番地
　　田所春繁
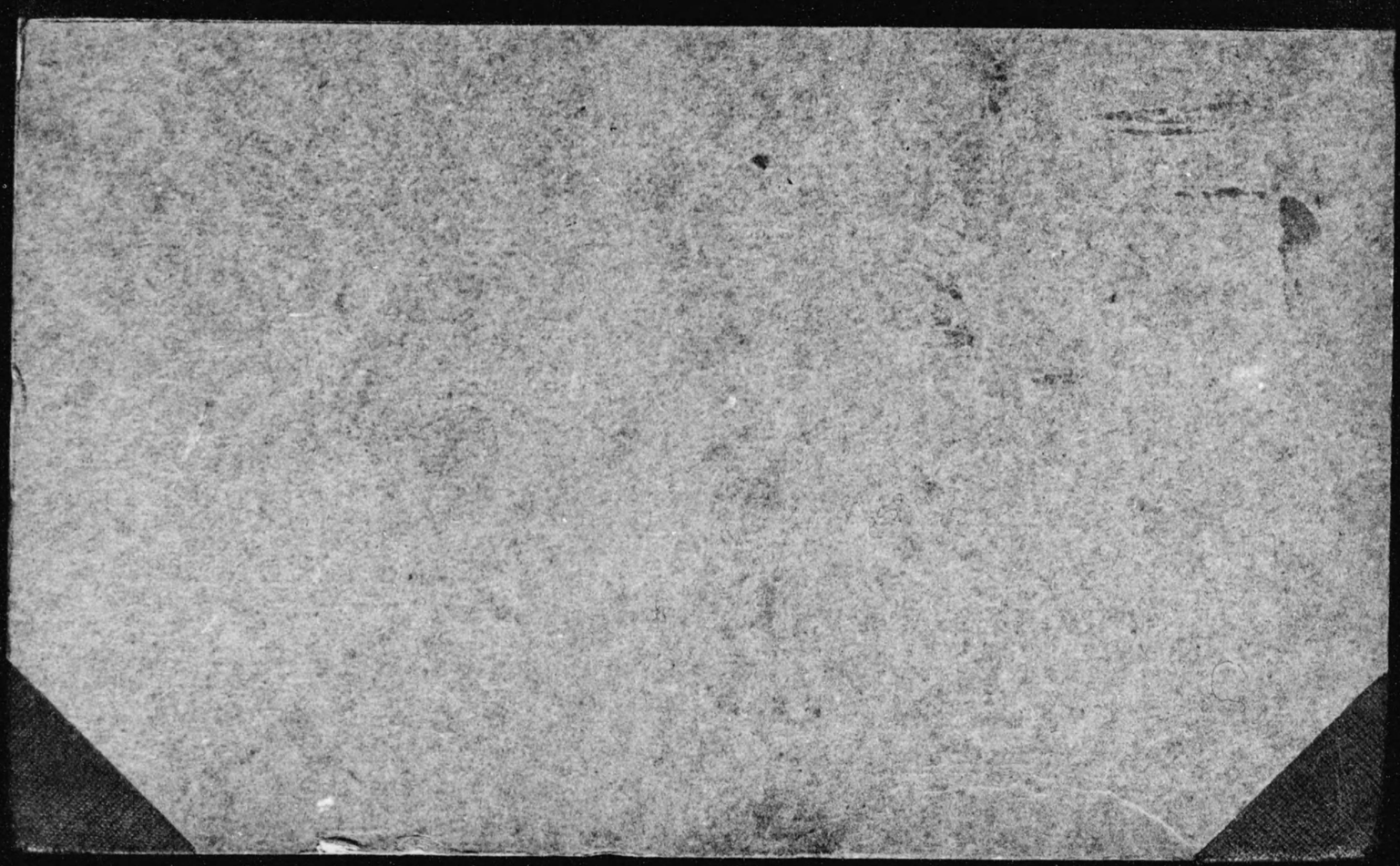
H.4
575